

生活困窮世帯の 子どもに対する支援って どんな方法があるの？

国内外の取り組みと その効果に関するレビューおよび調査

平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業
「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方
の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの
支援に関する調査研究」報告書



生活困窮世帯の 子どもに対する支援って どんな方法があるの？

国内外の取り組みとその効果に関するレビューおよび調査

平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業
「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方
の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの
支援に関する調査研究」報告書



目次

ご挨拶	4
はじめに	6
全体サマリー（報告書概要版）	8

I 生活困窮者健康支援の考え方	12
------------------------	----

II 子どもの食・生活支援に関する国内・国外での取り組み	20
-------------------------------------	----

1. 緒言	20
2. 生活困窮世帯の実態と課題	23
1) 健康・こころの状況	24
2) 食生活	26
3) 育成環境	27
3. 国内における子どもの生活支援内容	32
1) 児童養護施設等の退所児童の支援	33
2) 子どもの居場所づくり、食支援	33
2) - 1 夕方から夜の子どもの居場所づくり	33
2) - 2 子どもの学習支援	33
2) - 3 配食サービス事業、食事支援ボランティア派遣事業	34
2) - 4 こども宅食	35
2) - 5 フードバンク	35
2) - 6 学校給食	38
2) - 7 放課後児童クラブ（学童保育）での食事提供	39
2) - 8 子ども食堂	41
4. 国外における子どもの生活支援内容	46
1) 栄養補給支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program：SNAP）	48
2) 女性・乳幼児向け特別栄養補給支援事業（Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants and Children：WIC）	51
3) 条件付き現金給付（Conditional Cash Transfer：CCT）	54
4) マイクロファイナンス（Microfinance）	57

5. 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備：2つの事例紹介	69
事例紹介1：行政と民間との連携（東京都江戸川区） 行政内の部局間連携と官民の巧みな役割分担による食を入り口とした総合 的支援の取り組み「KODOMO ごはん便」と「おうち食堂」	69
事例紹介2：「子どもの孤立」に取り組む行政と民間との連携（NPO 法人 PIECES） 孤立した子どもを社会につなげるコミュニティ・ユースワーカーによる 伴走支援	72
6. まとめと考察	76
III 子ども食堂の調査結果：一般の人の子ども食堂のイメージと利用者の声	80
1. 緒言	81
2. 一般の人の子ども食堂認知に関するインターネット調査	81
3. 子ども食堂利用者に対する横断調査	86
4. まとめと考察	92
VI インタビュー	96
1. 明石市訪問 誰一人置き去りにすることなく助け合うまちづくり「やさしい社会を明石から」	96
コラム：明石市訪問の記録	108
2. 湯浅誠氏 こども食堂は時間と空間と体験の共有できる場所	112
特別寄稿：「こども食堂」と「ネットワーク」のこれまでとこれから こども食堂ネットワーク事務局／NPO 法人全国こども食堂支援センター むすびえ理事 釜池雄高	122
V まとめ：子どもの生活支援を進める行政と民間団体の皆様への8つの提言	128
付録：謝辞・監修・検討会委員・著者・編集・協力者一覧	132

ご挨拶

従来の社会福祉制度の対象からは漏れてしまいがちな子どもの貧困や生活困窮者の自立支援への制度的な対応は2013年に始まった。2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、同年12月に「生活困窮者自立支援法」が制定され、社会的弱者に対する支援制度は拡充された。その背景には、我が国の18歳未満の子どもの相対的貧困率が16.3%（2012年時点）となり、OECD加盟国平均（11.4%）を上回り高水準であったこと、生活保護受給者だけでなく、その一歩手前の「働きたくても働けない」「住む所がない」などの生活困窮者が増えたなど、社会的弱者支援の必要性が明らかになったことがあった。

このような背景のもとで進められる政策に科学的な根拠を提供することを目的に、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」の成果をまとめたのが本報告書である。以下の2つの報告書からなる。報告書1：「「付き添い」のちから：生活困窮者の医療サービス利用の実態および受診同行支援の効果に関する調査研究」および報告書2：「生活困窮世帯の子どもに対する支援ってどんな方法があるの？：国内外の取り組みとその効果に関するレビューおよび調査」である。

報告書2では、生活困窮世帯の子どもの実態と課題（肥満、むし歯、長期欠席、自己肯定感の低さ、偏食・欠食・孤食、家や学校以外の居場所、アルバイトによる就労等）の他、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援として、児童養護施設等の退所児童への支援、子どもの居場所づくり、学習支援事業、そして、子ども食堂を含む食支援に関する行政や民間の取り組みについて取り上げた。

本報告書が、生活保護受給者だけでなく、高齢者、障害者、日本語が不自由な外国籍の方など社会的に不利な人々の受診を支援する付き添い支援、ならびに生活困窮世帯の子どもの健康・生活支援のため、子ども自身の食・生活・教育支援だけでなく、保護者に対する生活・就労・経済的支援の拡充に向けた科学的な根拠を提供することを期待している。

一般社団法人日本老年学的評価研究機構*は、健康長寿社会の実現に資する諸事業を推進することを目的に2018年1月に設立したばかりの法人である。本事業は、設立年に採択された、一般社団法人日本老年学的評価研究機構にとって記念すべき調査報告書である。その意味でも、本報告書がこの分野における、Evidence Based Policy Making (EBPM, 根拠に基づく政策形成) に科学的な基盤を提供できることを願っている。

2019年3月

一般社団法人 日本老年学的評価研究機構
代表理事 近藤克則

*本機構の活動内容の詳細については、ウェブサイト：www.jages.net/ をご覧ください

はじめに

2009年、日本の子どもの貧困が6人に1人という公的データが公表され、日本でも子どもの貧困問題が議論されるようになった¹⁾。その後、2013(平成25)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定²⁾、2014(平成26)年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され³⁾、国、地方自治体及び民間には子どもの貧困対策を連携・協働して推進することが求められてきた。18歳未満の子どもの相対的貧困率は2012年の16.3%から2015年には13.9%と減少しているが⁴⁾、依然として7人に1人が相対的貧困の状態にある。なお、OECDが2018年に公表した子どもの相対的貧困率の加盟国平均は13.4%である⁵⁾。

一般に、「子どもの貧困問題」という用語が使われているが、当事者は子ども自身だけではない。親・祖父母らの養育者、ひいては世帯が子どもの貧困の当事者であることを留意する必要がある。よって子どもの貧困対策は、子どもたちへの食・学習支援を含めた生活支援だけでなく、子どもを養育する生活困窮世帯に対して生活・経済的・就業支援など多方面からの支援が不可欠である。

本報告書では、生活困窮世帯の子どもへの支援に関する現状・課題について多角的な方向からアプローチした。I章では、生活困窮者への支援を行うにあたり考え方の基礎となる理論について説明した。II章では、まず初めに既存データを基に生活困窮世帯の子どもの実態と課題を明らかにした。次いで、国内外の生活困窮世帯の子どもに対する生活支援について、具体的事例を交えて取り組みを整理した。また、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備として、行政と民間の連携事例を紹介した。III章では、小中学生の保護者を対象とした子ども食堂の認知に関する全国調査と子ども食堂利用者に対する横断調査を報告した。

IV章では、先進的なこども支援関連施策を実施している兵庫県明石市の取り組みを、インタビューとコラムにてまとめ報告した。また、こども食堂の支援において実践的な活動をされている湯浅誠氏(社会活動家/法政大学教授)のインタビュー、釜池雄高氏(こども食堂ネットワーク事務局/NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事)のコラムを掲載した。

最後に、V章ではII章からIV章の報告をふまえ、生活困窮世帯の子どもへの生活支援に関する提言を実施主体別に述べた。生活困窮世帯の子どもの生活支援の課題は多岐にわたることから、様々なステークホルダーの協働が求められている。本報告書が、子どもの生活支援に関わる政策担当者、福祉関係者、実務者、医療関係者など多くの方々にとって一助となれば幸いである。

2019年3月

編集者および著者一同

● 本報告書における「こどもしよくどう」の表記について

「こどもしよくどう」の漢字表記には、「子供食堂」、「子ども食堂」、「こども食堂」と3通りの表記方法が見受けられる。本報告書では一般的な「こどもしよくどう」を意味する場合は「子ども食堂」を使用し、固有名詞としての「こどもしよくどう」の場合は、それぞれの表記に従っている。また、第IV章のインタビュー部分については話者の意図に従い「こども食堂」を使用している。

● 「相対的貧困」とは

相対的貧困とは人が社会生活を送る際に、その社会のほとんどの人々が享受している普通の習慣や行為を行うことができない状態を指す⁶⁾。等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯が占める割合を相対的貧困率という¹⁾。

引用文献

- 1) 相対的貧困率の公表について. 厚生労働省. 平成 21 年 10 月 20 日.
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/dl/h1020-3a.pdf>
- 2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律. 内閣府.
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law.pdf
- 3) 子供の貧困対策に関する大綱～ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して. 内閣府.
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>
- 4) 平成 28 年 国民生活基礎調査の概況. 厚生労働省. 平成 29 年 6 月 27 日.
http://www.koshu-eisei.net/upfile_free/20170731_FL1111.pdf.
- 5) Child poverty. OECD.
https://www.oecd.org/els/CO_2_2_Child_Poverty.pdf
- 6) Townsend P. Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living. Penguin Books;1979.

全体サマリー（報告書概要版）

子どもの貧困問題が取りざたされ、行政や民間団体による様々な支援の輪が広がってきている。支援は善意に基づくものであるが、だからといって、常に効果的で安全とは限らない。ひとつの支援をきっかけに世帯の抱える問題の総合的な解決につながることもあれば、深刻なスティグマ（烙印）付けにつながることもある。

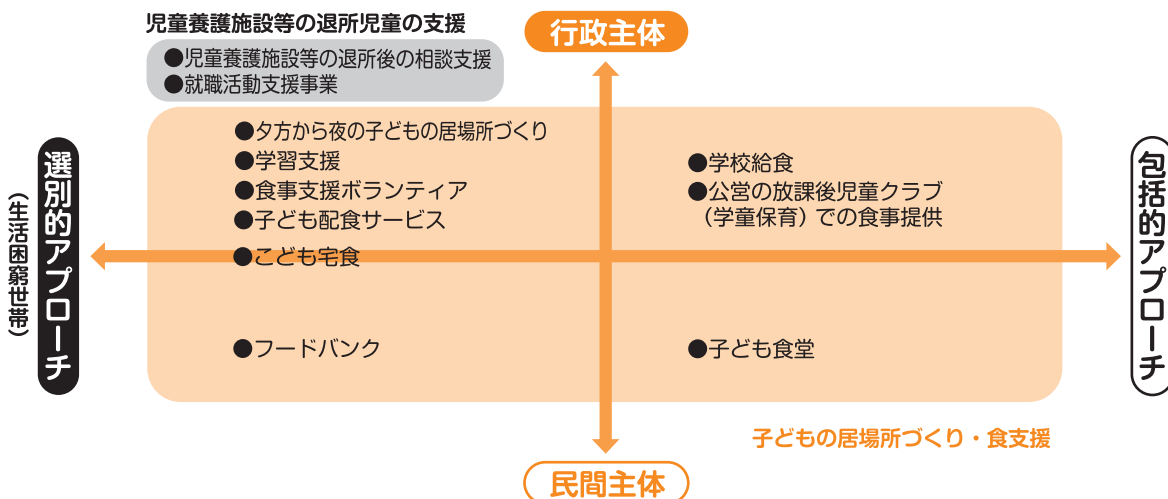
生活困窮世帯の子どもの支援する方法を検討する際に役立てて頂くべく、以下を実施した。

- 生活困窮世帯の子どもへの支援に関する国内外の取り組みの現状や、それぞれの支援方法の効果に関するエビデンスを収集して検討した。
- 食を通じた子どもへの支援として注目されている子ども食堂について、小学生もしくは中学生の保護者を対象に、子ども食堂の認知や利用希望等に関するインターネット調査を実施した。さらに、子ども食堂を利用している子どもとその保護者に対し調査を実施した。
- 生活困窮世帯の子どもへの支援の取り組みについて、国内外の事例やインタビューをもとに検討した
- 上記3点をもとに、我が国の生活困窮世帯の子どもへの支援に関して提言をまとめた。

本レビューおよび調査からわかったこと

- 1) 現在行われている支援には、生活困窮世帯に対する選別的なもの、すべての子どもを対象にした包括的なものがあり、行政主体の活動から民間主体のものまで様々であった（下図）。

支援者・アプローチの違いに基づく子どもの支援の取り組みの分類



- 2) 選別的アプローチは生活困窮世帯に特化した支援を行うことができるという利点がある。一方で、包括的アプローチは生活困窮世帯以

外の子どもも対象に含むため、生活困窮世帯の子どもに対するスティグマ（烙印）づけが生じにくいという利点がある。

2つの支援アプローチの利点と注意点

	支援の例	利点	注意点
包括的アプローチ	学校給食・公営の放課後児童クラブでの食事提供・子ども食堂（共生食堂型）など	生活困窮世帯の子どもに対するスティグマが生じにくい	利用者の多様なニーズにこたえにくい・利用者の利用スキル向上や、ニーズの高い対象者に向けて利用を促す情報提供等の追加的支援が必要
選別的アプローチ	児童養護施設等の退所後の相談支援・就職活動支援事業・夕方から夜の子どもの居場所づくり・学習支援・子ども配食サービス・食事支援ボランティア・こども宅食・フードバンク・生活困窮児童向け給食・CCT・マイクロファイナンスなど	生活困窮世帯に特化した支援を行うことができる	対象者のスティグマ付けや差別の防止をする工夫が必要

- 3) 生活困窮世帯の保護者は支援サービスに関する情報へのアクセスに課題を抱えている反面、支援サービスを利用することに興味があることわかった。

児向け特別栄養補給支援制度（The Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children: WIC）では、食品の提供に加え栄養アセスメント・栄養教育・保健サービス提供により、対象世帯では果物・野菜・全粒粉製品の購入量が増加したことが報告されている。また、条件付現金給付（Conditional Cash Transfers: CCT）では養育者に現金を支給する際に子どもの健診受診・定期予防接種といった条件を付けることで支援効果を上げている。貧困者を対象とした金融サービスであるマイクロファイナンス（Microfinance）では養育者に融資する際に健康教育プログラムを提供している。

- 4) (事例研究) KODOMO ごはん便、食事支援ボランティア派遣事業、こども宅食、子ども食堂といった子どもへの食支援が全国に見られた。これらは、栄養面の支援にとどまらず、支援を通じた関わりを通じて家庭内の問題発見に結び付いており、食支援を入口に家庭内の問題を包括的に解決していくきっかけとなりうると思われた。また、行政と民間との連携の必要性が示唆された。

- 6) (子ども食堂に関する調査) 自身の子どもを子ども食堂に行かせている理由として、安心・地域の人とのつながり・安価・子どもの居場所などを挙げる保護者が多かった。子ども食堂に行ったことがない人は、子ども食堂への負のイメージを多少なりとも抱えていること

- 5) (諸外国の支援活動) アメリカの栄養補給支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）は対象世帯にデビットカードを支給し、利用可能な小売店で食品の購入を促す仕組みであり、貧困世帯の減少に役立てられている。女性・乳幼

がわかった。広報活動や実際に訪れてもらうことで、子ども食堂は特別な人のためのものではなく、多くの人に開かれた地域交流拠点

でもあるという認識を広めていくことが重要と思われる。

生活困窮世帯の子どもの支援に携わる方々へ向けた提言

行政の皆さまへ

縦割り行政に横ぐしをさしましょう
地域の支援団体をマッピングしましょう
地域の支援団体に事業を任せて、活動しやすい環境と仕組みを提供しましょう

民間団体の皆さまへ

自身の組織で何がどこまでできるのか、何ができないのかを整理しましょう
支援団体のネットワークをつくりましょう／参加しましょう

皆さまへ

基本は包括的な支援ですが、スティグマを与えない工夫を施した選別的な支援も必要です
食の支援を入口に家庭の中の問題を解決しましょう
支援事業の効果評価をしましょう

これらの提言を踏まえて、私たちは生活困窮世帯の子どもの支援に携わる皆さまと一緒に、すべての子どもたちが安心できる居場所を見つけられる、やさしい社会づくりに貢献していくことを望んでいます。



生活困窮者支援の考え方

日本では、2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し(2014年1月施行)、2014年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定された。また、2013年12月には「生活困窮者自立支援法」が制定された(2015年4月施行)。このような政策の動向に伴い、現在、子どもを含めた生活困窮世帯の人々を支援するための社会的な取り組みが注目されている。

支援には、様々な考え方に基づいた様々な方法

がある。方法によっては、大きな効果が得られる場合もあれば、思わぬ「副作用」を招くものもある。本書では様々な支援の現状やその効果検証の結果を紹介していくが、それぞれの支援がどのような考えに基づき、どのような効果や予期せぬ効果を持ちうるのかを理解するための糧とすべく、ここでは、まず生活困窮者への支援に関連する主な概念を紹介する。

生活困窮者とは誰か

「生活困窮者」とはどのような人々であろうか。一般的には、単に「経済的に不利な状況にある人々」というイメージで捉えられることが多いかもしれない。しかし、生活困窮者自立支援法第2条に「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とあるように、生活困窮者は経済的困窮のみによって不利な立場にあるのではない。

経済的困窮者は同時に社会的孤立の問題も抱えていることが多い。つまり、彼らの生活における問題は物質的資源(モノ・カネ・サービスへのアクセス)と社会的資源(人や社会とのつながり)の不足から生じている。経済的困窮者は、家族・親族、友人・知人、同僚といった社会の中でのつながり、つまり「社会的ネットワーク」が少なく、そのため、ネットワークを介して得られるはずの「社会的サポート」も少ないことが知られている¹⁾。

社会的サポートには、買い物する際の手助けなど、日々の生活の中での困ったときに必要な手段的サポートと、悩みや苦しみを打ち明けたり、そのようなときに寄り添う情緒的サポートがある。生活の中で必要なサポートは様々であるので、私たちには、それを提供できるだけの多様な人びとの交流が必要であるが、生活困窮世帯が有する社会的ネットワークは、規模も多様性も小さい²⁾³⁾。

このように、社会的ネットワークが少なく、多様性がないことは、健康・生活上の望ましい行動をする機会が少ないことにつながる⁴⁾。私たちの行動習慣は、どれだけお金や持ち物を持っているかだけで決まるのではなく、どのような人とどのように付き合っているかや、私たちが日々生活している地域や職場といったコミュニティの中でどのような社会的地位にあるのか、といった社会的側面の影響を受けるからである。ライフスタイルは、このように、物質や社会関係・社会的地位といった様々な側面を通じて習得・会得される¹⁾。

WHOの「健康の社会的決定要因に関する特別委員会（Commission on Social Determinants of Health）：CSDH」による報告書（2008）においても、健康格差対策の指針の1つとして「生活環境を改善する」が挙げられており、健康格差対策には**広く生活全般の環境の改善にアプローチすることの必要性が示されている**⁶⁾。したがって、生

活困窮者の支援の際には、現金給付や医療扶助など、金銭やサービス面の援助だけでは一時的な支援にしかない。同時に社会的孤立や社会的排除、ライフスタイル、生活環境など、支援の対象者がおかれた地域や社会の構造的な部分に関する問題の解消を長期的な目標として設定する必要がある。

誰を支援対象とするか：包括的支援と選別的支援

社会福祉の分野等では、支援は、包括的な支援（普遍主義：ユニバーサリズム universalism）と選別的な支援（選別主義：セレクトイビズム selectivism）に分類されることが多い。包括的な支援がすべての人を対象にした支援であるのに対して、選別的支援は、特定の状況におかれた人々のみを対象とする支援である。たとえば、子どもの食支援における包括的なアプローチとしては日本の学校給食がある。子どもたち全員に栄養価の高い食事を提供し、また食を通じた教育の機会にもなっている。一方、諸外国には、生活困窮世帯の子どもたちだけが利用可能な学校給食や、生活困窮世帯に食料品を購入できるカード等を配布する、といった選別的な支援もある。金銭的支援の方法としては、生活保護制度は選別的、北欧等で実験的に実施されているベーシックインカムは包括的なアプローチと言える。

包括的なアプローチは、全員を対象としているので、今は生活に困窮していない人も含め、将来の不安を減らして心理的な安定を与える効果が期待できる。たとえ生活に困窮することになっても支援を得られるという安心感である。一方、支援に必要なコストが大きいというデメリットがある。また、様々な背景がある人々に一様にアプローチするため、様々な生活様式や行動の好みに対応できず、一部の人がせつかくの支援の機会を利用しない、といったデメリットも考えられる。

選別的なアプローチは、特定の人々に提供するため、予算など、利用できる資源の量に合わせて

相手を選び、効率的に支援を届けることができるのが利点である。対象者の興味関心を把握しやすいため、しっかりと利用してもらえる支援サービスを開発することもできる。一方で、特定の人々を選別するため、それがラベリングやスティグマ（烙印）付けになってしまうという深刻なデメリットもあり、注意が必要である。「あの人は〇〇支援を受けている（＝自分で生活を安定させられないダメな人だ）」といった差別意識を持たれる対象になってしまったり、「私は〇〇支援を受けているダメな人間だ」というように自らをスティグマ付けしてしまい、周囲から自発的に距離をとってしまったり、就職などの社会参加の機会をあきらめてしまったりするⁱⁱ⁾。

たとえば、子ども食堂に関しても、湯浅（2016）による類型として、参加対象を限定しないもの（「共生食堂」）と貧困家庭の子どもを対象にしたもの（「ケア付き食堂」）が存在する⁷⁾。前者は包括的、後者は選別的なアプローチである。後者のほうが、リスクの高い貧困世帯の子どもに直接支援を届けられるという点で、栄養や社会とのつながりの格差をより強く減少させられる可能性がある。しかしながら、上述のように、後者の形態は、方法によっては参加する子どもたちへのスティグマやラベリングを生み出すことも危惧されるため、経験を積んだ人々による注意深い活動が求められるだろう。

健康格差是正のための“発展型”の包括的アプローチ

すべての人が何かしらの問題を抱えており、またいつどのような問題を抱えるかはわからない。そのため、基本的には福祉的な対策は包括的なものを基本としたほうが良いであろう。また、ステイグマの問題からもそのことが言える。一方で、上述のように、ユニバーサルな対応だけでは、深刻な生活困窮状態にある人々へのアウトリーチが難しく、取り残されてしまう人々を作ってしまう可能性がある。

そこで、単純な包括的アプローチを発展させる考え方も提案されている。一つは、**包括的なアプローチと選別的なアプローチを組み合わせる方法**である。全員に対してのサービスを提供しつつ、特定の特徴を持つ人々には、その人々のニーズや興味関心にあった追加的な支援を提供する、といったアプローチである。たとえば、医療保険は全員を対象としているが、生活保護受給者など、特定の条件を持つ人々は、その保険料や受診時の負担金を減らす、といった制度設計がされている。

もう一つは、**社会的に不利な度合いに応じ**

て傾斜をかけた包括的アプローチ、あるいは**傾斜付きのユニバーサリズム (proportionate universalism)** である。すべての人々を対象とした支援の機会を作りつつ、生活困窮の程度が強い人には、その度合いに応じて、支援を受けるためのハードルを下げたり、支援の内容を強化したりするのである。日本では、いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)」など、すべての新生児を訪問する取り組みが全国で行われているが、保健師等が各家庭を訪問する中で、生活困窮の程度が大きいと思われた家庭には追加的な支援を提供することができる。このように傾斜を掛けてターラードに支援を調整することで、健康格差の是正を目指すのである⁸⁾。フランスではユニバーサリズムに基づくスクリーニング支援は大腸がんスクリーニングへの参加の格差を拡大させるが、傾斜付きのユニバーサリズムはその格差を減少させることが報告されている⁹⁾。

支援の効果評価および支援の届け方の研究に必要な視点

支援の効果を評価することは重要である。実施した支援が参加者にどのような影響をもたらしたのかを把握することは、支援事業の良かった点や課題となる点を抽出するうえでとても役に立つ。前述の WHO による CSDH 報告書には健康格差対策の指針として「**課題を測定し、理解して、取り組みの効果をアセスメントする**」が挙げられている⁶⁾。支援の効果をデータとして示すことは、**関係者間の合意形成、効果的な活動の推進、住民の理解の推進のいずれにも大いに役立つ**。また、支援が実際に参加者の健康の向上や生活課題の解決につながっていることが数値として示されれば、**支援に携わっている人々のモチベーションの維持・向上にもつながる**。

* 評価の視点

それでは、支援の効果をどのような視点で評価すべきであろうか。たとえば子どもの食支援であれば子どもの栄養摂取、付き添い支援であれば適切な受診行動が、その事業が求めるゴールと近く、優先的に検討されるべき指標であろう。しかしながら、「生活困窮者とは誰か」の節で述べたように、背景には社会的孤立の問題もある。したがって、支援によって**社会とのつながりが構築されるか、実際にされたか**、も評価したい。実際に生活困窮者の支援にあたっている現場においては、生活困窮世帯をいかにして社会的資源につなげるかに注力されているし¹⁰⁾、学術的な観点からも、

経済的困窮と不健康をつなぐ重要なプロセスの1つとして社会的資源の不足が社会疫学における研究対象とされている¹¹⁾。

支援の取り組みの個々の事例を検討する際にも、物質的側面と社会的側面の両面において評価したい。たとえば、食を通じた支援の1つであるフードバンクは、緊急的に命をつなぐための物質的な支援という性格を有するが、実際は社会とのつながりの構築のねらいもあると思われる。たとえば、国内のフードバンクの取り組みの草分けである「フードバンク山梨」では月2回の食糧支援の際に、食品に手書きの手紙と無料で返信できるはがきを同封し、被支援者との社会的つながりを構築する工夫がなされている¹²⁾。

*ソーシャル・キャピタル：一つの支援が、さらなる支援や一層の社会包摂につながる

上述のように、人や社会とのつながりは、必要なサポートを受けるために不可欠なものである。つまり、つながりは、生活していくために必要な資源といえよう。このように、つながりの資源的な側面のことを、ソーシャル・キャピタルという。

ある支援によって一つの社会的なつながりがで

きると、そのつながりが資源となり、さらに別の場面の支援につながる可能性を持っているⁱⁱⁱ⁾。つながりには、そのような「波及効果」あるいは「スピルオーバー効果」がある^{13) 14)}。たとえば、米国のコミュニティ・ガーデン（市民農場のようなもの）の研究では、本来的な食糧を作る場という意味に加えて¹⁵⁾、青少年の社会的つながりの構築、非行の防止といった副産物的効果があることが知られている¹⁶⁾。子ども食堂などの食を通じた子どもの支援についても、食事摂取だけでなく子ども食堂に参加することが、地域社会への入口となっている。社会との接点として、「食」は有用なツールとなる。付き添い支援に関しても、制度そのものは一時的な医療アクセスのバリアの除去および不適切な医療利用の削減が目的であるが、付き添いの過程の中で築かれた信頼における人間関係は、更なる支援や資源につながるきっかけとなるだろう。

したがって、**食や医療へのアクセスを通じたこれらの支援の副産物として、被支援者にどのような利益がもたらされるか**を検討することも、今後の研究課題の1つとして挙げられる。

組織・部署間の連携の重要性：地域包括ケアはガバメントではなくガバナンス

生活困窮者の物質・金銭的欠乏の代替だけでなく、社会的つながりの構築や生活環境へのアプローチを目指すためには、1つの組織だけでできることは限られている。そのため、幅広い、横断的・縦断的な連携が不可欠である。WHOのCSDH報告書において、これを「権力・お金・資源の不公正な分配を是正するために**幅広い連携とガバナンスを構築する**」という指針として示している^{6) iv)}。同報告書では、「ガバメント」ではなく「ガバナンス」という用語をあえて強調して用いている。ガバメント（government）が、行政や為政者が配下の組織に指令を出し、管理する、いわば「縦の統治」であるのに対して、**ガバナンス**

（governance）は各組織が、それぞれの機能を最大限に発揮できるような有機的な連携体制を整えることである。ガバメントよりも、水平的、双方向的な要素の強い組織間連携体制といえよう。たとえば、子ども食堂に来た子どもが、食べ物以外の課題を抱えていることに支援者が気づいた際に、普段から相談先となる行政機関を含めた地域の組織同士のネットワーク（ガバナンス体制）があれば、その子どもについて相談する組織に速やかに連絡することができる。いわば、子どものための**地域包括ケアのネットワーク**である。

*組織連携体制の構築が支援の効果を最大化させる

何らかの支援を始めようという場合、新たな支援事業を始めることを考えがちであるが、新しいことを一から始めるのはお金も時間もかかる。一方、今現在、**すでに地域で行われている支援事業どうし、その運営組織どうしの連携を深めることでも、支援の効果を上げられる場合もある**だろう。組織同士のつながりを増やすことが、地域全体のソーシャル・キャピタルの醸成につながり、それぞれの支援の効果を最大化することにつながるのである。

*** 地域の状況を見える化し、共有することで、地域の実情に即した支援体制を**

組織同士のネットワークを広めようとする場合、「支援の効果評価」の節で述べたように、客観的なデータで支援の効果や課題の大きさを示

し、共有することが、関係者間の合意形成・効果的な活動の推進・住民の理解の推進といった効果を生み出すために大いに役立つだろう。

その際、地域の特性によってそれぞれの組織が担うべき役割は異なるため、地域の事情とマッチした支援体制をつくることも大切であろう。地縁ネットワークが減少した現代社会においては¹⁸⁾⁻²⁰⁾、伝統的な地域コミュニティに基づく住民間の社会関係よりも行政・民間のサービスが人々の生活に与える影響力が大きい。一方で、その影響力は地域によって異なる可能性がある。地縁組織の力が弱い都市部等では行政や民間の取り組みの重要性が大きいが、反対に、行政・民間サービスが乏しい農村地域では地域住民どうしの助け合いを促す仕組みが有効である¹⁸⁾。地域の実情に即したガバナンスが求められる。

引用文献

- 1) Weyers S, Dragano N, Möbus S, et al. Low socio-economic position is associated with poor social networks and social support: Results from the Heinz Nixdorf Recall Study. *International Journal for Equity in Health* 2008;7(1):13.
- 2) Fischer CS. *To dwell among friends: Personal networks in town and city.* Chicago: University of Chicago Press;1982.
- 3) Small ML. *Unanticipated gains: Origins of network inequality in everyday life.* New York:Oxford University Press;2009.
- 4) Umberson D, Montez JK. Social relationships and health: A flashpoint for health policy. *J Health Soc Behav.* 2010;51(1_suppl):S54-S66..
- 5) Bourdieu P. The forms of capital. In: Richardson JG, ed. *Handbook of theory and research for the sociology of education.* New York:Greenwood Press; 1986, p241-58.

- 6) Marmot M, Friel S, Bell R, et al:Commission on Social Determinants of Health. Closing the gap in a generation: health equity through action on the social determinants of health. Lancet. 2008;372(9650):1661-69.
- 7) 湯浅誠.「こども食堂」の混乱、誤解、戸惑いを整理し、今後の展望を開く. Yahoo! ニュース JAPAN. 2016 年 10 月 16 日.
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20161016-00063123/>
- 8) Marmot M, Bell R. Fair society, healthy lives. Public Health 2012;126:S4-S10.
- 9) Guillaume E, Dejardin O, Bouvier V, et al. Patient navigation to reduce social inequalities in colorectal cancer screening participation: A cluster randomized controlled trial. Prev Med. 2017;103:76-83.
- 10) 奥田知志, 稲月正, 垣田裕介, 堤圭史郎. 生活困窮者への伴走型支援: 経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート. 明石書店, 2014.
- 11) Glymour MM, Ayendano M, Kawachi I. Socioeconomic status and health. In: Berkman LF, Kawachi I, Glymour MM, eds. Social epidemiology. 2nd ed. New York: Oxford University Press;2014,p17-63.
- 12) 村山伸子, 米山けい子. フードバンクによる子どもがいる生活困窮世帯への夏休み期間の食料支援プロジェクト. 日本健康教育学会誌. 2017;25(1):21-38.
- 13) Coleman JS. Foundations of social theory. Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press;1994.
- 14) Castiglione D, Van Deth JW, Wolleb G. The handbook of social capital. Oxford:Oxford University Press;2008.
- 15) Litt JS, Soobader M-J, Turbin MS, et al. The influence of social involvement, neighborhood aesthetics, and community garden participation on fruit and vegetable consumption. Am J Public Health. 2011;101(8):1466-73.
- 16) McCabe A. Community gardens to fight urban youth crime and stabilize neighborhoods. Int J Child Health Hum Dev.2014;7(3):1-14.

- 17) 近藤尚己. 健康格差対策の進め方：効果をもたらす5つの視点. 医学書院、2016.
- 18) 石黒格, 野沢慎司, 赤枝尚樹, 他. 変わりゆく日本人のネットワーク：ICT普及期における社会関係の変化. 勁草書房、2018.
- 19) Wellman B, Haase AQ, Witte J, Hampton K. Does the Internet increase, decrease, or supplement social capital? Social networks, participation, and community commitment. *Am Behav Sci.*2001;45(3):436-55.
- 20) Wellman B, Wong RY, Tindall D, Nazer N. A decade of network change: Turnover, persistence and stability in personal communities. *Social Networks.* 1997;19(1):27-50.

脚注

- i) このような、ある社会的地位内で獲得・表出される習慣やライフスタイルを、Bourdieu (1982) は文化的資本 (cultural capital) と呼んだ⁵⁾。
- ii) これを自己スティグマ：self stigma という。あるいはそうすることをスティグマの内面化 internalizing という。
- iii) Coleman (1994) は、そのような特性を持つ社会的つながりを「流用可能な社会組織 (appropriable social organization)」と呼んでいる¹³⁾。
- iv) 原文 (tackle the inequitable distribution of power, money, and resources) には「幅広い連携とガバナンスで」とは入っていないが、解説文ではそこが強調されており、これが肝心な部分であることがうかがえたため、近藤 (2016) に倣い、この言葉を追加している¹⁷⁾。



子どもの食・生活支援に関する 国内・国外での取り組み

1. 緒言

我が国における18歳未満の子どもの相対的貧困率は2008（平成20）年時点で16.0%、経済協力開発機構（OECD）加盟国34か国中、貧困率が高い方から数えて11位であり¹⁾、先進国の中でも子どもの貧困率の高さが問題となっている。また、子供がいる世帯のうち、特にひとり親世帯での相対的貧困率は54.3%（2010年OECD加盟32か国中、貧困率が高い方から数えて2位）と高い¹⁾。このような背景のもとで、2013（平成25）年6月、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進すること」を目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」²⁾が制定された。2014（平成26）年8月には、同法に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」³⁾が閣議決定された。

大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を

検証・評価するための指標として、「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率」「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率」「生活保護世帯に属する子供の就職率」「児童養護施設の子供の進学率及び就職率」「ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）」「ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率」「スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率」「就学援助制度に関する周知状況」「日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）」「ひとり親家庭の親の就業率」「子供の貧困率」「子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率」が挙げられている。また、これらの指標の改善に向けた当面の重点施策として、1. 教育の支援、2. 生活の支援、3. 保護者に対する就労の支援、4. 経済的支援などが挙げられている（図II-1-1）。

図Ⅱ-1-1：子供の貧困対策に関する大綱・指標の改善に向けた当面の重点施策

指標の改善に向けた当面の重点施策



上記「2. 生活の支援」の項目はさらに下記の6項目に分類される。

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子供の生活支援
- (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4) 子供の就労支援
- (5) 支援する人員の確保等
- (6) その他の生活支援

(2) の子供の生活支援には、「児童養護施設等の退所児童等の支援」「食育の推進に関する支援」「ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援」が含まれる。

本報告書では、まず初めに、生活困窮世帯の実態と課題について、既存データを元に現状を明らかにする（第2節）。次に、生活困窮世帯の子どもに対する支援内容として、特に「(2) 子供の生活支援」に焦点を当て、児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくり、食支援に関する行政や民間での取り組みについて、実際の事例も交えながら紹介する（第3節）。また、生活困窮世帯の子どもに対する国外での支援事例についても紹介する（第4節）。加えて、「(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備」と関連して、行政と民間の連携についても2つの事例を紹介する（第5節）。そして最後に、今後の生活困窮世帯の子どもに対する支援のあるべき姿について考察する（第6節）。

引用文献

- 1) 2. 子どもの貧困対策について. 厚生労働省.
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/kaigi/dl/130725-02.pdf
- 2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律. 内閣府.
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law.pdf
- 3) 子供の貧困対策に関する大綱～ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～. 内閣府.
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>

2. 生活困窮世帯の実態と課題

概 要

- 生活困窮世帯の子どもを取り巻く課題として、国内の複数の調査結果より、
 - 1) 健康・こころの状況
 - 2) 食生活
 - 3) 育成環境の3つの視点から実態を把握した。
- 生活困難世帯の子どもは肥満者割合やむし歯保有者割合が高いことや、野菜や果物の摂取頻度が低いもののインスタント食品の摂取頻度が高いなどの偏食、朝食欠食や孤食など、食に関する課題が多いことが報告された。
- 長期欠席・不登校の児童生徒数はひとり親世帯や生活困難層で高かった。自己肯定感は生活困窮世帯の生徒で低く、家族や友人、学校教員などの身近な人に困りごと等を相談できない生徒が多いことが報告された。
- 平日夜や休日における家や学校以外の居場所の利用意向は生活困窮世帯の生徒で高く、生活困窮世帯の高校生では、生活費を稼ぐために部活動ができない割合が高いことが報告された。
- 生活困窮世帯の保護者では、支援サービスに関する情報へのアクセスに課題を抱えていることが報告された。生活困窮世帯の保護者は、行政機関から子育て施策等に関する情報を受け取っている割合が低く、支援サービスの存在を知らなかったために利用しなかった保護者の割合は生活困窮世帯で高いものの、利用することに興味がある保護者は生活困窮世帯で高いことが報告された。

厚生労働省によると、「生活困窮者」は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者¹⁾とされ、昨今の生活保護受給者数の急増に伴

い、生活保護に至る前階にある生活困窮者の自立の促進が求められ、生活困窮者自立支援制度の拡充が図られている。生活困窮者自立支援法の主な対象者のうち、特に子どもに関わりのある対象者としては、ひきこもり、中高不登校、高校中退等

II 子どもの食・生活支援に関する国内・国外での取り組み

が困窮状態に至るリスクを抱えているとされている（表Ⅱ-2-1）。子どもの貧困対策の推進に関する法律³⁾の施行も踏まえて、貧困の連鎖を防止し

生活困窮世帯の子どもを早期に発見し、学習だけでなく**生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。**

表Ⅱ-2-1：生活困窮者自立支援法の主な対象者

生活困窮者	人数	出典
福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者	約 30 万人	平成 29 年厚生労働省推計
ホームレス	約 0.6 万人	平成 29 年ホームレスの実態に関する全国調査
離職期間 1 年以上長期失業者	約 76 万人	平成 28 年労働力調査
ひきこもり状態にある人	約 18 万人	平成 28 年内閣府推計
スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども	約 6 万人	平成 27 年
税や各種料金の滞納者、多重債務者等例) 国保保険料滞納世帯数	311 万世帯	平成 28 年厚生労働省保健局国民健康保険課

※それぞれは重複もある

出典：引用文献2) より筆者作成

そこで本節では、生活困窮世帯の子どもを取り巻く課題として、1) 健康・こころの状況、2) 食生活、3) 育成環境の3つの視点から実態を把握することとした。

子どもの健康・生活実態調査」によると、生活困難世帯の子どもの肥満やむし歯の割合は、非生活困難世帯に比べていずれも高く、健康状況に課題があることが報告されている³⁾。

1) 健康・こころの状況

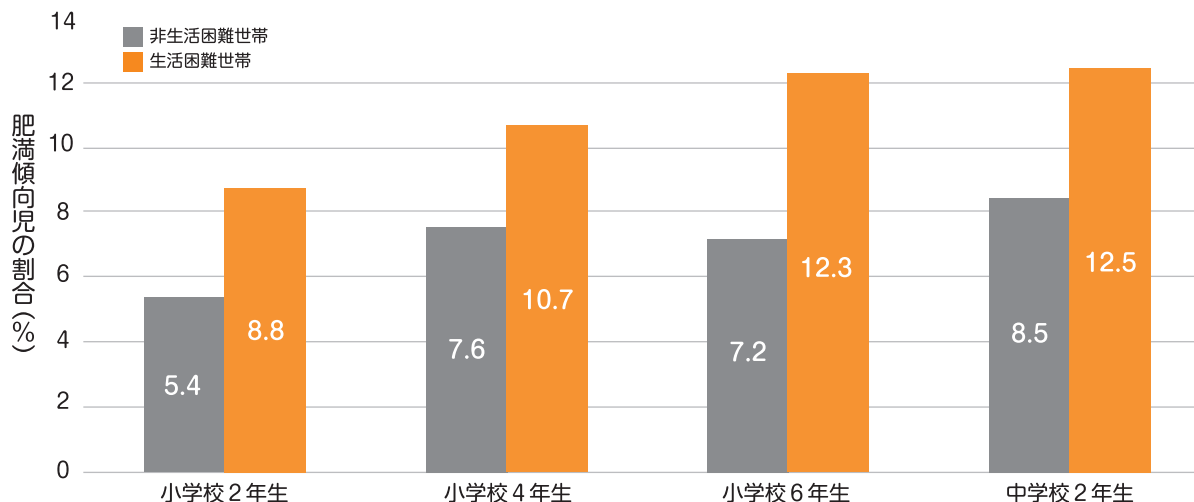
子どもの健康・こころの状況に関する課題としては、肥満やむし歯、長期欠席（不登校等）、自己肯定感の低さなどが挙げられる。

2016年に実施された東京都足立区「第2回子

1) -1 肥満

生活困難世帯における肥満の割合は、どの学年においても非生活困難世帯と比べて高かった（図Ⅱ-2-1）。

図Ⅱ-2-1：東京都足立区の生活困難世帯別の小・中学生の肥満傾向児の割合



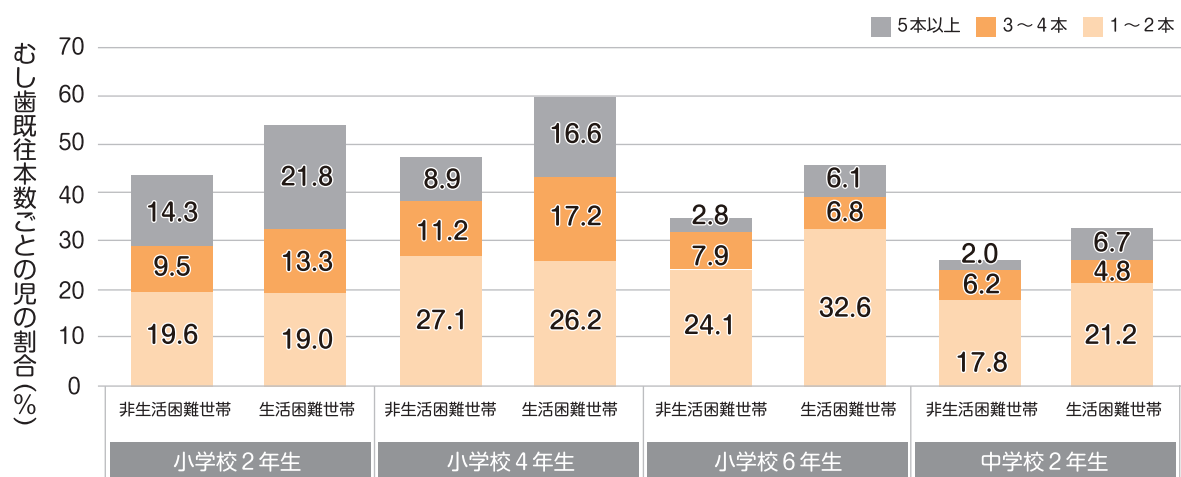
出典：引用文献4) より筆者作成

1) -2 むし歯

生活困難世帯におけるむし歯の既往本数が5本以上の割合は、非生活困難世帯に比べて高く、小

学4年生・小学6年生で約2倍、中学2年生で約3倍と高くなっていた（図Ⅱ-2-2）。

図Ⅱ-2-2：東京都足立区の生活困難世帯別の小・中学生のむし歯の既往本数



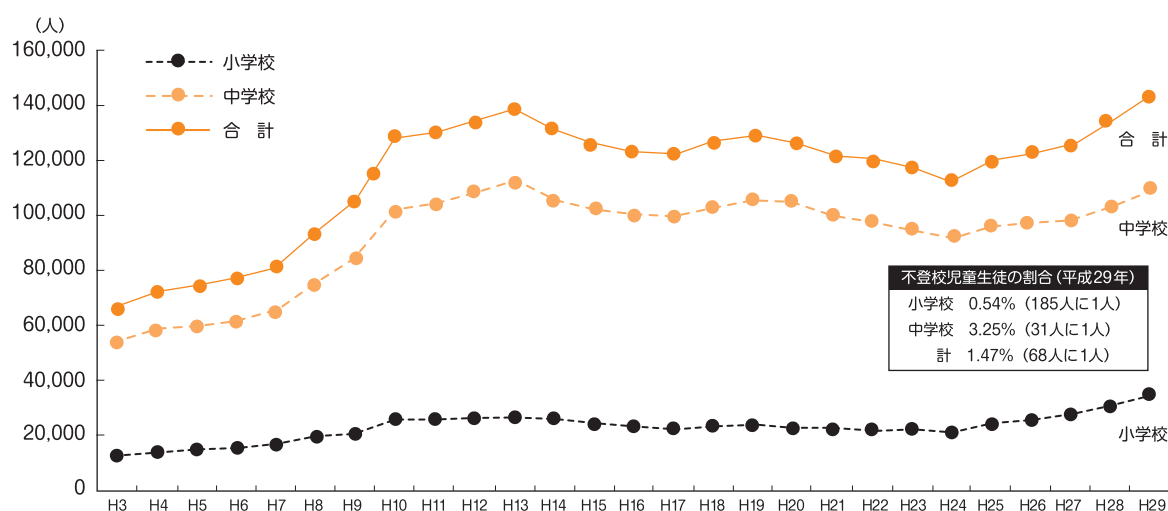
出典：引用文献4) より筆者作成

1) -3 長期欠席・不登校

長期欠席・不登校に関しては、文部科学省によると、小・中学校における長期欠席者数は、217,040人（小学校72,518人、中学校144,522人、

2017年）、このうち不登校児童生徒数は、144,031人（小学校35,032人、中学校108,999人、2017年）と近年増加が報告されている⁵⁾（図Ⅱ-2-3）。

図Ⅱ-2-3：不登校児童生徒数の推移



出典：引用文献5) p.73 参考1より

さらに東京都によると、小学5年生と中学2年生において、「学校に行きたくないと思った頻度がよくあった」と回答した割合は、世帯タイプ別ではふたり親世帯（小学5年生11.4%、中学2年生12.1%）に比べて、ひとり親世帯（小学5年

生16.2%、中学2年生18.1%）で高く、世帯困難度別では一般層（小学5年生10.9%、中学2年生11.8%）に比べて、困難層（小学5年生17.1%、中学2年生16.7%）で高い傾向があることが報告されている⁶⁾。

1) -4 自己肯定感

自己肯定感(注)に関しては、東京都によると、自己肯定感が低い(0-12点/24点満点)割合は生活困窮層の子どもで高い(中学2年生:37.7%、16-17歳:42.2%)ことが報告されている⁶⁾。生活困窮層に限ってさらに詳しくみると、小学校5年生、中学校2年生、16-17歳のどの年齢層においても、困っていることや悩み事、楽しいことや悲しいことを家族(親)、友人、学校教員と「よく・時々話す」子どもは、「あまり・ぜんぜん話さない」子どもよりも自己肯定感が高い(17-24点)ことが報告されている⁶⁾。

(注) 自己肯定感:自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味し、次の8つの項目から指数化されている:「がんばれば、むくわれると思う」「自

分は価値のある人間だと思う」「自分は家族に大事にされていると思う」「自分は友達に好かれていると思う」「不安に感じることはないと思う」「孤独を感じることはないと思う」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」

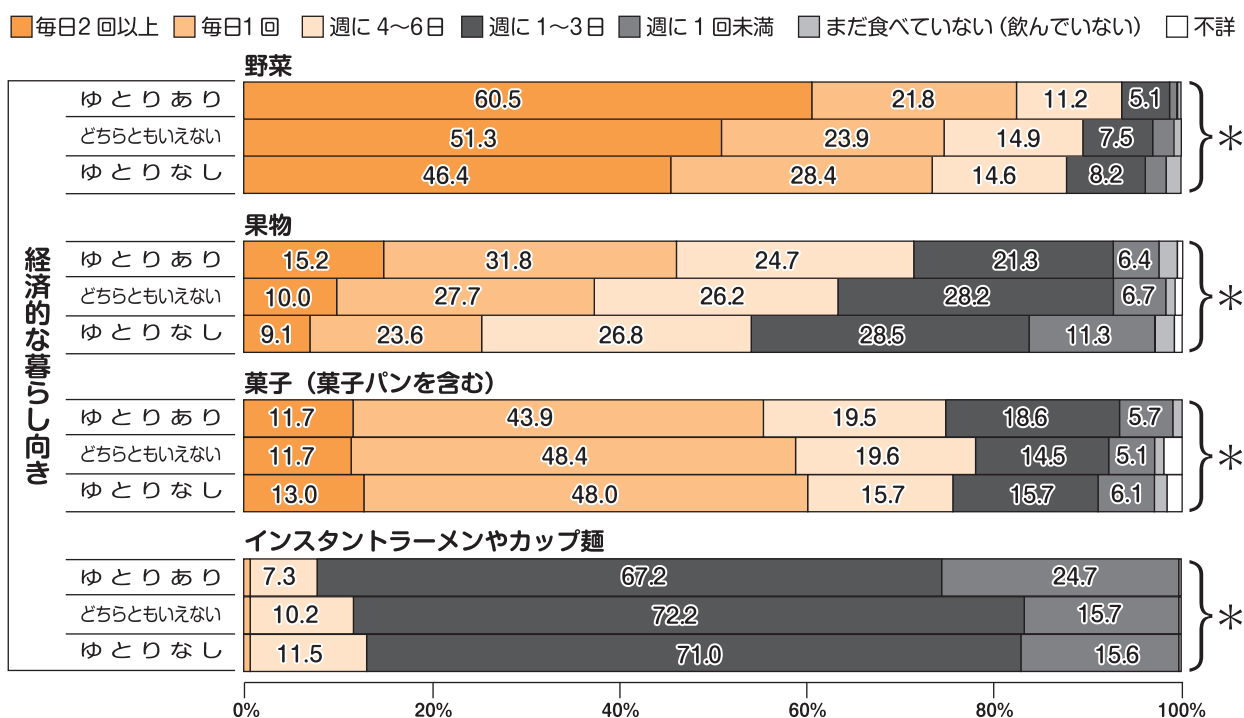
2) 食生活

子どもの食生活に関する課題としては、偏食・欠食・孤食が挙げられる。

2) -1 偏食

厚生労働省によると、経済的な暮らし向きがゆとりなしの家庭では、乳幼児の野菜・果物の摂取頻度が低く、菓子(菓子パン含む)、インスタントラーメンやカップ麺の摂取頻度が高い傾向が報告されている(図II-2-4)⁷⁾。

図II-2-4:経済的な暮らし向き別の乳幼児の野菜・果物・菓子(菓子パンを含む)・インスタントラーメンやカップ麺の摂取頻度



出典:引用文献7)より一部抜粋

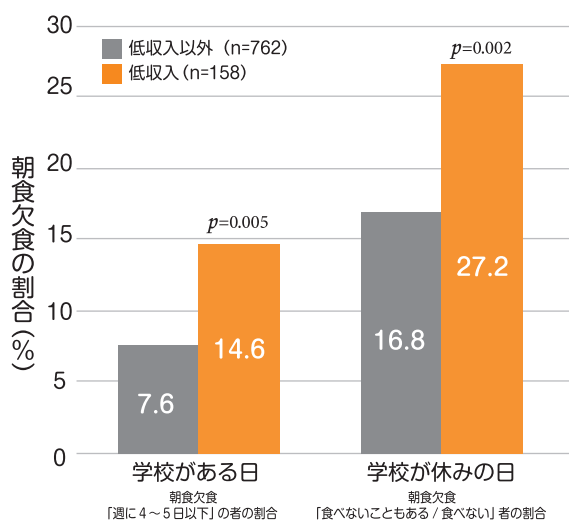
さらに東京都の調査では、中学2年生ではカップ麺・インスタント麺の摂取頻度が、母親の就労

時間帯が「夜勤あり」、「深夜勤務あり」で高いことが報告されている⁶⁾。

2) -2 欠食

朝食の欠食が課題である。朝食を食べる習慣は、生活リズム、こころの健康、学力・学習習慣や体力と関係していることが多くの研究で報告されている⁸⁾。東日本4県における調査では、小学5年生の朝食欠食の割合は、低収入以外の世帯に比べて、低収入世帯で高いことが報告されている(図II-2-5)⁹⁾。

図II-2-5：低収入世帯別の学校がある日と休みの日の朝食欠食の割合



検定方法：カイ二乗検定

出典：引用文献9)表2より筆者作成

2) -3 孤食

子どもと一緒に夕食をとる回数が「週3日以下」と回答した保護者は、世帯タイプ別ではふたり親世帯(9.9%)に比べて、ひとり親世帯(22.8%)で高く、世帯の収入階級別では中高収入層以上(12.6%)に比べて、貧困層(16.8%)で高いことが報告されている¹⁰⁾。

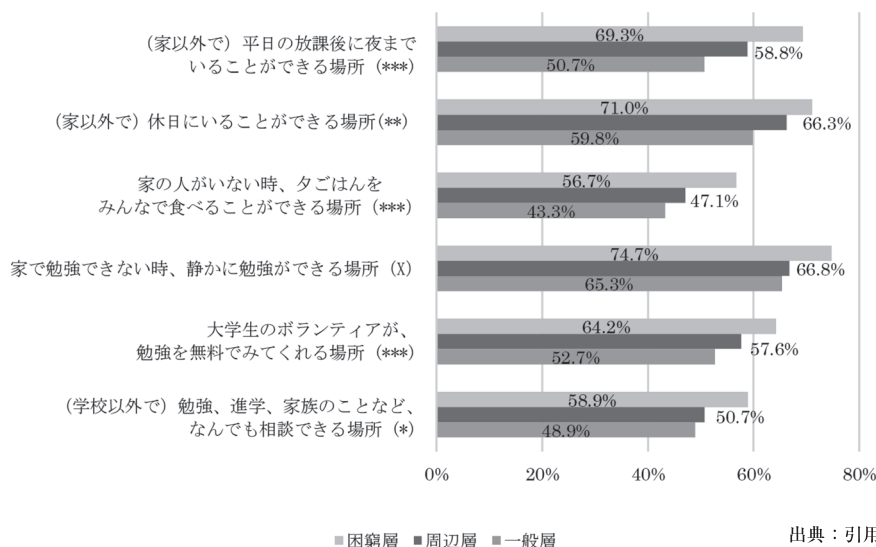
3) 育成環境

子どもの育成環境に関する課題としては、家や学校以外の居場所、部活動や就労状況、保護者の情報の受け取り方法、支援サービスの利用状況・認知状況・利用意向などが挙げられる。

3) -1 家や学校以外の居場所

東京都の調査によると、中学2年生及び16-17歳において、「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」、「(家以外で)家の人がない時、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」、「(学校以外で)通学、進学、家族のことなどなんでも相談できる場所」等のサービスの利用意向を持つ子どもの割合は、一般層に比べて、困窮層で高いことが報告されている(図II-2-6)⁶⁾。

図II-2-6：子ども本人のサービス利用意向：生活困難度別(中学2年生)



出典：引用文献6)図表7-1-5より

※東京都「子供の生活実態調査(平成28年度)」⁶⁾では、子どもの「生活困難」を以下3つの要素：

①低所得(等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の

世帯)、②家計の逼迫(公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち1つ以上該当)、③子どもの体験や所有物の欠如(子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当)のうち、2つ以上の要素に該当する場合は困窮層、いずれか1つの要素に該当する場合は周辺層、いずれの要素にも該当しない場合は一般層と定義されている。

3) -2 部活動や就労状況

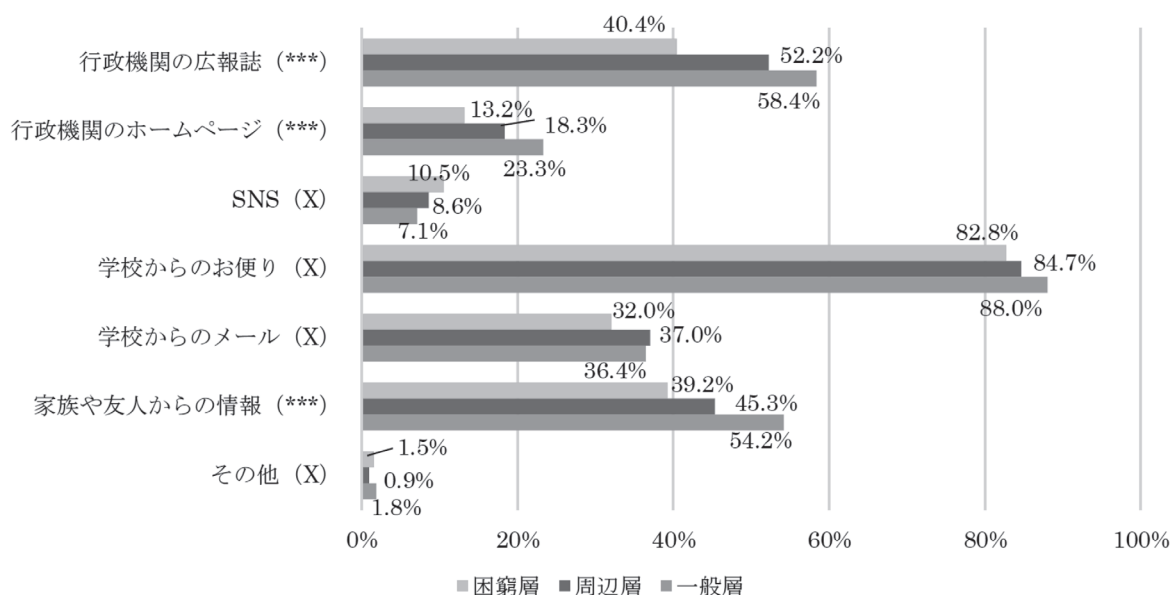
沖縄県の調査では、「部活動をしたと思わない/したいができない」理由として「アルバイトをしたい」と答えた高校2年生の割合は、非困窮世帯(27.0%)に比べて、困窮世帯(37.4%)で高い。さらに就労(アルバイト)で稼いだお金の使い道

として、「家計の足し」「通学のための交通費」「学校の昼食代」「携帯代」に充てる割合は、非困窮・ふたり親世帯に比べて、困窮・ひとり親世帯で高いことが報告されている¹¹⁾。

3) -3 情報の受け取り方法

東京都の中学2年生の保護者に「現在どのような方法で子供に関する施策等の情報を受け取っているか」について尋ねたところ、「行政機関の広報誌」や「行政機関のホームページ」、「家族や友人からの情報」と回答した者の割合は、一般層に比べて、困窮層で低かった。一方で、統計的に有意ではないものの、「SNS」を通じて情報を受け取っている保護者は、一般層に比べて困窮層で多いことが報告されている⁶⁾。

図II -2-7：情報の受け取り方法：生活困難度別（中学2年生）



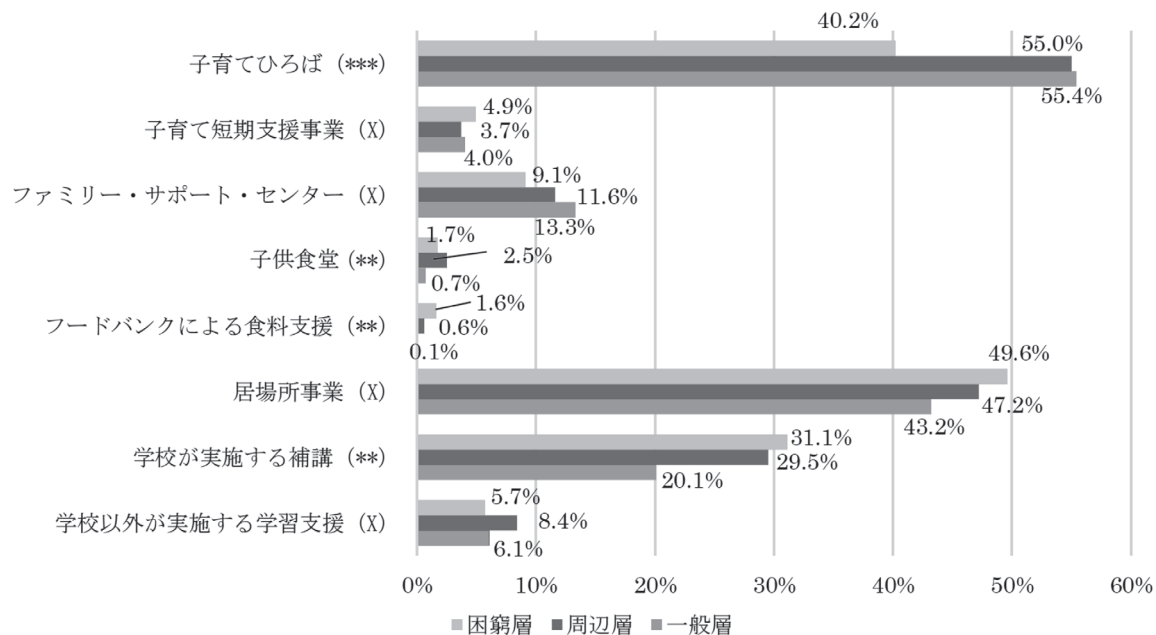
出典：引用文献6) 図表7-2-4より

3) -4 支援サービスの利用状況

東京都の「小学校5年生・中学2年生の保護者に子育て支援、食事支援、居場所事業、学習支援の利用経験について尋ねたところ、小学5年生・中学2年生の保護者とも、「子育てひろば」の利

用割合は、一般層に比べて困難層で低かった。一方、食糧支援(「子供食堂」「フードバンクによる食糧支援」)や「学校が実施する補講」の利用割合は、困難層で高いことが報告されている⁶⁾。

図Ⅱ-2-8：支援サービスの利用率：生活困難度別（小学5年生）



出典：引用文献6) 図表7-3-2より

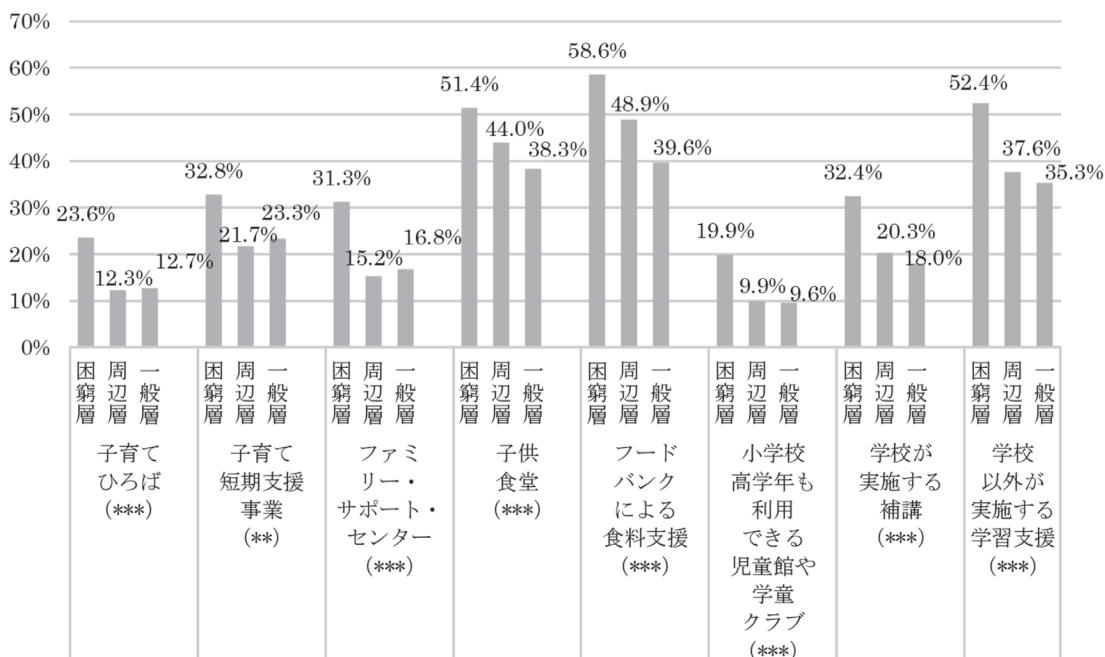
(注2) 居場所事業：小学校高学年も利用できる児童館や学童クラブ、中学生以上の子供が自由に過ごせる場所等を指す。

なかったために利用しなかった保護者の割合は、小学校5年生、中学2年生のどちらの全支援サービスにおいても困窮層で最も高いことが報告されている⁶⁾。

3) -5 支援サービスの認知状況

東京都の調査では、支援サービスの存在を知ら

図Ⅱ-2-9：支援サービスの非認知による不利用率：生活困難度別（小学5年生）



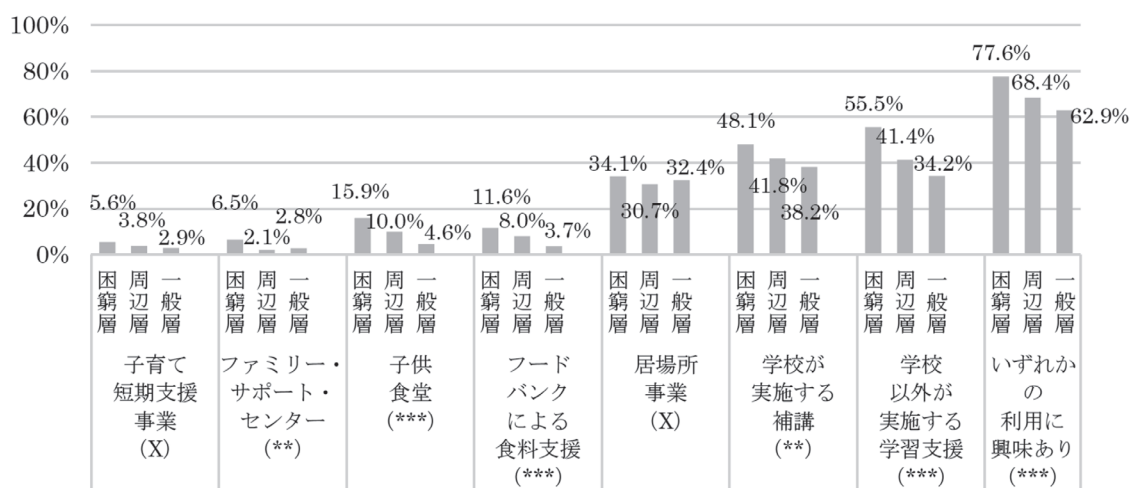
出典：引用文献6) 図表7-3-8より

3) -6 支援サービスの利用意向

東京都の調査によると、「現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか」と保護者に尋ねたところ、小学校5年生、中学校2年生のどちらにおいても、食糧支援（「子供食堂」

「フードバンク」）や学習支援（「学校が実施する補講」「学校以外が実施する学習支援」）において、困窮層の利用意向が最も高いことが報告されている⁶⁾。

図 II -2-10：支援サービスの利用意向：生活困難度別（中学2年生）



出典：引用文献6) 図表7-3-13より

引用文献

- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要. 厚生労働省.
2018. <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-06.pdf>
- 資料3 生活困窮者自立支援法の施行状況. 第1回社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」資料. 厚生労働省. 平成29年5月11日.
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000164562.pdf
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律. 内閣府.
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law.pdf
- 第3章 子どもの健康・生活と「生活困難」についての分析. 第2回子どもの健康・生活実態調査平成28年度報告書. 東京都足立区.

- 5) 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について。
文部科学省. 平成 30 年 10 月 25 日.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/1410392.htm
- 6) 「子供の生活実態調査」の結果について. 東京都. 平成 30 年 3 月.
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/kodomoseikatsujittaityousakekka.html>
- 7) 平成 27 年度乳幼児栄養調査結果の概要. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000134460.pdf>
- 8) 「食育」ってどんないいことがあるの? 農林水産省.
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/pdf/all.pdf>
- 9) 裕野佐也香、中西明美、野末 みほ、他. 世帯の経済状態と子どもの食生活との関連に関する研究.
栄養学雑誌. 2017;75(1):19-28.
- 10) 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2016(第 4 回子育て世帯全国調査).
労働政策研究・研修機構 2017 年 10 月.
<https://www.jil.go.jp/institute/research/2017/documents/175.pdf>
- 11) 2017 年度 沖縄子ども調査事業 沖縄県高校生調査 詳細分析報告書. 沖縄県子ども福祉部.
平成 30 年 3 月 30 日.
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/04kokosei-syosaihokokusyo.pdf>

3. 国内における子どもの生活支援内容

概 要

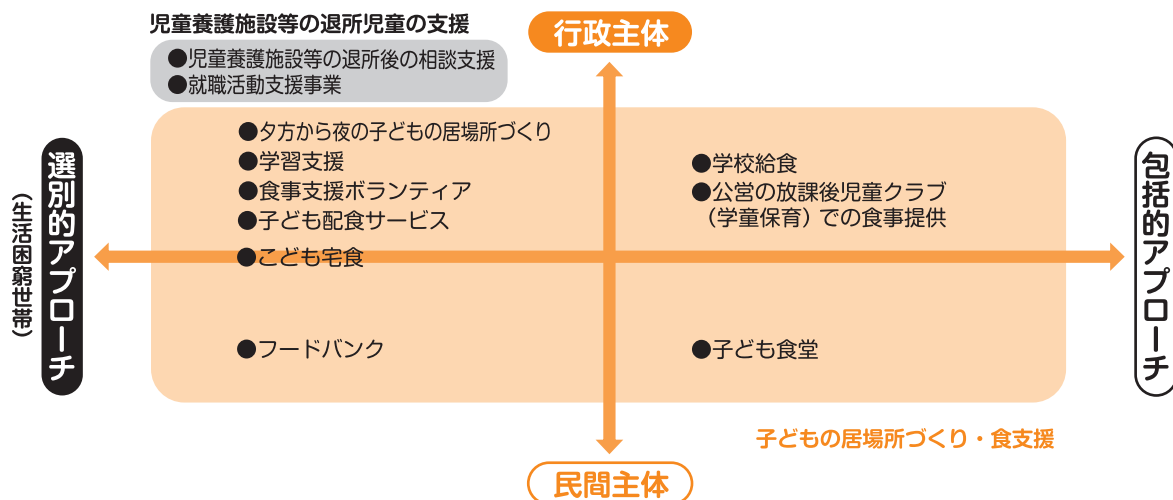
- 行政や民間での子どもの生活支援の取り組みについて、生活困窮家庭に焦点を当てたアプローチ（選別的小アプローチ）と、子ども全体に対するアプローチ（包括的小アプローチ）に整理した上で事例を紹介した。
- 行政主体の選別的小アプローチとして、児童養護施設等の退所後の相談支援・就職活動支援事業、夕方から夜の子どもの居場所づくり、学習支援、子ども配食サービス、食事支援ボランティア、行政主体の包括的小アプローチとして学校給食や放課後児童クラブ（学童保育）での食事提供、民間主体の選別的小アプローチとしてフードバンク、民間主体の包括的小アプローチとして子ども食堂が挙げられた（図II-3-1）。
- 支援効果についての報告は未だ数が少なく、エビデンスに基づき支援事業を推進するためにも、実施した事業の効果検証を行い、その結果を公表していくことが求められる。
- KODOMO ごはん便、食事支援ボランティア派遣事業、こども宅食、子ども食堂のように、子どもの食事支援は家庭内の問題の発見にも役立っており、食支援を入口に、家庭内の問題を包括的に解決していくことが重要である。
- 今後、支援を効率的・効果的に実施するためにも、行政と民間での連携等、互いのメリットを生かした効率の良い支援スキームの構築が求められる。

ここでは、子どもの生活支援のうち、1) 児童養護施設等の退所児童の支援、2) 子どもの居場所づくり、食支援に関する行政や民間での取り組みについて、生活困窮世帯に焦点を当てたアプローチ（選別的小アプローチ）と、子ども全体に対するアプローチ（包括的小アプローチ）に整理した上で事例を紹介する。なお、行政が従来実施している乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん

事業）や健康診査などの普遍的アプローチは、本報告書では扱わない。

これから紹介する事例を、支援のターゲット（選別的小（生活困窮世帯） vs. 包括的小（ユニバーサル））と実施主体（行政 vs. 民間）の軸で分けると、以下の様にまとめることができる（図II-3-1）。

図 II -3-1：子どもの支援に関する取り組みの整理



1) 児童養護施設等の退所児童の支援

生活困窮世帯の子どもに焦点を当てたアプローチ (選別的アプローチ)

選別的アプローチは生活困窮世帯に特化した支援を効率的に行うことができる。

行政 (都道府県・市区町村) が主体 (直営・民間等への委託を含む) の取り組み

児童養護施設等の退所後の相談支援、就職活動支援事業

首都大学東京子ども・若者貧困研究センター、日本大学、公益財団法人あすのばでは、2016年に、全国47都道府県の子どもの貧困対策の担当部署にアンケート調査を実施し、都道府県の貧困対策の実施状況についてまとめている¹⁾。それによると、児童養護施設等の退所後の相談支援、就職活動支援事業は46都道府県中29の自治体(63.0%)で実施(予定も含む)されている。そのうち、高知県では、児童養護施設が専任の相談支援職員を配置した場合に、その経費について独自予算で補助している。東京都では施設退所後等に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、「ふらっとホーム」(地域生活支援事業)を2008年度に開始している。

2) 子どもの居場所づくり、食支援

生活困窮世帯の子どもに焦点を当てたアプローチ (選別的アプローチ)

行政 (都道府県・市区町村) が主体 (直営・民間等への委託を含む) の取り組み

2) -1 夕方から夜の子どもの居場所づくり

子どもの居場所に関しては、現在、学童保育や児童館などの公共施設があるが、その多くが夕方までの開所となっている。しかし、生活困窮世帯においては、親が深夜まで働いていることも多く、夕方から夜の居場所支援の必要性が指摘されている。前述の報告書¹⁾では、夕方から夜の居場所支援を直営で行っている都道府県はなかった。しかし、夕方から夜の居場所支援について、市区町村・民間への委託、または補助金支給を実施している(予定も含む)都道府県は46県中21県(45.7%)にのぼる¹⁾。

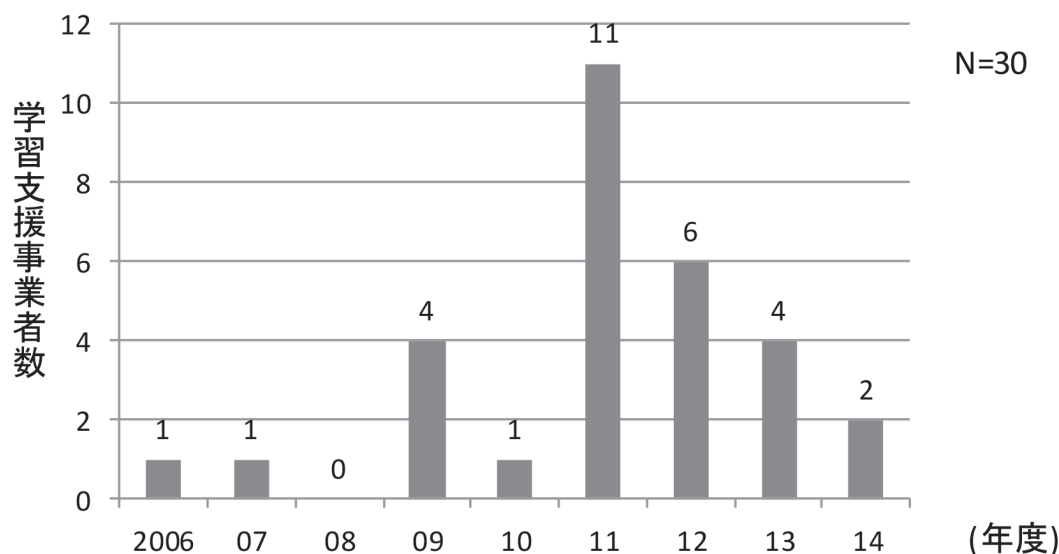
2) -2 子どもの学習支援

生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援については、30の都道府県または市における学習支援事例をまとめた報告書がある²⁾。学習支援事業者の活動開始年度をまとめると、2011年度

が最も多くなっている（図Ⅱ-3-2）。運営形態については、都道府県または市の直営が16カ所、NPO法人等への委託が17カ所であった（重複含む）。事業形態としては、集合型が22カ所、訪問型も17カ所あった（重複含む）。対象者の参加呼

びかけについては、殆ど全ての所でケースワーカーを通しての呼びかけを行っている。報告書では、子どもの学習支援事業の効果についても記載されており、その評価指標としては、高校等への進学者数（進学率）を用いて評価している所が多い²⁾。

図Ⅱ-3-2：学習支援事業者の活動開始年度



出典：引用文献2)より

2) -3 配食サービス事業、食事支援ボランティア派遣事業

東京都江戸川区では、2017年より生活困窮世

帯へ弁当を配食するサービスや家庭に食事支援ボランティアを派遣する事業を開始している。以下、事例として紹介する。

事例紹介 1：

子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」(東京都江戸川区)³⁾



子ども配食サービス事業は、住民税非課税で食の支援が必要な家庭に、区内の仕出し弁当組合に加入する弁当屋が手作りの弁当を届ける事業で、2017年8月に全国で初めて開始された。長期休暇中や保護者の入院時等にも利用が可能である。自己負担金は100円で、470円の手作り弁当を自宅まで配達してもらえる(上限48回)。

出典：引用文献3)より

事例紹介 2 :

食事支援ボランティア派遣事業「～できたて食べてね～おうち食堂」(東京都江戸川区)³⁾

子ども配食サービス同様、2017年8月に開始された事業である。年間48回を上限に、食の支援が必要な家庭に食事支援ボランティアが出向き、買い物から家庭での料理、調理片付けまで行う。自己負担分はなく、食材費も区が負担する。利用にあたっては一定の審査が必要である。実際に家庭にボランティアの方が入ることで、食事以外の問題にも気づきやすく、それを生活支援（専門機関）につなげる狙いもある。



出典：引用文献3)より

行政と民間共同の取り組み

自治体から民間への補助金助成のみならず、近年、行政と民間が共同で生活困窮世帯へ支援を行う事例も出てきている。以下、その事例として、東京都文京区と5つの非営利団体による「こども宅食」について紹介する。

2) -4 こども宅食(東京都文京区)

こども宅食⁴⁾は、ふるさと納税を活用し集めた寄付金を用い、協賛している法人から寄付された食品を生活の厳しい家庭に直接宅配するものである。5つの非営利団体（認定NPO法人フローレンス、一般社団法人RCF、NPO法人キッズドア、認定NPO法人日本ファンドレイジング協会、一般財団法人村上財団）と文京区が官民共同で運営している。2017年7月にスタートし、文京区内で就学援助等の制度を利用している家庭を対象に1-2ヶ月に一度、お米・飲料・調味料・レトルト食品などを自宅まで届ける。

単なる食糧支援ではなく、宅配時の会話や、利用申し込みで使ったLINEでの相談を受け付けることで、家庭の状況を把握し、危機的な状況に陥る前に専門機関につなげたり、様々なNPOから

の情報を届けたりするような支援を行っている。また、対象世帯全てに案内が行くこと、申し込みが簡単なこと、周りの目を気にせず支援を受けられることなど従来の支援方法で課題とされていたことの解消を目指している。

2017年のスタート当初は150世帯を対象に事業を行っていたが、2018年には500世帯以上の家庭を対象にすることが可能となった。文京区では1,000世帯への支援を実現し、また全国的に支援活動を展開することを目標としており、実現のため、2018年10月に新たに「一般社団法人こども宅食応援団」（代表理事：駒崎弘樹）が設立された⁵⁾。同法人は市民社会組織の誘致に積極的な佐賀県を拠点に、こども宅食実施団体を対象とした資金助成、伴走支援、こども宅食自体の広報・啓発を行う予定である。

民間が主体の取り組み

2) -5 フードバンク

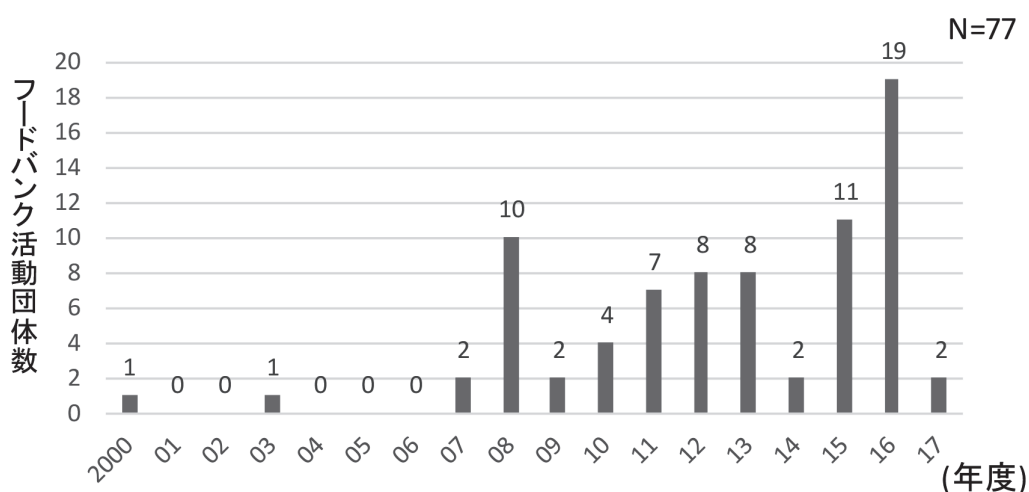
フードバンクとは、製造業、小売業、農家、個人などから食品の提供を受け、必要とする団体、施設等へ無料で提供する活動組織を指す。農林水産省では、食品ロス削減を図るの一つの手段として

II 子どもの食・生活支援に関する国内・国外での取り組み

フードバンク活動の支援を行っている。2016年度の農林水産省委託事業調査（平成28年度農林水産省食品産業リサイクル状況等調査委託事業）⁶⁾によると、フードバンク活動を実施している団体は全部で80団体存在し、2016年9月7日から2017年1月31日までのEメールによるアンケート調査の結果、77団体から回答が得られている。

報告書によると、44都道府県で、少なくとも1団体以上が活動を行っている。フードバンク活動団体は2007年度以降増えてきている（図II-3-3）。フードバンク活動団体の54%はNPO法人（認定NPO法人を含む）であり、自治体による運営は2団体と少ない。

図II-3-3：フードバンク活動団体の活動開始時



出典：引用文献6)より

食品提供者としては、個人（フードドライブ*）や農家が約7割（個人74.0%、農家71.2%）を占め、その他、製造業、小売業も約6割（製造業60.3%、小売業58.9%）を占めていた。食品の提供先としては、生活困窮者用支援団体が最も多く（65.8%）、次いで児童養護施設（64.4%）、障害者施設（60.3%）、地方公共団体（福祉事務所等）（57.5%）及び個人支援（57.5%）、母子生活支援施設（53.4%）が多かった。その他の提供先（34.2%）の内訳としては、子ども食堂が最も多かった。

* フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域

の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと⁷⁾。

フードバンクについては、その活動の効果について検討された論文及び報告書がある。そこで、事例1として、NPO法人フードバンク山梨における子ども支援プロジェクトの実施効果について、事例2として、日本で初めてのフードバンクであり、食品取扱量の多いセカンドハーベスト・ジャパンの食事支援の評価結果について紹介する。

事例紹介 1 :

「フードバンク子ども支援プロジェクト」(NPO 法人 フードバンク山梨)

特定非営利活動法人 (NPO 法人) フードバンク山梨では、2015 年 8 月に、子どもがいる生活困窮世帯に向けて食物を配送する「フードバンク子ども支援プロジェクト」を全国で初めて実施し、その影響について検証を行った⁸⁾。「フードバンク子ども支援プロジェクト」は小中学生が夏休み期間の 2015 年 8 月 1 日～ 30 日まで実施され、19 歳以下の子どもがいる世帯のうち、食料支援を希望した 127 世帯に食料を週 1 回、合計 5 回配送した。支援した食料は、米や缶詰、うどんやパスタなどの乾麺、お菓子、ジュース、レトルトカレー、インスタント麺などであった (表 II -3-1)。

「フードバンク子ども支援プロジェクト」の対象世帯で、自記式質問紙調査票に回答した世帯 (61 世帯 : 回収率 58.7%) の結果によると、小学生がいると回答した世帯が約 7 割と最も多かった。食料支援開始前 1 週間、子どもが 1 日 3 食毎日食べていなかった世帯は 34.4%、肉や魚 (生鮮)、卵、豆腐・納豆、牛乳・乳製品などのたんぱく質源となる食物の摂取頻度が週 2～3 日以下であった世帯はいずれも 5 割以上、野菜の摂取頻度が週 2～3 日以下の世帯は約 4 割であった。食料支援前後各 1 週間で食事・食物摂取頻度を比較したところ、1 日 3 食食べる子どもが有意に増加し、ご飯、めん、肉や魚 (生鮮・加工品)、卵、野菜、牛乳・乳製品の摂取頻度も有意に増加した。一方、外食の摂取頻度は有意に減少した。

表 II -3-1 : 1 回あたりの箱詰め支援食料一覧 (第 1 回目支援の例)

内 容	数 量
米	3 袋 (6kg)
うどん (乾 麺)	1 袋 (200 ~ 250g)
パスタ (スパゲッティ)	1 袋 (450 ~ 600g)
魚 の 缶 詰	1 缶 (100g 程度)
ト マ ト 缶	1 缶 (400g 前後)
カ レ ー ル ー	1 箱 (100 ~ 200g)
パ ス タ ソ ー ス	1 袋 (200g 前後)
め ん つ ゆ	2 袋 (1 袋 150g 前後)
豆 乳 鍋 の 調 味 料	2 袋 (1 袋 750g 前後)
み つ 豆 フ ル ー ツ 缶	1 缶 (200 ~ 300g)
カ ロ リ ー メ イ ト	3 箱 (1 箱 100g 前後)
ク ッ キ ー	1 袋 (50 ~ 200g)
ラ ス ク	1 袋 (50 ~ 200g)
お 菓 子 (多 種 類 从 ち)	1 袋
ジュース (缶、ペットボトル多種類から)	3 本
その他、カップラーメン、インスタント麺等	
合計 約 11kg 夏休み期間中の 8 月に 5 回配送 米以外は、家族の人数構成に合わせて調節した	

出典 : 引用文献 8) より

事例紹介 2 :

足立区の生活困窮世帯への食事支援（セカンドハーベスト・ジャパン）

セカンドハーベスト・ジャパンは、2000年に活動を開始した日本で初めてのフードバンクである。セカンドハーベスト・ジャパンは平成28年度社会福祉振興助成事業「足立区の生活困窮世帯の方々への食事支援」を受け、①ひとり親世帯への弁当配布、②学習支援に参加する子どもへの食事提供を行い、その効果評価を行っている⁹⁾。①では、ひとり親世帯、児童扶養手当証書を持っている人、ひとり親家庭等医療費助成の医療証を持っている人を対象に、2017年1月～3月まで週1回（木曜日：平均104食）、合計12回弁当の配布を行った。②では、NPO法人キッズドアが足立区より委託を受けて運営している居場所を兼ねた学習支援会場（2か所）の学習会に参加した子ども（合計30名）、及び認定NPO法人カタリバの学習支援に参加した子供（15名）を対象に、2016年10月～2017年3月まで週に2回（水・木曜日）、オードブル形式で食事の提供を行った。

①のひとり親世帯に配布した弁当に関するアンケートの結果（アンケートを配布した正確な人数は不明）、19名から回答が得られ、「普段あまり食べない食材や、料理を食べる機会になった」という回答が66.1%を占めた。また、「（子どもが）野菜全体、野菜とお肉が一緒になっていると家では野菜を除くのですが、お弁当のものは喜んで食べていた。」という回答も得られた。

②の学習支援に参加した子どもを対象に、食事提供開始直後と終了時にアンケートを実施したところ、配布した45名中、回答数は開始時が34名、終了時が17名であった。開始直後には、家庭での食事を「いつも3食食べている」以外の回答を選んだ子どもが34.3%いたが、終了時には23.5%まで減少した。また、回答者全員が、「学習会に食事があることは良いことだと考えている」と回答した。

子ども全体に対するアプローチ（包括的アプローチ）

生活困窮世帯の子どもに焦点を当てた選別的アプローチに対し、包括的アプローチでは、生活困窮世帯以外の子どもも含めて支援を行う。

1) 児童養護施設等の退所児童の支援、2) 子どもの居場所づくり、食支援のうち、ここでは後者に関する包括的アプローチの事例について紹介する。

行政（都道府県・市区町村）での取り組み

2) -6 学校給食

子ども全員を対象とした食支援として、学校給食制度がある。日本の学校給食は、1889年に山形県の私立小学校で貧困児童を対象に無料で始まったとされている¹⁰⁾。その後、児童の就学を促すため、国庫補助による学校給食が始まり、全国に広がった。戦時中は食料不足や学童疎開のため休止状態であったが、戦後はUNICEFや米国の支援もあり、全国の小中学校で完全給食が行われるようになった。現在は、小学校の98.6%（公立小学校は99.2%）、中学校の83.9%（公立中学校は90.2%）で完全給食が実施されている¹¹⁾。

近年、日本では子どもの7人に1人が貧困であり、家庭の社会経済状況による子どもの食格差が

明らかになっている。村山らの研究¹²⁾によると、世帯年収を3等分したうち、1番低収入層の子どもは中間層の子どもに比べてタンパク質やビタミン、ミネラルの摂取量が少なかった。また、山口らの研究¹³⁾では、野菜摂取量は母親の学歴が高い子どもの方が多く、果物摂取量は世帯所得が高い家庭の子どもの方が多かった。さらに、平成27年度乳幼児栄養調査¹⁴⁾においても、経済的な暮らし向きに「ゆとりがない」家庭は菓子(菓子パン含む)、インスタントラーメンやカップ麺の摂取頻度が多い傾向があった。

しかし、全ての子どもを対象とする日本の学校給食制度にはその格差を縮小する可能性があることも明らかになっている。上記の村山の研究¹²⁾によると、タンパク質やビタミン、ミネラルの摂取量の差は、学校給食のない日には見られたが、ある日にはほとんど見られなかった。また、世帯年収が低い家庭の子どもの方が栄養摂取量に対する学校給食の寄与率が高かった。山口らの研究¹³⁾においても、社会経済状況(SES)が恵まれない家庭の子どもの方が学校給食からの野菜・果物摂取割合が高かった。しかし、学校給食からの野菜・果物摂取量には家庭のSESによる差がなかったことから、学校給食には家庭のSESの違いによる野菜・果物摂取量格差を縮小することが示唆され、OECDの公衆衛生レビューにも取り上げられた¹⁵⁾。

諸外国では学校給食は選択制であり、低所得家

庭の子どもは無料または低価格で学校給食を利用できることが多い。そのため、低所得家庭の子どもほど学校給食の利用が多くなり、学校給食を食べている子どもに対するスティグマ(負のイメージ)が生じる可能性がある¹⁶⁾・¹⁷⁾。しかし、日本の学校給食制度では原則全員が同じ場所で同じ食事を食べるため、スティグマが生じない。したがって、日本の学校給食は全ての子どもたちの食事を支えると共に、社会的に不利な立場の子どもたちほどより恩恵が受けられるようになっている。ただし、山口らは学校給食からの野菜果物摂取を加えても、依然としてSES間の摂取格差が存在することから、追加的な対策を考慮することも必要であるとしている。

2) -7 放課後児童クラブ(学童保育)での食事提供

放課後児童クラブとは、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び、及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものである¹⁸⁾。2017年5月1日現在、全国に24,573カ所あり、そのうち公営のものは8,662カ所、民営のものは15,911カ所である。まだ数は少ないものの、近年、夏休み期間中に昼食提供を行う公立学童保育所が出てきている。以下、奈良市、越谷市、萩市における事例を紹介する。

事例紹介1:

奈良県奈良市における放課後児童クラブ(バンビーホーム)での夏休み等における弁当の昼食提供

奈良市では、放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブ(バンビーホーム)を開設している。バンビーホームでは、保護者が労働等により昼間家庭にいない世帯の児童における健全な育成を目的に、放課後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日の家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行っている¹⁹⁾。



出典：引用文献²⁰⁾より

奈良市では2018年度、43カ所のバンビーホームにおいて、給食のない時期に弁当の昼食を提供する事業を実施している²⁰⁾。公設公営の放課後児童クラブで、行政が長期休みの初日から最終日まで昼食提供を行うのは全国初である。弁当の費用は市の補助も受け、1食当たり保護者の負担額は250円である。実施時期は、夏休み：2018年7月20日～9月3日（8月13日

～15日を除く）、冬休み：2018年12月21日～1月7日（12月29日～1月3日除く）、春休み：2019年3月22日～3月29日である。取り組みについては、奈良市ホームページのYouTubeでも公開されている²⁰⁾。

事例紹介 2：

埼玉県越谷市における学童保育での夏休み期間中における給食提供

埼玉県越谷市では、学童保育での昼食において、家庭弁当以外の菓子パン・インスタント麺・コンビニ弁当などを持って来る子どもがいること、夏場に持参する家庭弁当は食中毒発生のリスクがあることから、2006年より学童保育における夏休み期間中の給食提供を開始した²¹⁾。学童保育室に来る子どもが少なくなるお盆の時期を除く16日間程度、休み中の機械点検等を行っていない給食センターが順番に調理を担当している。献立を見て日単位で申し込みを行う前払い制であり、1食あたりの保護者の負担額は食材費と光熱費を合わせて260円である。

事例紹介 3：

山口県萩市における学童保育での夏休み期間中における給食提供

山口県萩市では、保護者が就労等で放課後に児童を保育できる方のいない家庭の小学生を対象に、学童保育（児童クラブ）を行っている²²⁾。夏場の食品衛生の不安を解消し、保護者の負担軽減をはかるために、全ての児童クラブにおいて、夏休み期間中（土曜日及び学校行事の日など調理できない日を除く）において給食サービスを実施している。夏休み前に希望食数の調査を行い、給食費は1食200円程度である²³⁾。

民間が主体の取り組み

2) -8 子ども食堂

子ども食堂とは、家庭において共食が難しい子ども達に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する民間発の取り組みである。子ども食堂は東京都内の「気まぐれ八百屋だんだん」にてスタートしたと言われ、子ども食堂に関する新聞記事は2012年より掲載がみられる²⁴⁾。



出典：気まぐれ八百屋だんだん公式 Facebook ページより
<https://m.facebook.com/otadandan/>

子ども食堂の現状や課題、支援ニーズ等に関しては、2017年10月17日から11月15日の期間に農林水産省がインターネット調査を実施しており、274施設からの回答結果がインターネット上で公表されている²⁵⁾。それによると、食堂開催1回当たりのスタッフ人数は平均9.1人であり、運営費に寄付や助成金以外の持ち出しをあてた経験がある施設は58.0%であった。自治体との連携については、274施設中157施設(57.2%)が連携していると回答し、連携内容の内訳としては、参加者募集への協力が最も多かった(33.8%)。支援の必要があると思われる参加者を他の支援機関に繋げたことのある子ども食堂は43.4%であり、繋げた先として、行政が55.5%と最も多かった。一方で、参加者を紹介してもらった経験がある子ども食堂は44.5%、紹介先として最も多かったのは行政で44.3%であった。運営にあたり感じている課題としては、上位1位から順に、「来てほしい家庭の子どもや親に来てもらうことが難しい」、「運営費(立ち上げ時を除く)の確保が難しい」、「運営スタッフの負担が大きい」ことが挙げられていた。

農林水産省のホームページには10の子ども食堂について、ヒアリングの調査結果が公開されている。以下、これら子ども食堂の概要について紹介する²⁶⁾。

事例紹介 1 :

子ども食堂の取り組み事例

農林水産省のホームページ上にて公開されている10の子ども食堂の概要を表Ⅱ-3-2にまとめた²⁶⁾。10の子ども食堂のうち、4つの食堂はNPO法人が運営を行っている。「信州子ども食堂ネットワーク」は、もともとホットライン信州が悩み相談活動の中で、相談の背景に貧困の問題があることに気づき、2016年1月に長野県で初めて子ども食堂を開いた。その後、子ども食堂の開設希望者とホットライン信州が共同で各地で子ども食堂を開き、ホットライン信州によるフードバンク活動と連携させながら子供食堂のネットワークを築いている。子ども食堂の開催日時は、食堂により様々である。「越谷子ども食堂」はこれら10の食堂の中で開催頻度が最も高く、毎週月曜～金曜日まで食堂を開催している。参加費も食堂により様々であるが、子供の料金については無料、または100円と設定しているところが多い。大人は有料のところが多いが、100円(「にいがたふじみ子ども食堂」、「早

起きをして朝ごはんを食べよう会)、300円(「せんだいこども食堂」、「越谷こども食堂」、「八日市おかえり食堂」)のように比較的低額に設定しているところも多い(表II-3-2)。

表II-3-2: 10の子ども食堂に関する概要

	食堂名	団体概要	開催場所	開催日時	参加費
1	せんだいこども食堂	仙台市で、10代から70代の女性たちが中心となって運営している子供食堂	仙台市内3か所	月2回	子供無料、大人300円
2	にいがたふじみ子ども食堂	子供の生活支援を目的としたNPO法人にいがた子育てステーションが運営する子供食堂	公営団地の集会所	月2回 第2、4木曜日 (17:00~19:30)	子供、大人ともに100円(未就学児無料)(ボランティア登録した児童は無料)
3	越谷こども食堂	NPO法人「地域こども包括支援センター」が運営する子供食堂	地域こども包括支援センター(学童越谷中央教室内)(越谷市)	毎週月~金曜日 (17:00~19:00)	子供無料、大人300円
4	こがねはら子ども食堂 よっけ塾	居酒屋「よっけ」にて運営されている子供食堂	千葉県松戸市小金原地区の居酒屋よっけと隣のフリースペース	毎週土曜日の10時~15時 (学習支援の実施時間を含む)	子供無料、大人500円
5	気まぐれ八百屋だんだん子ども食堂	元居酒屋店舗を活用した八百屋で開催している子供食堂	元居酒屋店舗を活用した八百屋	毎週木曜日	子供ワンコイン(1円でも、おもちゃの硬貨でもどれでも1枚) 大人500円
6	八日市おかえり食堂	「ママ友」4人が声をかけあって設立した任意団体「おてんとさん」が運営している子供食堂	八日市大通り商店街が運営する文化交流施設「太子ホール」	月1回	子供無料、大人300円
7	早起きをして朝ごはんを食べよう会	宮園校区まちづくり協議会(大阪府堺市中区宮園小学校校区)が主催する子供食堂	宮園校区地域会館(閉園となった公立幼稚園を利用した集会施設)	月1回第4金曜日 7:00~8:00 (登校前)	子供・大人100円(基本的には、小学校の児童の参加を想定)
8	真知子農園	無農薬有機農法による野菜・果物の栽培等を行うNPO法人による子供食堂	真知子農園(島根県安来市)	不定期	情報なし
9	おおのじょうこども食堂 みずほまち	NPO法人チャイルドケアセンターが運営する子供食堂	西松建設 平和寮 社員食堂	毎月第2土曜日	子供、大人とも無料
10	信州こども食堂ネットワーク	長野県全域の子供食堂のネットワーク(事務局:ホットライン信州)	平成29年11月時点で、県内45か所の子供食堂が参加	各地でそれぞれの子供食堂が月1~4回の子供食堂を定期開催	各子供食堂に関する情報なし

出典: 引用文献26) より

引用文献

- 1) 都道府県の子どもの貧困対策事業調査 2016 報告書. 公益財団法人あすのば. 2016 年 8 月.
<https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2016/08/%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E3%81%AE%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%AF%BE%E7%AD%96%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82016%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%89%88.pdf>
- 2) 厚生労働省 平成 26 年度セーフティネット支援対策事業補助金 (社会福祉推進事業) 「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集. 株式会社三菱総合研究所. 平成 27 年 3 月.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/0000080240.pdf>
- 3) 食の支援 (子ども食堂・食事支援). 江戸川区.
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kosodate/kosodate/kosodateshienjigyo/syokunosien.html>
- 4) ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディングス. 命をつなぐ「こども宅食」で、1000 人のこどもと家族を救いたい! TRUST BANK. <https://www.furusato-tax.jp/gcf/155>
- 5) 「こども宅食」普及に向け、一般社団法人設立. 日本経済新聞. 2018 年 11 月 28 日.
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO38287120Y8A121C1CR8000/>
- 6) 国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会実施報告書. 公益財団法人 流通経済研究所. 平成 29 年 3 月 17 日.
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_8-38.pdf
- 7) フードドライブ. セカンドハーベスト・ジャパン.
<https://2hj.org/support/time/fooddrive>
- 8) 村山伸子, 米山けい子. フードバンクによる子どもがいる生活困窮世帯への夏休み期間の食料支援プロジェクト. 日本健康教育学会誌. 2017; 25(1): 21-38.
- 9) 平成 28 年度社会福祉振興助成事業～足立区の生活困窮世帯の方々への食事支援～成果報告書. セカンドハーベスト・ジャパン. 平成 29 年 4 月.
<http://2hj.org/wp/wp-content/uploads/2017/04/c01f12d636c4b620174aef8c288357fc.pdf>

- 10) 学校給食の歴史. 全国学校給食連合会.
<http://www.zenkyuren.jp/lunch/>
- 11) 学校給食実施状況等調査 - 平成 28 年度結果の概要. 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/kekka/k_detail/1387614.htm
- 12) Murayama N, Ishida H, Yamamoto T, et al. Household income is associated with food and nutrient intake in Japanese schoolchildren, especially on days without school lunch. *Public Health Nutr.* 2017;20(16):2946-2958.
- 13) Yamaguchi M, Kondo N, Hashimoto H. Universal school lunch programme closes a socioeconomic gap in fruit and vegetable intakes among school children in Japan. *Eur J Public Health.* 2018;28(4):636-641.
- 14) 第 3 部 食物アレルギーや社会経済的要因に関する状況. 平成 27 年度 乳幼児栄養調査結果の概略. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/0000134210.pdf>
- 15) OECD. *Reviews of Public Health: Japan: A Healthier Tomorrow.* Paris: OECD Publishing; 2019. <https://doi.org/10.1787/9789264311602-en>
- 16) Bhatia R, Jones P, Reicker Z. Competitive foods, discrimination, and participation in the National School Lunch Program. *Am J Public Health.* 2011;101: 1380-1386.
- 17) Egner R, Oza-Frank R, Cunningham SA. The School Breakfast Program: a view of the present and preparing for the future - a commentary. *J Sch Health.* 2014;84:417-420.
- 18) 放課後児童健全育成事業について. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027098.html>
- 19) 平成 31 年度 市立放課後児童クラブ (バンビーホーム) 入所のご案内. 奈良市.
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1506306831861/index.html>
- 20) バンビーホームで夏休み等の昼食提供事業を開始! (平成 30 年 6 月 29 日発表). 奈良市.
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1530172712396/index.html>

- 21) 阿部彩、村山伸子、可知悠子、他．子どもの貧困と食格差 お腹いっぱい食べさせたい．大月書店．2018.
- 22) 学童保育「萩市児童クラブ」．萩市．
<http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/35/1466.html>
- 23) 児童クラブ給食サービス．萩市．
<http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/35/1420.html>
- 24) 吉田祐一郎．子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察—地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて—．四天王寺大学紀要．2016;62:355-368.
- 25) 子供食堂向けアンケート調査集計結果一覧．農林水産省．
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/syukeikekka.pdf>
- 26) 子供食堂と連携した地域における食育の推進．農林水産省．
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>

4. 国外における子どもの生活支援内容

概 要

- 本節では、国外で行われている生活困窮世帯に対する支援のうち、アメリカの女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度（The Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children: WIC）、栄養補給支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）、ラテンアメリカ諸国から始まった条件付きで貧困者に現金を給付する条件付現金給付（Conditional Cash Transfers: CCT）、貧困者を対象とした少額融資や貯蓄・保険・送金などの金融サービスであるマイクロファイナンス（Microfinance）の事例について紹介した。
- SNAP では、対象者に Electronic Benefits Transfer (EBT) と呼ばれるデビットカードが支給され、承認を受けた小売店で、世帯で食べる食品（嗜好品は除く）や世帯で食べる食品を作る植物及び種などを購入することが可能である。SNAP の効果については、支援受給による貧困の減少率が示されている。
- WIC は、低所得で栄養的にリスクがある女性、乳児、5歳未満の幼児を対象とした栄養補助プログラムである。食品（food package）の提供の他に、栄養アセスメント、栄養教育、保健サービスの紹介も行われている。
- CCT、マイクロファイナンスはいずれも人的資本を形成し貧困削減に取り組むものであり、生活困窮世帯を金銭的支援だけでなく、社会的資源につなげることができる対策の一つである。CCT では養育者に現金を支給する際に、子どもの健診受診・定期予防接種といった条件を付けることで、マイクロファイナンスでは養育者に融資する際に、健康教育プログラムを提供することで子どもの生活・健康支援に寄与している。

本節では、国外で行われている生活困窮世帯に対する支援のうち、特にその効果が報告されているアメリカの女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度（The Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children: WIC）、栄養補給支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）や、ラテンアメリカ諸国から始まった条件付きで貧困者に現金を給付する条件付現金給付（Conditional Cash Transfers: CCT）、貧困者を対象とした少額融資や貯蓄・保険・送金などの金融サービスであるマイクロファイナンス（Microfinance）の事例について紹介する。

アメリカでは、United States Department of Agriculture Food and Nutrition Service (USDA-FNS) により、国民の食支援として大きく分けて4つのプログラム（Food Distribution Programs、SNAP、WIC）が実施されている。このうち、生活困窮層の子どもが対象に含まれるプログラムはChild Nutrition Programs、SNAP、およびWICの3つである¹⁾（表II-4-1）。Child Nutrition Programsは低所得地域の医療施設や学校向け、SNAPおよびWICは低所得世帯を対象としている。本報告書では、より直接的な支援であるSNAPおよびWICについて焦点を当てる。

表II-4-1：生活困窮層の子どもが対象に含まれる米国の食支援プログラム

番号	プログラム名
1	Child Nutrition Programs
1-1	Child and Adult Care Food Program (CACFP)
1-2	Fresh Fruit and Vegetable Program
1-3	National School Lunch Program (NSLP)
1-4	School Breakfast Program (SBP)
1-5	Special Milk Program (SMP)
1-6	Summer Food Service Program (SFSP)
2	Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)
3	Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)
3-2	Farmers' Market Nutrition Program (FMNP)
3-3	Senior Farmers' Market Nutrition Program (SFMNP)

出典：引用文献1) より

**1) 栄養補給支援事業
(Supplemental Nutrition Assistance
Program : SNAP) ^{2) 3)}**

① 概要

SNAP（以前はフードスタンプ・プログラムと呼ばれていた）は、米国民の栄養のセーフティネット基盤としての機能を40年以上も果たしてきている。2011年には、およそ4500万人（米国民の7人に1人に相当）がSNAPの提供を受けた実績を持つ。

② 実施主体

資金自体はUSDA-FNSだが、対象者とのやり取りは州および郡に設置されているSNAP事務局が行う。

③ 対象者

通常以下の条件を満たす者である。

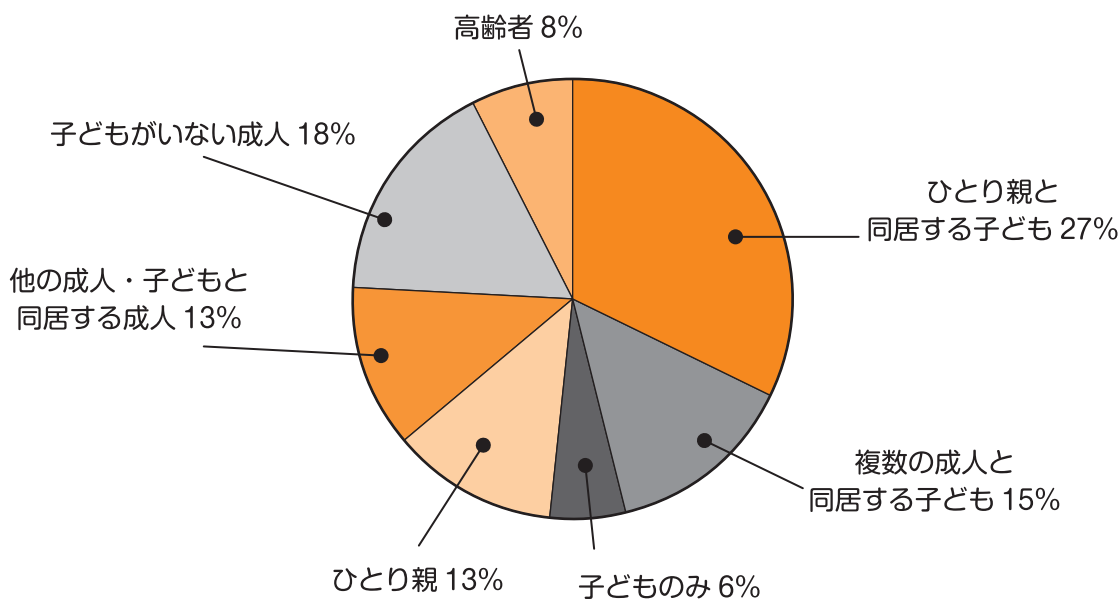
- 粗月収（gross income）が連邦の貧困ガイドライン（2012会計年度であれば4人家族の

世帯で2,422ドル）の130%未満、純月収（net income）が連邦の貧困ガイドラインの100%未満であること。

- 資産が2,250ドル未満であること。
- 高齢者（60歳以上）や障害者がいる世帯では、粗月収の上限は免除され、資産は3,250ドル未満でなければならない。
- 世帯の全ての人が、「Temporary Assistance for Needy Families (TANF)」、「Supplemental Security Income (SSI)」に参加している場合は、受給対象となる。
- 市民権や勤労に関する条件を満たしていること。

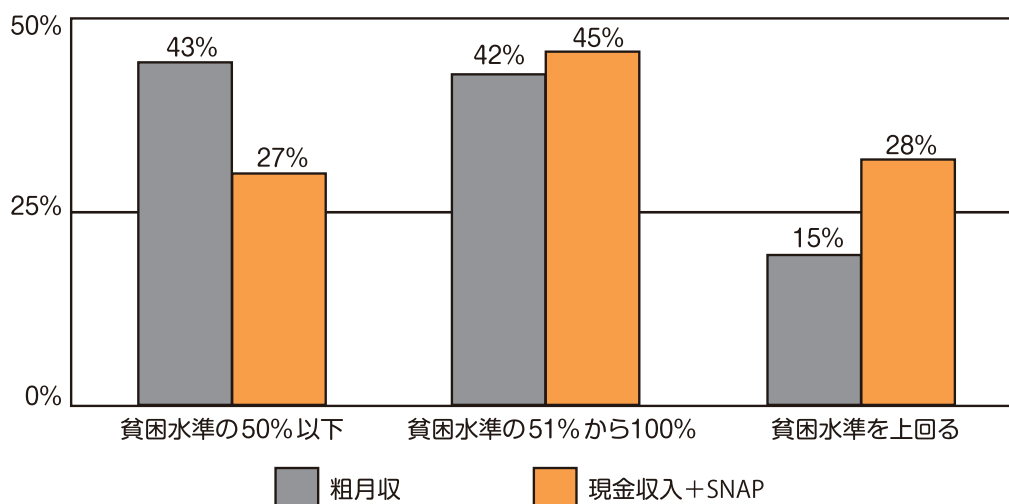
図II-4-1には、SNAP受給者の世帯構成を示した。受給世帯のうち、子どものいる世帯が約半数を占めている。また、85%の世帯では粗収入が連邦の貧困水準を下回っており、そのうち43%の世帯では連邦の貧困水準の50%以下の粗収入である（図II-4-2）。

図II-4-1：SNAP参加者の世帯構成（2010年度）



出典：引用文献2) より

図 II -4-2 : SNAP 参加世帯の貧困状況 (2010 年度)



出典：引用文献2) より

④ 実施内容、方法

SNAP への参加が認定されると、Electronic Benefits Transfer (EBT) と呼ばれるデビットカードが支給される。支給されたお金は現金として引き出すことはできない。EBT は、承認を受けた食品の小売店でのみ使用することができる (2011 年度末時点で承認を受けた小売店は約 230,000 店)。
SNAP では、購入可能なものとそうでないものが規定されている。

- ・食品でないもの (例：ペットフード、せっけん、紙製品、生活用品など)
- ・ビタミン剤や医薬品
- ・お店で食べられているような食品
- ・温かい食品 (出来合いのもの)
- ・ジャンクフードや嗜好品
- ・化粧品
- ・生きている動物、鳥など

○ 購入可能なもの

- ・世帯で食べる食品 (例：パンやシリアル、野菜、果物、肉、魚、乳製品など)
- ・世帯で食べる食品を作る植物やその種
- ・ソフトドリンク、飴、クッキー、スナック・クラッカー、アイスクリーム
- ・高齢者、障害者、受給資格のあるホームレスの人に対し、いくつかの地域は低価格の食事と引き換えにレストランでの飲食も認められている。

✕ 購入できないもの

- ・ビール、ワイン、リキュール、タバコ

⑤ 対象者の費用負担

なし

⑥ 実施主体の資金源

受給対象者に支給されるお金は連邦政府の補助金による。実施費用は州政府と連邦政府が負担する。

⑦ 効果

アメリカの代表的な調査 (Current Population Survey : CPS) の 1 つ、Annual Social and Economic Supplement (ASEC) の 2016 年データを用いた推計⁴⁾によると、2015 年時点において 40,760,000 人 (全体の 12.8%) が貧困者に該当し

II 子どもの食・生活支援に関する国内・国外での取り組み

ており、もし SNAP の支援が全く無いと仮定すると、49,144,000 人（全体の 15.4%）が貧困者に該当する。つまり、その差の 8,384,000 人（貧困者全体の 17.7%）が SNAP の支援により貧困から離脱していることがわかる（表 II -4-2）。この

差をグラフにまとめたのが図 II -4-3 である。18 歳未満の子どもにおいては、SNAP の支援により 3,829,000 人（28.4%）が貧困から離脱し、貧困者の減少率は他の年代と比べて多い。

表 II -4-2 : SNAP の支援の有無による貧困者数及び割合

		総数 (単位:千人)	貧困者数		SNAP なしの 場合の貧困者数		SNAP による 貧困者数の減少	
			総数 (単位:千人)	%	総数 (単位:千人)	%	総数 (単位:千人)	%
	総数	318,868	40,760	12.8	49,144	15.4	8,384	17.1
年齢層	18 歳未満	74,062	9,633	13.0	13,462	18.2	3,829	28.4
	18 ~ 64 歳	197,260	24,887	12.6	28,944	14.7	4,057	14.0
	65 歳以上	47,547	6,240	13.1	6,738	14.2	498	7.4
人種または民族	非ヒスパニック系 白人	195,646	17,764	9.1	21,035	10.8	3,271	15.5
	非ヒスパニック系 黒人	39,257	7,435	18.9	9,398	23.9	1,964	20.9
	ヒスパニック系	56,873	11,787	20.7	14,309	25.2	2,522	17.6
	非ヒスパニック系の 他人種	27,093	3,774	13.9	4,402	16.2	628	14.3
世帯の成人の就労状態 または障害の有無	成人全員が 65 歳以上 または障害がある	46,011	8,769	19.1	10,001	21.7	1,232	12.3
	18 ~ 64 歳で障害がない成人が 1人以上いるが就労成人がいない	16,938	9,077	53.6	10,040	59.3	962	9.6
	18 ~ 64 歳で障害がない成人が 1人以上いて就労成人が 1人以上いる	255,920	22,913	9.0	29,103	11.4	6,190	21.3
地域	北東部	55,879	6,866	12.3	8,393	15.0	1,527	18.2
	中西部	67,115	6,409	9.5	7,952	11.8	1,543	19.4
	南部	120,115	16,814	14.0	20,187	16.8	3,372	16.7
	西部	75,759	10,671	14.1	12,613	16.6	1,942	15.4
都市部と非都市部 ^a	都市部	273,677	35,679	13.0	42,500	15.5	6,821	16.0
	非都市部	42,398	4,706	11.1	6,195	14.6	1,489	24.0

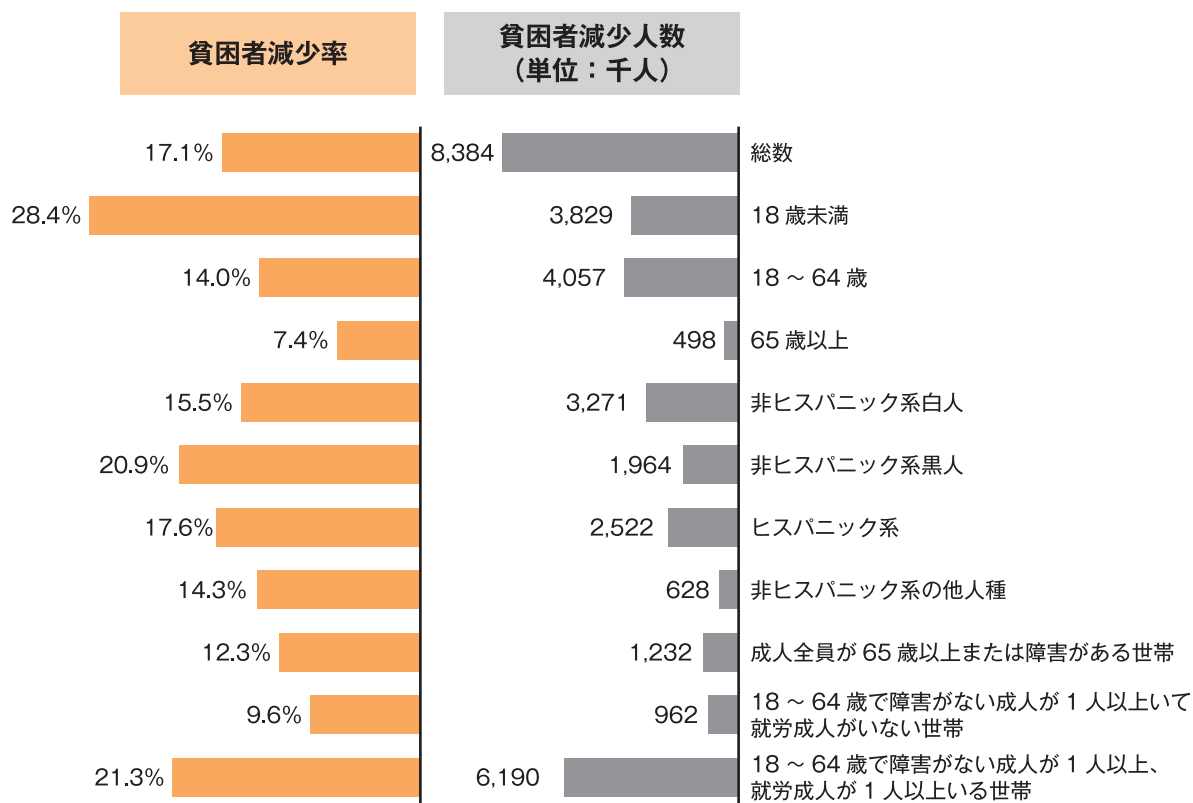
引用：2016 Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement (CPS- ASEC), Transfer Income Model, version 3 に基づき計算した。貧困者数は Supplemental Poverty Measure を使い推定した。

注：SNAP = the Supplemental Nutrition Assistance Program

a 都市部と非都市部に関する結果では、公共利用の CPS-ASEC で都市部か否かが特定されていない約 280 万人が除外されている。

出典：引用文献 4) より

図 II -4-3 : SNAP の支援による貧困者減少数及び割合



引用：2016 Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement and the Transfer Income Model, version 3 に基づき計算した。
注：貧困率は Supplemental Poverty Measure を使い計算した。

出典：引用文献 4) より

2) 女性・乳幼児向け特別栄養補給支援事業 (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants and Children : WIC) ^{5) 6)}

① 概要

1974 年に開始された、低所得で栄養的にリスクがある女性、乳児、5 歳未満の幼児を対象とした栄養補助プログラムである。食品 (food package) の提供の他に、栄養アセスメント、栄養教育、保健サービスの紹介なども行っている。

② 実施主体

USDA-FNS

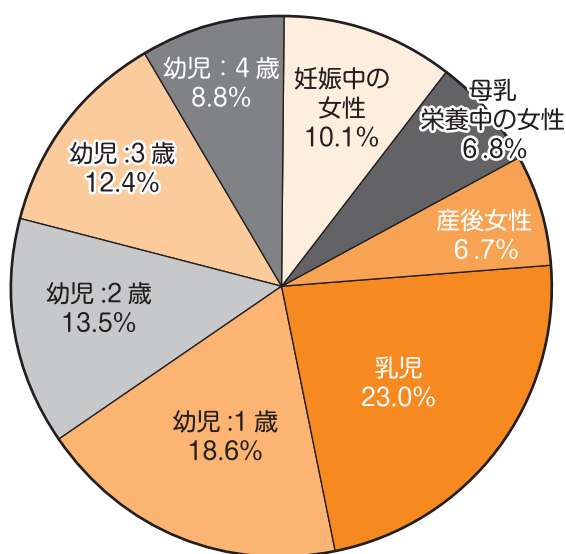
③ 対象者

以下のいずれかの条件を満たす者である。

- 妊娠中の女性
- 産後 6 ヶ月までで非母乳栄養中の女性
- 産後 1 年までで母乳栄養中の女性
- 1 歳未満の乳児
- 5 歳未満の幼児

WIC の対象者は 1974 年時点で 88,000 名であったが、2015 年にはおよそ 800 万人の女性、乳児、幼児を対象としている。2012 年のデータによると、全体のうち半数以上 (53.3%) が 1 歳以上の幼児であり、23.0% が乳児、23.6% が女性である (図 II -4-4)。

図 II -4-4：参加者の構成（2012年4月現在）



出典：引用文献5) より

④ 実施内容、方法

(a) Supplemental food package

Food package は WIC の中心であり、WIC の費用の約 7 割を占める。Food package は補助的なものであり、妊婦、授乳婦、産後女性、乳幼児に特に重要とされる栄養素を含む食品が提供される。多くの参加者は WIC のクーポン (check、voucher) やデビットカード

(Electronic Benefit Transfer: EBT) を用い、WIC の州当局から承認を受けた店を通して食品を入手する。Food package は、全部で 7 種類ある (表 II -4-3)。また、Food package IV～VII における、月当たりの支給上限量を表 II -4-4 に示す。2009 年に food package の改定が行われ、果物や野菜を購入できる cash value voucher の導入などが行われた。

表 II -4-3：各 food package に含まれる食品の種類

Food package のタイプ	参加者のカテゴリー	食品
Food Package I	0～5月齢の乳児	乳児用調製粉乳
Food Package II	6～11月齢の乳児	乳児用調製粉乳、乳児用シリアル、乳児用果実・野菜、乳児用肉
Food Package III	支給の条件を満たす参加者	医療書類提出：乳児用調製粉乳、特殊ミルク、低出生体重児用調製粉乳、WIC 適格医療食品のいずれかに加え、医療上の特別な必要性がなければ適格とされたはずの food package 中の全食品
Food Package IV	1～4歳の幼児	ジュース、ミルク、朝食用シリアル、卵、全粒粉小麦パン、豆類またはピーナッツバター、果実、野菜
Food Package V	妊娠中および部分母乳栄養中の女性	ジュース、ミルク、朝食用シリアル、卵、全粒粉小麦パン、豆類およびピーナッツバター、果実、野菜
Food Package VI	産後女性 (母乳栄養中ではない)	ジュース、ミルク、朝食用シリアル、卵、豆類またはピーナッツバター、果実、野菜
Food Package VII	完全母乳栄養中の女性	ジュース、ミルク、チーズ、朝食用シリアル、卵、全粒粉小麦パン、豆類およびピーナッツバター、缶詰の魚、果実、野菜

出典：引用文献5) より

表Ⅱ -4-4 : WIC Food Package の構成食品および基準量 (Ⅳ～Ⅶ)

WIC Food Packages 一覧表¹

乳幼児・女性向け補助食品の月間支給上限

食 品	乳 幼 児	女 性		
	Food Package IV 1～4歳	Food Package V 妊娠中および部分 (大部分) 母乳栄養中 (産後1年まで)	Food Package VI 産後(産後半年まで)	Food Package VII 完全母乳栄養中 (産後1年まで)
還 元 果 汁	128 液量オンス	144 液量オンス	96 液量オンス	144 液量オンス
ミ ル ク ²	16 クォート	22 クォート	16 クォート	24 クォート
朝食用シリアル ³	36 オンス	36 オンス	36 オンス	36 オンス
チ ー ズ	非該当	非該当	非該当	1 ポンド
卵	1 ダース	1 ダース	1 ダース	2 ダース
果 実・ 野 菜	\$8.00 cash value voucher	\$ 11.00 cash value voucher	\$ 11.00 cash value voucher	\$ 11.00 cash value voucher
全 粒 粉 小 麦 パ ン ⁴	2 ポンド	完全母乳栄養中の女性	完全母乳栄養中の女性	完全母乳栄養中の女性
魚 (缶 詰) ⁵	非該当	非該当	非該当	30 オンス
豆 類 (乾 燥 ま た は 缶 詰) お よ び / ま た は	1 ポンド (64 オンス缶詰) または	1 ポンド (64 オンス缶詰) お よ び	1 ポンド (64 オンス缶詰) ま た は	1 ポンド (64 オンス缶詰) お よ び
ピ ー ナ ッ ツ バ タ ー	18 オンス	18 オンス	18 オンス	18 オンス

1 WIC 食品に関する完全な規定および要項については WWW.fns.usds.gov/WiC に掲載されている規則本文を参照のこと。

2 液体ミルクの代替食品として使用可能な選択肢はヨーグルト、チーズ、豆乳飲料、豆腐。

3 州当局の食品リストに掲載する朝食用シリアルの半数以上を全粒粉とする必要がある。

4 全粒粉小麦パンに関する使用可能な選択肢は全粒粉パン、玄米、ブルグル、オートミール、全粒粉大麦、全粒粉マカロニ製品、ソフトコーンまたは全粒粉のトルティーヤ。

5 缶詰の魚に関する使用可能な選択肢はライト・ツナ、サケ、サーディン、サバ。

出典：引用文献7) より

(b) 栄養教育

WIC では、母乳栄養促進やサポートを含む栄養教育を実施している。WIC の栄養教育は、以下の2つの目標を達成することを目的にデザインされている。

1. 栄養、身体活動、健康が相互に関連していることや、特に妊婦・授乳婦・産後女性、

5歳までの乳幼児における栄養が重要であることを強調し、薬や害のある薬物などを妊娠中や授乳中に使用する危険性についての理解を深める。

2. 健康状態の改善、食習慣・身体活動の改善を通して栄養上のリスクを抱える人を支援し、補助食品やその他栄養価の高い食品を

適切に利用して、栄養関連問題の発症を予防する（その際、本人の民族、文化的、地理的な違いを尊重し、教育面・環境面での制限についても考慮する）。

(c) 保健サービスへの紹介

WIC 参加者がヘルスケアやソーシャルサービス（予防接種、SNAP、Medicaid（低所得者向け医療費補助制度）など）を受けられるようにサポートを行っている。

⑤ 対象者の費用負担

なし

⑥ 実施主体の資金源

連邦政府の補助金による。

⑦ 効果

WIC の効果については、2009 年の food package 改定による影響についての論文が多く出版されている。food package 改定による食事の変化、健康的な食品や飲料へのアクセスの変化、母乳栄養への影響について検討した 20 件の論文に関するシステマティックレビューが報告されている⁸⁾。それによると、food package 改定による食事の変化について検討した論文が 9 件、健康的な食品や飲料へのアクセスの変化について検討

した論文が 8 件、母乳栄養への影響について検討した論文が 3 件あり、food package 改定によって果物、野菜、全粒粉製品の購入量が増加した、WIC の承認店がそれ以外の店と比較して健康的な食品や飲料を購入しやすくしたことなどが報告されている。

3) 条件付き現金給付 (Conditional Cash Transfer: CCT)

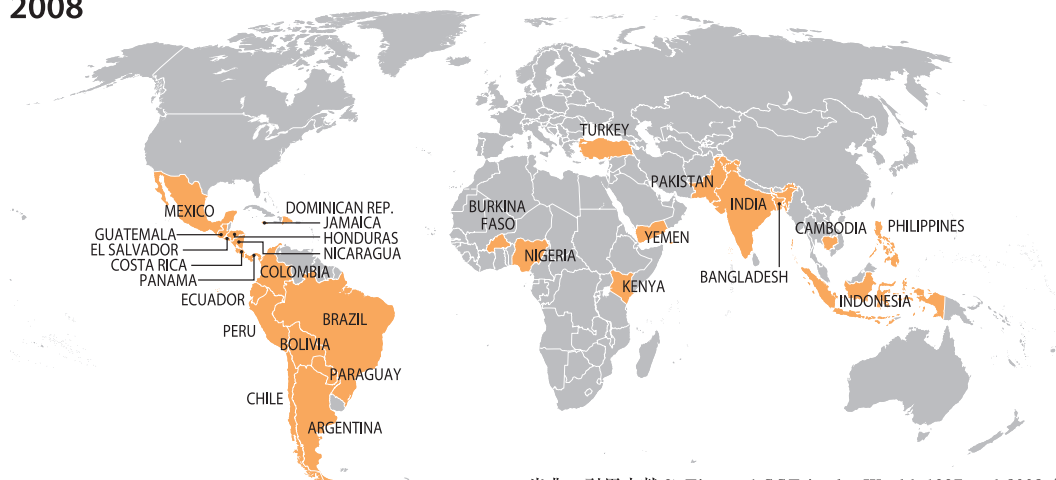
① 概要

条件付き現金給付 (Conditional Cash Transfer: CCT) は、子どものいる貧困世帯に対して子どもの就学や予防接種・健康診断の受診等の保健プログラムの参加を条件に一定額の現金を給付する制度である。CCT は条件付けにより、教育、栄養、保健分野における子どもへの投資を誘導し、人的資本を形成することによって貧困の連鎖を断ち切ることを目的としている。

1990 年代中頃から社会扶助政策改革が行われ、メキシコやブラジルで CCT プログラムが開始された。その後ラテンアメリカ諸国を中心に多くの発展途上国で CCT が導入されている⁹⁾ (図 II-4-5)。本報告書では、多くの CCT 導入国のモデルとなっているメキシコの Oportunidades (注 1) を中心に取り上げる。

図 II -4-5 : 2008 年時点での CCT 導入国

2008



出典：引用文献 9) Figure 1.CCT in the World, 1997 and 2008 より一部出典

② 実施主体

メキシコ政府の社会開発省が Oportunidades の実施を担当する。

③ 対象者

Oportunidades では地域別の貧困度を示す指標によって貧困地域を選定し、その地域の世帯の中から社会経済的情報に基づき、受給対象世帯を特定する。就学支援の対象は小学校3年生から高校

卒業までであり、支援が無くても就学が維持される可能性が高い小学校低学年は対象となっていない。

表Ⅱ-4-5 に Oportunidades の対象家族・地域数、予算を示す¹⁰⁾。1997 年の Oportunidades 導入当時は、貧困が深刻な農村地域から政策が適用され、その後都市部の貧困地帯へと徐々に給付範囲が広がり、2005 年にはメキシコ全市に及ぶ 500 万世帯まで対象を拡大した¹¹⁾。

表Ⅱ-4-5 : Oportunidades の対象家族・地域数および予算

／年	1997	1998	1999	2000	1997	1998	1999	2000	2000
受益家族数 (1,000)	300.7	1,595.6	2,306.3	2,476.4	3,116	4,240	4184.4	5,000	5,000
対象州	12	30	31	31	31	31	31	31	31
対象市町村	357	1,750	2,155	2,166	2,310	2,354	2,360	2,429	2,435
対象地区	6,344	40,711	53,152	53,232	67,539	70,520	70,436	82,973	86,091
予 算 (100 万米ドル)	876.4	5,516.3	9,592.2	12,190	15,204	21,179.1	24,503.3	26,675.3	30,151.2

(出所) Levy [2006,27,31]

出典：引用文献 10) 表 1 より

④ 実施内容、方法

Oportunidades において給付金を受け取る条件として、子どもの就学、一か月ごとに 85% 以上の出席率、一年を通じて 85% 以上の出席率が必要とされる。支給の際は、子どものために給付金を有効に利用する可能性が高いと考えられている母親に直接渡される。給付額は進級するにつれて増加し、中学生以上では女子に対してさらに加算される¹¹⁾。

また、自助努力を阻害しないために一か月に一世帯が受け取ることが出来る上限額を設けている。条件が順守されていない場合は手当が一時的に中止され、その後改善がなされない場合は永久的に給付リストから除外される¹²⁾。

⑤ 対象者の費用負担

なし

⑥ 実施主体の資金源

Oportunidades ではメキシコ政府の予算による。

⑦ 効果

世界銀行が発行した CCT に関する報告書で、効果が総括されている⁹⁾。CCT プログラムを導入後、受給世帯の子どもの就学率は上昇しており、特に就学率が低かった年齢層・国で顕著である(表Ⅱ-4-6)。CCT は健診受診にも一定の効果を出している(表Ⅱ-4-7)。CCT が長期的な効果をもたらすかどうかについては、結果が分かっている。子どもの身長や栄養状態の改善には効果を認め、メキシコの Oportunidades プログラムを受けた子どもは受けていない子どもよりも就学年数が長いとの報告がある。しかし一方では、就学年数が

II 子どもの食・生活支援に関する国内・国外での取り組み

長くなっても就労時の賃金が上昇したとの結果は得られておらず、大部分の研究では就学率が高くなってもテストの結果は改善しなかったと示している。上記の報告書では、CCTが教育・健康分野で長期的な効果に繋がらなかった理由を挙げて

いる。一つは、親の養育方法、教育・健康に関する情報不足といった家庭からの影響、もう一つはCCTプログラムの質が、特に貧困層に対しては非常に悪く、プログラムを利用するだけでは効果が得られないという点を指摘している。

表II-4-6：CCTの効果：子どもの就学率・出席率

国名	プログラム	年齢 / 性別 / 学年	ベースライン 就学率 (%)	効果 ⁽¹⁾	現金給付 ⁽²⁾ (% of PCE)	評価法	引用文献
チリ	Chile Solidario	6～15歳	60.7	7.5*** (3.0)	7	回帰不連続デザイン	Galasso (2006)
コロンビア	Familias en Acción	8～13歳 14～17歳	91.7 63.2	2.1** (1.0) 5.6*** (1.8)	17	プロベンシティブスコアマッチング 差分の差分分析	Attanasio et al. (2005)
エクアドル	Bono de Desarrollo Humano	6～17歳	75.2	10.3*** (4.8)	10	操作変数法 ランダム化	Schady and Araujo (2008)
ホンジュラス	Programa de Asignación Familiar	6～13歳	66.4	3.3*** (0.3)	9	ランダム化比較試験	Glewwe and Olinto (2004)
ジャマイカ	Program of Advancement through Health and Education	7～17歳	18日 ⁽³⁾	0.5** (0.2)	10	回帰不連続デザイン	Levy and Ohls (2007)
メキシコ	Oportunidades	0～5年生 6年生 7～9年生	94.0 45.0 42.5	1.9 (25.0) 8.7*** (0.4) 0.6 (56.4)	20	ランダム化比較試験	Schultz (2004)
ニカラグア	Red de Protección Social	7～13歳	72.0	12.8*** (4.3)	27	ランダム化比較試験	Maluccio and Flores (2005)

他の地域の国々

バングラデシュ	Female Secondary School Assistance Program	11～18歳 (女子)	44.1	12.0** (5.1)	0.6	固定効果モデル	Khandker, Pitt, and Fuwa (2003)
カンボジア	Japan Fund for Poverty Reduction	7～9年生 (女子)	65.0	31.3*** (2.3)	2-3	差分の差分分析	Filmer and Schady (2008)
カンボジア	Cambodia Education Sector Support Project	7～9年生	65.0	21.4*** (4.0)	2-3	回帰不連続デザイン	Filmer and Schady (2009)
パキスタン	Punjab Education Sector Reform Program	10～14歳 (女子)	29.0	11.1*** (3.8)	3	DDD ⁽⁴⁾	Chaudhury and Parajuli (2008)
トルコ共和国	Social Risk Mitigation Project	初等教育 中等教育	87.9 39.2	-3.0* (なし) 5.2 (なし)	6	回帰不連続デザイン	Ahmed et al. (2007)

(1) ここでいう「効果」とは、係数、並びに標準誤差 (括弧で示された数字) を指す。単位はパーセント。ただし、ジャマイカの場合、単位は日数。コロンビア、チリ、メキシコの0-5年生、7-9年生では、係数は非加重平均を用いている。

(2) PCE=per capita expenditure 一人当たりの経費

1人当たりの経費に占める割合として示した現金給付 (金額) は、対象者や年度を含めた調査の内容により異なるため同一プログラムでも同じ値になるとは限らない。

(3) ジャマイカでは効果は20日間の出席日数で評価された。プログラム導入前の就学率は96パーセントであった。

(4) DDD=difference-in-difference-in-differences、差分の差分分析の一つで応用した手法。

*有意水準10パーセント

**有意水準5パーセント

***有意水準1パーセント

出典：引用文献9) Table 4.Impact of CCTs on School Enrollement and Attendance, Various Years より著者訳

表 II -4-7 : CCT の効果 : 子どもの健診受診

国名	プログラム	結果	年齢 (歳)	基準値 ⁽¹⁾ (%)	効果 ⁽²⁾	現金給付 ⁽³⁾ (% of PCE)	評価法	引用文献
チリ	Chile Solidario	定期的な診察	0～6	17.6	2.4 (2.7)	7	回帰不連続デザイン	Galasso (2006)
コロンビア	Familias en Acción	子どもの成長発達をモニタリング	0～1 2～4 4～	なし	22.8*** (6.7) 33.2*** (11.5) 1.5* (0.8)	17	プロベンシティブスコアマッチング 差分の差分分析	Attanasio et al. (2005)
エクアドル	Bono de Desarrollo Humano	過去6か月間に子どもの成長障害があったか	3～7	なし	2.7 (3.8)	10	ランダム化比較試験	Paxson and Schady (2008)
ホンジュラス	Programa de Asignación Familiar	過去1か月間に少なくとも1回子どもを受診させたか	0～3	44.0	20.2*** (4.7)	9	ランダム化比較試験	Morris, Flores, et al. (2004)
ジャマイカ	Program of Advancement through Health and Education	過去6か月間に予防のために医療機関を受診した回数	0～6	0.205	0.278*** (0.085)	10	回帰不連続デザイン	Levy and Ohs (2007)
メキシコ	Oportunidades	過去1か月間に医療施設を訪問した回数	0～2 3～5	0.219 0.221	-0.032 (0.037) 0.027 (0.019)	20	ランダム化比較試験	Gertler (2000)
ニカラグア	Atención a Crisis	過去6か月間の子どもの体重	0～6	70.5	6.3*** (2.0)	18	ランダム化比較試験	Macours, et al. (2008)
ニカラグア	Red de Protección Social	過去6か月間に少なくとも1回子どもを受診させたか	0～3	69.8	8.4 (5.9)	27	ランダム化比較試験	Maluccio and Flores (2005)
		過去6か月間に子どもを受診させて体重を計測したか	0～3	55.4	13.1* (7.5)			

(1) 基準値の単位は、医療機関を受診したことのある子どもの割合を表す。ただしジャマイカとメキシコの場合は、医療機関の訪問回数を表す。

(2) ここでいう「効果」とは、係数、並びに標準誤差 (括弧で示された数字) を指す。単位はパーセント。ただし、ジャマイカの場合は過去6か月間に、メキシコの場合は過去1か月間に医療機関を受診した回数を指す。

(3) PCE=per capita expenditure 一人当たりの経費

1人当たりの経費に占める割合として示した現金給付 (金額) は、対象者や年度を含めた調査の内容により異なるため同一プログラムでも同じ値になるとは限らない。

*有意水準10パーセント

***有意水準1パーセント

出典：引用文献9) Table 5. Impact of CCTs on Health Center Visits by Children, Various Years より筆者和訳

(注1) 1997年開始時は、Progesa(Programa de Eucación, Salud y Alimentación: 教育・保健・食料計画)と呼ばれ、受益者の客観的な選別、現金給付という点で異なる貧困削減政策だった2)。2002年、Oportunidadesへ、2014年 Prospera と名称が変更された。

4) マイクロファイナンス (Microfinance)

① 概要

マイクロファイナンス (Microfinance) とは、担保となるような資産を持たない金融サービスから排除された貧困に苦しむ人々のために少額の無担保融資や貯蓄・保険・送金などの金融サービスを指す¹³⁾。マイクロファイナンスは、貧困削減という社会的課題に取り組むことを念頭に置きつ

つ、事業の持続可能性を維持するために利益を追求するビジネスでもある¹³⁾。

マイクロファイナンスは融資業務から始まったため、マイクロクレジット (Microcredit) と呼ばれていたが、現在では融資だけでなく貯蓄・保険・送金など幅広い金融サービスを対象としているため、マイクロファイナンスという語が用いられている¹⁴⁾。バングラデシュでムハマド・ユヌスが創設したグラミン銀行で始めたマイクロクレ

ジットは小口金融のことを指し、マイクロファイナンスのきっかけとなった取り組みである。

米国 NGO リザルツ教育基金の Microcredit Summit Campaign Report¹⁵⁾ によると、2013 年末時点で 3,098 のマイクロファイナンス機関があり、アジア・大洋州が最も機関数が多く (1,119 機関)、次いでサブサハラ・アフリカが多い (1,045 機関)。そして、女性の会員が多いことも特徴的である。最貧層に属する会員数はアジア・大洋州が 88.7% を占めており、そのうち特にインド (56%)、バングラデシュ (17%) に多い。この報告書での「貧困層」の定義は、世界銀行が 2015 年に改定した国際貧困ラインを用い、2011 年の購買力平価 (purchasing power parity:PPP) に基づき 1 日 1.90 ドルで生活する人々を指す¹⁶⁾。

② 実施主体

貯蓄・融資に限って実施主体を分類する¹⁷⁾。

- (1) マイクロファイナンス特化金融機関：銀行型、信用組合理
- (2) 農村組織に組み込まれたマイクロファイナンス機関：村銀行、農協・漁協の金融部門
- (3) 低所得者層・女性をターゲットとした所得

向上プログラムの一環としての NGO や政府銀行による融資プログラム

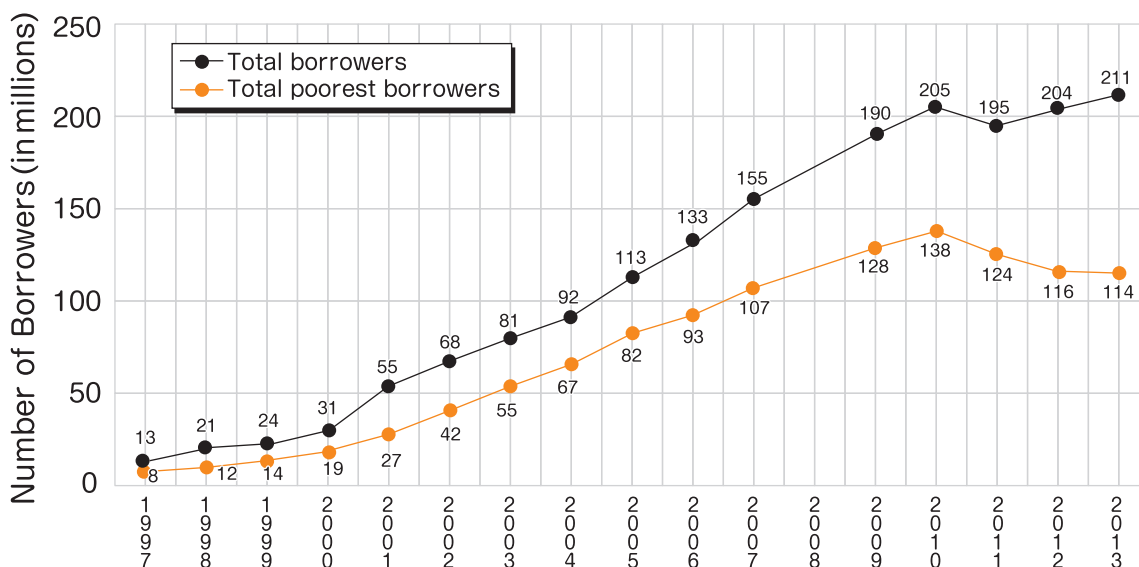
(4) 既存の銀行や在来金融とのリンク

③ 対象者

貧困層が対象である。対象となる貧困層の定義は、国・地域によって所得水準が異なるため、マイクロファイナンス機関により異なっている。対象者である融資先は、通常の銀行が融資の対象としないような担保を持たない貧困層、特に人口の下層 25% としている。特に最も貧しい女性を対象としており、借り手の 97% を女性が占める。この理由として、(1) 女性による性差別があり、貧困に苦しんでいるのは女性である、(2) 女性の方が男性よりも子供たちのことをまず考えるため、家族の利益になることが挙げられている¹³⁾。

Microcredit Summit Campaign Report¹⁵⁾ によると、2013 年末の時点でマイクロファイナンスの会員数は 2 億 1,100 万人以上に上る。そのうち貧困層に属する会員数は、約 1 億 1,400 万人である (図 II -4-6)。貧困層の会員数の 89% は、アジア地域で占められている。

図 II -4-6：マイクロファイナンス会員総数と貧困層会員数の推移



出典：引用文献 15) Figure 1: Growth of Total Clients and Total Poorest Clients (December 31, 1997, to December 31, 2013) より

④ 実施内容、方法

マイクロファイナンス機関の原点となったグラミン銀行を例に挙げる¹³⁾。融資原資は借り手による出資と政府出資である。グラミン銀行は地域支部を開設し、それら支部が融資と併せて生活や事業について助言、技術支援・指導などを行い、借り手との信頼関係を構築する。毎週開催されるセンター・ミーティングで借り手と接触する。マイクロファイナンス機関が行う支援としては、健康教育に関するものが最も多い。融資額は少額で短期のローン借りられる。融資の際、現在の収入・資産の有無ではなく、収入を得られる事業を開始・継続できるか、返済能力があるかなど借り手の人物・事業を審査する。五人一組のグループを作り、グループの中で順番に融資を受ける仕組み（グループ・レンディング）となっている。最近は個人ローンなど新たな融資形態もある。

⑤ 対象者の費用負担

グラミン銀行の場合、対象者は担保、保証を必要としない。他のマイクロファイナンス機関では、担保、連帯保証人を必要とする機関もある（アクションUSネットワーク¹⁸⁾、フランスのAdie¹⁹⁾など）。

⑥ 実施主体の資金源

マイクロファイナンス機関がサービスを提供するための資金調達能力は4段階に分けられる²⁰⁾。

- (1) 第1段階：補助金や外国からの開発援助にすべて支えられている段階。最も資金調達能力に欠けている。多くのマイクロファイナンス機関はこの形態であるが、補助金や援助に依存するため自立性や持続性に欠ける。
- (2) 第2段階：補助金や援助に頼る比率を相当程度引き下げた段階。このようなマイクロファイナンス機関は資金調達を自ら行うことが可能となる。ただし、適用される金利水準は市場金利以下で設定しているため、

差額分は補助金に頼ることになる。また、資金コストや経常費用を機関が賄うことは難しい。典型的な例は、コミュニティ・バンキング。

- (3) 第3段階：規模が大きく、運営に成功した段階。この段階では、自立性がほぼ確保されているので、ほとんど補助金を必要としない。バングラデシュのグラミン銀行がこの形態にあてはまる。
- (4) 第4段階：補助金をまったく利用しない、完全に自立性が確保された段階。市場金利水準で資金を調達し、市場金利水準で預貯金を受け入れ、必要とされる経費までまかなえる。信用組合(credit union)、商業銀行が例として挙げられる。

⑦ 効果

マイクロファイナンス機関が融資の際に行う健康関連事業・支援が及ぼす効果を総括した文献レビューが報告されている²¹⁾。このレビューでは17本の文献が検討された。その結果、マイクロファイナンス機関の金融サービスと共に実施される健康関連プログラムは、利用者が行動変容に至るための知識や健康サービスへのアクセスを増やし、母子保健、マラリアなどの感染症、家庭内暴力といった様々な健康に関する分野で効果を出していると述べている。エビデンステーブル(表II-4-8)は、貧困世帯の子どもの健康に関連した結果を報告している研究を抽出し作成した。

表Ⅱ-4-8：エビデンステーブル

著者 (発行年)	国	研究デザイン	対象者	目的	介入	主な結果
Ahmed et al. (2006)	バングラデシュ	ベースライン調査と フォローアップ調査を 用いた疑似実験	<ul style="list-style-type: none"> ● 2,189 世帯の介入群 と 2,134 世帯の対照群 ● 最貧層が占める割合 の高い 21 の小地区か らなる 3 つの地区か ら抽出 	介入が最貧層の健康 サービスやフォーマル な代替医療の利用と いった健康行動に変化 を及ぼすか検証	最貧層を対象とする健 康と社会的支援を統合 した BRAC プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困状態は改善し、 健康関連により出費 ● 健康に対する知識、 健康資源の気づき、 予防接種、 健康状態の認識、 フォーマルな健康サー ビスの利用が増加
Amin et al. (2001)	バングラデシュ	疑似実験	<ul style="list-style-type: none"> ● 15 ~ 50 歳の女性 ● 1 期：656 名の介入 群を対象とした介入 前調査 (1992 年)、 2,105 名の介入群と 1,721 名の対照群を 対象とした介入前調 査 (1997 年) ● 2 期：1,068 名の介 入群と 700 名の対照 群を対象とした介入 後調査 (1998 年) 	予防接種の普及 と母子保健の Essential Services Package(ESP) の効果 を検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 期：家族計画と予 防接種の拡大プログ ラムの組み合わせ ● 2 期：母子保健の ESP を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避妊具の使用が著明 に増加、妊娠率の低下 ● 乳児死亡率の低下は 認めず ● 他のコミュニティへ 情報伝播や ESP サー ビス利用が増加

BRAC：1972年にファズレ・ハッサン・アベド (Fazle Hasan Abed) によって、71年のバングラ独立戦争後の避難民を救済する目的で設立された「バングラデシュ農村開発委員会」(Bangladesh Rural Advancement Committee) をその起源とした NGO 団体。(http://www.brac.net/)

著者 (発行年)	国	研究デザイン	対象者	目的	介入	主な結果
De la Cruz et al. (2009)	ガーナ	コミュニティ単位の ランダム化試験	●マラリア教育群(213名)、 下痢症教育群(223名)、 対照群(268名)の 3グループ	MC利用者へのマラリア 教育がマラリアに対す る知識・行動に及ぼす 効果を検証	健康教育	●マラリア教育プログ ラムは知識の獲得 (例:マラリアのリス ク、妊娠合併症)や 行動変容(蚊帳の購 入や使用)に有効 ●ただし5歳未満の子 どもの受診行動には 繋がらなかった
Dohn et al. (2004)	ドミニカ共和国	ベースライン調査と フォロアーアップ調査を 用いた疑似実験	●3つの地域にそれぞ れ健康増進プログラ ムのみ、MCのみ、両 者ともを実施 ●それぞれの地域の27 世帯	MC利用者へのマラリア 教育がマラリアに対す る知識・行動に及ぼす 効果を検証	小児の疾患、女性の健 康(乳癌、子宮頸癌ス クリーニング)を対象 とした訓練を受けた専 門家による健康増進ブ ログラム	●すべての地域で健康 指標の結果が改善し たが、健康増進プロ グラムとMCの両方 を実施した地域では 11の指標のうち9つ が改善と最も良い結 果だった ●MCのみでもやや効 果あり(11の指標の うち5つ改善)

MC = microcredit : マイクロクレジット

表II -4-8：エビデンステーブル（続き）

著者 (発行年)	国	研究デザイン	対象者	目的	介入	主な結果
Hadi (2001)	バングラデシュ	横断研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 5歳未満の子どもを持つ500名の女性 ● MCを利用している女性群(258名)、MCの適応があるが利用していない貧困世帯の女性群(118名)、MCの適応がない世帯の女性群(124名)の3グループ 	MC機関を通じて提供される産前産後ケアに関する知識の増進活動の貢献度を検証	MCと共に提供される健康教育、保健師、健康サービスの提供を含めた健康プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● MCの集會参加者は非参加者よりも知識が向上 ● 健康プログラムを受けるMC会員期間が長期になるほど、知識は向上
Hadi (2002)	バングラデシュ	横断研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 5歳未満の子どもを持つ2,814名の女性 ● MCを利用している女性群(958名)、MCを利用していない女性群(1,239名)、MCの適応がない世帯の女性群(618名)の3グループ 	5歳未満の子どもが罹患する急性呼吸器感染症の予防・症状の知識を母親に普及する保健師の効果について検証	急性呼吸器官選書の発見・治療に関する保健師による支援プログラム	MCと教育支援プログラムの両方が提供された群では、急性呼吸器感染症の予防・症状の知識が著しく向上

著者 (発行年)	国	研究デザイン	対象者	目的	介入	主な結果
Sherer et al. (2004)	マラウイ グアテマラ タイ	縦断データ（収入）、 横断データ（健康）を 用いた疑似実験	縦断データ：MCの新規 顧客、マラウイ（68名）、 グアテマラ（227名）、 タイ（208名） 横断データ：MCの新規 顧客と1年間の利用歴 のある顧客	HIV有病率が高い3か 国で収入、健康に関す る知識、健康サービス の利用に対する教育プ ログラムの効果を検証	MCと共に提供される隔 週の健康教育セッション （1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯収入が1年後に 22～64%上昇 ●すべての国で健康に 関する知識が向上 ●性感染症の兆候に対 して受診をする女性 や、プライマリケア に受診する子どもの 割合が著明に増加
Smith (2002)	ホンジュラス エクアドル	ベースライン調査と フォローアップ調査を 用いた疑似実験	<ul style="list-style-type: none"> ●15～49歳の女性 ●MCを利用している 女の3グループ ●ホンジュラス(981名)、 エクアドル(961名) 	従来の村銀行と、MC と健康教育を組み合わ せた統合プログラム （“health bank”）を 比較	MCと健康教育の統合プ ログラム	<ul style="list-style-type: none"> ●2か国とも、health bankの参加者では健 康に関するケア（特 にがんスクリーニン グ）が向上 ●ホンジュラスでは、 health bankにより 下痢症が減少 ●エクアドルでは、村 銀行は下痢症の発症 率を低下させるかも しれないが、健康プ ログラムを追加して も結果は変わらない。

出典：引用文献21) より子ども世帯への効果を含めた文献を抜粋し、筆者改変・和訳

【高所得国でのマイクロファイナンス】

1980年代後半以降、金融危機や低所得国からの移民流入の影響もあり、高所得国、特に南ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国でもマイクロファイナンス機関が誕生してきている。本報告書では、アメリカ合衆国、イギリス、フランスを取り上げ、各国の中でも代表的なマイクロファイナンス機関について紹介する。

(1) アメリカ合衆国

1980年代に金融自由化により、貧困層の金融排除が問題化していた。1986年、アーカンソー州知事であったビル・クリントンはグラミン銀行から手法を導入して、マイクロファイナンスの普及に努めた。1993年にクリントンが大統領に就任して以降、「第三の道」の政策として地域開発金融機関（Community Development Financial Institutions：CDFI）ファンドの設立、地域再投資法（Community Reinvestment Act：CRA）（注1）の改正を通して、マイクロファイナンスを積極的に進める政策をとった²²⁾。アメリカには銀行の金融サービスを利用できない貧困層が数百万人いると推定されており、マイクロファイナンスはそのような人々に金融サービスを提供して起業を促し、経済的自立を支援する目的と

して設立されている²³⁾。

アクションUSネットワーク（Accion U.S. Network）は1991年に開設されたマイクロファイナンス機関である。ベネズエラ発祥のアクション・インターナショナルが母体となっている¹³⁾。1991年の設立以来約64,000の小規模事業者に融資した総額は5億7,000万ドルである。2017年の融資件数は3,162件、平均融資額は約11,000ドル、借り手の総数は5,898人となっている²⁴⁾。

2008年にはグラミン・アメリカ（Grameen America）がニューヨークに最初の支店を開業して、バングラデシュのグラミン銀行の仕組みを導入した。グラミン・アメリカとグラミン銀行の比較を表II-4-9に示す²³⁾。グラミン・アメリカは、アメリカの社会経済状況を考慮してグラミン銀行の仕組みを変更した点はあるが、融資対象者が貧困層で就業意欲がある人物、無担保、連帯責任、五人組のグループ・レンディング、毎週開催されるセンター・ミーティングに参加する、といった点などは相違ない。現在、全米14都市に20支店を展開しており、設立以来の総融資件数は43万3,000件、融資総額は1億800万ドルとなっている（2019年1月現在）²⁵⁾。

表II-4-9：グラミン銀行、グラミン・アメリカの比較

	グラミン銀行	グラミン・アメリカ
組織形態	銀行	非営利組織 (Non-Profit Organization)
資本 (資金調達)	グラミン銀行の株式の95%を借り手の女性が所有、5%を政府が所有。当初は援助資金（贈与や融資）。	寄付・贈与・融資。ジャクソン・ハイツ支店は設立後5年でサステナブルになった（事業収入で事業資金を賄う）
融資対象	貧困層。97%が女性。	●貧困ライン以下（11,720ドル/1人家族）4,650万人（15.0%） ●事業を始めたり維持・拡大する意欲のある人
融資金額	250ドル（平均）	●1,500ドル（最初） ●2回目の融資から、返済実績による増減
融資期限	融資期限	6ヵ月または1年
金融商品	事業資金ローン、住宅ローン、教育ローン、物乞い者ローン	現在、「ベーシック・ローン」のみ。零細企業ローンはまだ融資実績なし。
担保	無担保、連帯責任	無担保、連帯責任
融資形態	グループ・レンディング	グループ・レンディング。メンバーは徒歩5分圏内に居住。
融資順番	2：2：1方式（最初の2人と次の2人、さらにその次の1人が融資を受ける間隔は1ヵ月）。5人そろって。	2：3方式（最初の2人と次の3人が融資を受ける間隔は2週間）
融資金利	事業資金ローン：20% 住宅ローン：8% 教育ローン：5% 物乞い者ローン：0%	ベーシック・ローン：15%（定率法）
資金用途	所得創出	所得創出

出典 <http://www.accionusa.org>, <http://www.street-uk.com>, <http://www.adie.org> などから作成。

出典：引用文献²³⁾ p156-157 図表4-4より（シャドー部分）が主な相違点。

(2) イギリス

1990年代以降、社会的排除や金融排除の問題に対して、イギリス政府はアメリカのCDFIの仕組みを取り入れ、CDFIを支援する政策を取った。1999年、貧困地域や社会的に不利な階層を支援する公的基金フェニックス・ファンドを設立した²⁶⁾(2006年に終了)。

ストリートUKは2000年に設立されたNPOによるマイクロファイナンス機関である。金融排除を受けている人々に融資を行っている。ストリートUKが発表した報告書によれば、借り手の72%が女性、45%が片親、52%が失業者であり、70%に債務不履行歴がある。2000年の営業開始以降、2016年時点で総融資額は1,500万ポンド、融資件数は31,000件と報告されている²⁷⁾。

(3) フランス

1980年代に深刻な失業問題があったことから、EU諸国の中でも比較的マイクロファイナンスが活発である。先駆的なマイクロクレジット機関であるAdie (Association pour le Droit à l' Initiative Économique)は1989年に設立された。対象者は社会参入最低所得手当(注2)を受給している失業者や低所得者である²⁸⁾。全仏に130か所の支所、対応窓口が380か所設置されている。Adieでは融資の際に事業計画策定の支援、起業後の法務、税務アドバイスのフォローなど、資金提供だけでなく借り手へのサポートをセットにして行っている²⁹⁾。

上記で紹介した各国の代表的なマイクロファイナンス機関の一覧表を表II-4-10に示す。

表II-4-10：先進国のマイクロファイナンス機関

	アメリカ	イギリス	フランス
事業開始	1991年	2000年	1989年
資本調達	銀行融資、寄付、元利回収金。	銀行融資、コミュニティ・ボンド発行など。	銀行融資、元利回金など
融資先	金融排除された貧困に苦しむ人々(個人ローン)。母子家庭、零細商店主、移民など。80%以上が女性、黒人、ヒスパニック。	失業者、多重債務者などを含む貧困に苦しむ人々(個人ローン)。生活・債務の指導・相談を実施。	失業者、社会参入最低所得(RMI)受給者、移民など社会的弱者で事業資金を必要とする者(当初はグループレーンであったが、フランスの実情に合わないため個人ローンに変更)。
融資額	500~5万ドル(約4.8万~約480万円)。平均融資額は6,200ドル(約60万円)。期限までに返済すれば融資額は増加するスキーム。仕入れや設備の購入など起業に必要な事業資金に限定。	250~3,000ポンド(約4万~約46万円)。平均融資額は2,000ポンド(約31万円)。 ●就労支援として新しい仕事のための衣類購入費、交通費、最初の給料日までの生活費 ●フレッシュ・スタート支援として債務返済資金や1ヵ月分の生活費 ●家族の不時の出費などを融資	5,000ユーロ(約68万円2009年6月1日現在の為替レート1ユーロ=約135円で換算。以下同様)以内。通常、1,000ユーロ(約14万円)くらいから融資を始めて、返済状況を見ながら融資額を増加するスキーム。第3者を含めた融資委員会で審査。
貸付金利	8~15%。2回目の融資から返済実績により10%まで低減。延滞利息は10%加算。	新規37.96%、2回目以降31.3%。	7.02%(2006年)。その他に協力負担金として借入額の5%加算。
担保	融資総額の150%相当の担保ないし連帯保証人が必要。	無担保	家族・友人などの連帯保証人が融資総額の半分を保証。
返済期間	6~60ヵ月	融資2週間後に週ごと返済ないし1ヵ月後に月ごと返済。	2年。毎月返済。
返済率	91%	92%	93.46%(2005年)
借り手の起業例	衣類販売、手工業品販売、デイケアセンター、ヘアサロン、レストラン、害虫駆除など。	書籍・CD販売、飲食店、卸売業、通訳、翻訳、コンサルタントなど。	無店舗の巡回理容、コーヒースタンドなど

出典：引用文献13) p66表3-1より

(注1) 1997年ジミー・カーター政権下で制定された法律。低所得の少数民族がすむ地域への金融機関による融資差別を防止する目的で制定された。

(注2) 1988年に創設された制度。最低所得に達しない25歳以上の個人に最低限の生活を保障するとともに、社会参入(主に就業)を促進し、社会的・経済的な自立を促す。Revenu minimum d'insertion(RMI)という。2009年には積極的連帯手当(RSA: revenu de solidarité active)に改編された。RMIで受給対象とされなかった低所得者についても支給対象に加えるとともに、就職した後も手当の支給を継続するなど、低所得就業支援を拡大した³⁰⁾。

引用文献

- 1) Programs and Services. United States Department of Agriculture (USDA) Food and Nutrition Service.
<https://www.fns.usda.gov/programs-and-services>
- 2) Building a Healthy America: A Profile of the Supplemental Nutrition Assistance Program. United States Department of Agriculture.
<https://fns-prod.azureedge.net/sites/default/files/BuildingHealthyAmerica.pdf>
- 3) Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP). United States Department of Agriculture.
<https://www.fns.usda.gov/snap/eligible-food-items>
- 4) Wheaton L, Tran V. The Antipoverty Effects of the Supplemental Nutrition Assistance Program. Urban Institute. 2018.
https://www.urban.org/sites/default/files/publication/96521/the_antipoverty_effects_of_the_supplemental_nutrition_assistance_program_3.pdf
- 5) The WIC Program: Background, Trends, and Economic Issues, 2015 Edition. United States Department of Agriculture.
<https://www.aap.org/en-us/advocacy-and-policy/federal-advocacy/Documents/USDAWIC2015Report.pdf>
- 6) Review of WIC Food Packages: Improving Balance and Choice: Final Report. National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine; Health and Medicine Division; Food and Nutrition Board; Committee to Review WIC Food Packages. Washington DC:National Academies Press (US);2017.
https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK435895/#sec_000015
- 7) Final Rule: Revisions in the WIC Food Package. United States Department of Agriculture.
<https://www.fns.usda.gov/wic/fr-030414>
- 8) Schultz DJ, Byker SC, Houghtaling B. The Impact of the 2009 Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children food package revisions on participants: A systematic review. J Acad Nutr Diet.2015;115(11):1832-46.
- 9) Fizbein A, Schady N. Conditional cash transfers: reducing present and future poverty. The World Bank. 2009.

https://siteresources.worldbank.org/INTCCT/Resources/5757608-1234228266004/PRR-CCT_web_noembargo.pdf

- 10) 畑恵子. 第3章 メキシコの条件付き現金給付政策—Progresa-Oportunidades. 宇佐見耕一、牧野久美子編. 現金給付政策の政治経済学(中間報告) 調査研究報告書. アジア経済研究所、2013、29-43.
- 11) 浜口伸明、高橋百合子. 条件付現金給付による貧困対策の政治経済学的考察：ラテンアメリカの事例から. 国民経済雑誌. 2008;197(3):49-6.
- 12) 箕輪真理. 条件付き現金給付プログラムの成果と教育政策：メキシコの PROGRESA/ OPORTUNIDADES プログラムの評価. 筑波大学地域研究. 2015;36:1-18.
<http://hdl.handle.net/2241/00125741>
- 13) 菅 正広. マイクロファイナンス 貧困と闘う「驚異の金融」. 中央公論新社、2009.
- 14) CGAP phase III strategy 2003-2008 (English). The World Bank. 2003.
<http://documents.worldbank.org/curated/en/279871468140969868/CGAP-phase-III-strategy-2003-2008>
- 15) The State of the Microcredit Summit Campaign Report, 2015. Microcredit Summit Campaign.
<https://stateofthecampaign.org/read-the-full-2015-report/>
- 16) PovcalNet:Regional aggregation using 2011 PPP and \$1.9/day poverty line. The World Bank.
<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>
- 17) 吉田秀美、岡本真理子. 1. 貧困緩和とマイクロファイナンス マイクロファイナンスへの JICA の支援事例分析. JICA 研究所、2004.
https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jicari/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200407_03_01.pdf
- 18) ACCION HP. <https://us.accion.org/>
- 19) Adie HP. <https://www.adie.org/decouvrir-ladie/adie-international-en>

- 20) 上杉志朗. 開発におけるマイクロファイナンスと資産流動化. 国際公共政策研究. 2000;4(2):153-73.
<http://hdl.handle.net/11094/4583>
- 21) Leatherman S, Metcalfe M, Gissler K, et al. Integrating microfinance and health strategies: examining the evidence to inform policy and practice. Health Policy and Planning. 2012;27:85-101.
- 22) 小関隆志. 金融によるコミュニティ・エンパワメント—貧困と社会的排除への挑戦—ミネルヴァ書房、2011.
- 23) 菅 正広. 貧困克服への挑戦 構想グラミン日本—グラミン・アメリカの実践から学ぶ先進国型マイクロファイナンス. 明石書店、2014.
- 24) 2017 Annual Report. Accion U.S. Network.
<https://us.accion.org/annualreport2017/>
- 25) Grameen America. <https://www.grameenamerica.org/>
- 26) 小塩 隆志. アメリカ・イギリスにおけるコミュニティ開発金融機関 (CDFI) によるマイクロファイナンス. 社会政策学会誌. 2007;17:205-224.
- 27) Geller J and Simms K. Social impact report 2015/2016. Street UK.
<https://www.street-uk.com/wp-content/uploads/2016/09/Street-UK-Social-Impact-Report-2016-2.pdf>
- 28) 重頭 ユカリ. ヨーロッパのソーシャルファイナンス. 総研レポート、2010年09月.
<https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20101019.pdf>
- 29) 重頭 ユカリ. フランスの起業向けマイクロクレジット—マイクロクレジット機関 Adie を中心に— 農林金融. 2014;64:210-24.
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1104rel.pdf>
- 30) 積極的連帯所得手当 (RSA) 受給者が増加. 独立行政法人労働政策研究・研修機構.
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2011_1/france_01.html

5. 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備：2つの事例紹介

国内外の子どもの支援に関する取り組み事例から、主に行政もしくは民間が主体の取り組みが多いことが分かった。しかし、切れ目ない包括的な支援体制を整備するために、両者だけでなく、学

校など関係機関との円滑な連携が望まれる。ここでは、関係機関が連携した先進的な2つの事例を紹介する。

事例紹介 1：

行政と民間との連携（東京都江戸川区）

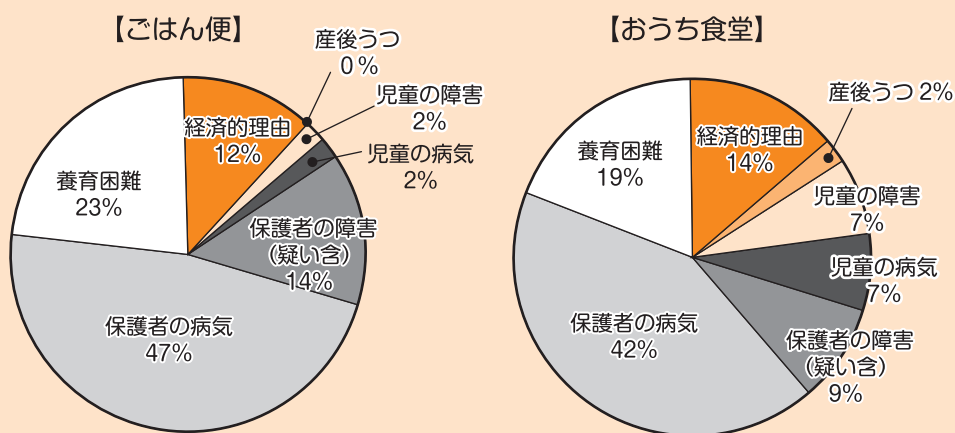
東京都江戸川区は人口約69万人、平均年齢43.4歳の比較的若い世帯の多い区で、平成27年度国勢調査によると23区内で最もひとり親世帯の割合が多いことが報告されている。地域の関係者や区職員を対象に区が実施した子どもの生活実態調査（2015年、約1,500人）および食についての調査（2016年、約2,000人）により学習、子ども及び保護者の日常生活、経済面、食についての課題が浮き彫りになったことから、現在、江戸川区では子どもの成長支援として、「学習支援」（8事業）、「食事支援」（2事業）および「居場所事業」（1事業）を実施している。町会自治会、児童・民生委員、行政職員などが訪問・面談により家庭の状況を聞き取り、それを分析することで必要な支援のコーディネートおよび関係機関との連携をおこなっている。このように、複数の支援メニューが用意されているため、対象に応じた支援が可能となっている。先述の子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」（以下ごはん便）および食事支援ボランティア派遣事業「～できたて食べてね～おうち食堂」（以下おうち食堂）は、食の支援をきっかけとして家庭の中の問題を整理し、必要な支援につなげ、子どもの養育環境を整えることを目的として実施されている食事支援事業の一つであるが、行政の部署間および民間との巧みな連携による支援スキームが構築されている。

「ごはん便」および「おうち食堂」は、2017年8月より始まった事業で、年間48回を上限に利用することができる。2018年12月14日現在、利用した子ども（0歳から17歳）は、「ごはん便」延べ57世帯110人、「おうち食堂」延べ43世帯95人で、支援実施の主な理由として、保護者の病気や保護者の障害（疑い含）、養育困難、経済的理由が挙げられ（図Ⅱ-5-1）、同時にこれらの家庭は、生活保護世帯、虐待対応世帯、父子・母子世帯など生活に複数の困難を抱える家庭も多い。生活に困難を抱える家庭の子どもは、健やかな発育に必要な栄養が十分に得られない欠食や偏食、孤食など「食」の課題が懸念されるが、これら事業により温かい食事を食べることが可能となった。「ごはん便」および「おうち食堂」を利用するには審査が必要であり、表Ⅱ-5-1に示す通り、本人、江戸川区の多部門およびその他からの相談経路がある。「ごはん便」と「おうち食堂」利用者のうち、相談経路としては保護者からの相談が最も多いものの、江戸川区子ども家庭部所管の子ども家庭支援センター及び健康部所管の健康サポートセンターからの紹介件数が次いで多い。これは特筆すべき点で、一般に、行政の構造上各担当部局で課題ごとに業務が細分化されているため（い

わゆる縦割り構造)、部局横断的な課題解決への取組の実施は困難なことが多いが、江戸川区の場合、行政内の多部門連携による横の繋がり体制が整備され、区民を主体とした総合的な見守り体制が構築されている点が先駆的であるといえる。また、件数は少ないものの医療機関や学校（養護教諭）との連携により、食事支援の必要な家庭が行政に繋がられている。

図Ⅱ-5-1：江戸川区「ごはん便」と「おうち食堂」の実施理由（世帯数）

支援実施理由



出典：江戸川区提供データより筆者作成

表Ⅱ-5-1：江戸川区「ごはん便」と「おうち食堂」の相談経路（世帯数）

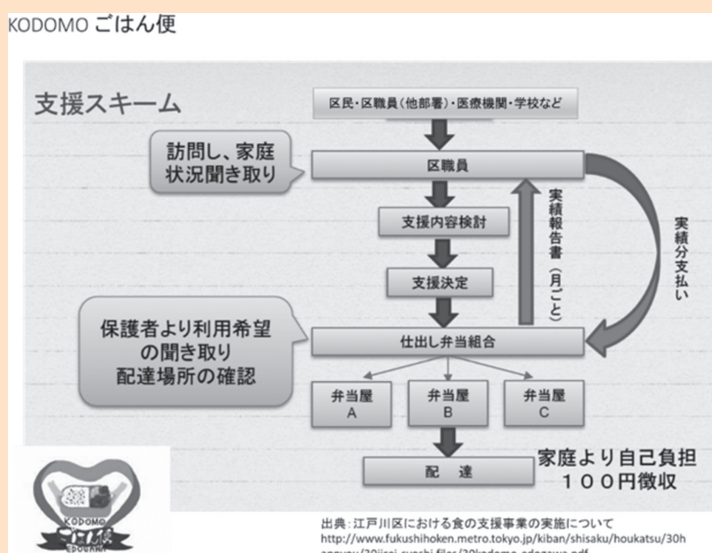
	相談経路(世帯数)	ごはん便			おうち食堂			
		H29	H30	計(延べ数)	H29	H30	計(延べ数)	
江戸川区	本人							
	保護者	4	13	17	4	9	13	
	子ども家庭部	児童女性課	2	0	2	1	0	1
		学習支援事業	0	2	2	0	1	1
		子ども家庭支援センター	9	6	15	3	7	10
		児童相談所	0	0	0	1	0	1
		障害者福祉課	1	0	1	0	1	1
	福祉部	生活援護	0	2	2	1	0	1
		くらしごと相談室 (生活困窮者自立支援制度)	1	0	1	0	1	1
		なごみの家	0	1	1	0	0	0
	健康部	障害事業者	0	1	1	0	1	1
		健康サポートセンター	3	10	13	3	8	11
	その他	医療機関	1	0	1	1	1	2
学校(養護教諭)		0	1	1	0	0	0	
	合計	21	36	57	14	29	43	

出典：江戸川区提供データより筆者作成

支援スキームは、「ごはん便」と「おうち食堂」では異なるものの、手作りの食事を家庭に届けるというコンセプトは共通しており、いずれの支援事業においても、江戸川区と民間との連携を密にしている。これらの食の支援事業は、専門業者に委託して運営をしているため、区の職員は家庭の抱える様々な問題（保護者の就労、子どもの保育園、学習問題等）を分析し、必要な支援につなげ、支援家庭のケースワークに専念できる。また、家庭の支援の状況により、「ごはん便」→「おうち食堂」や「おうち食堂」→「ごはん便」へ移行できるようにすることで、切れ目のない支援を行っている。さらに、支援を効果的に行うため、家庭への支援方針を委託業者と共有し、48回の支援で一定の効果がでることを目指している。

「ごはん便」では区内の仕出し弁当組合との連携により、配食が実現した。この事業は、仕出し弁当組合に所属する弁当屋から、様々な事情により食事を準備できない住民税非課税世帯を対象に470円の手作り弁当を自己負担100円（利用者1食あたり）で届ける食事支援である。支援家庭の中には、家に入られることに抵抗を感じる家庭もあるため、配食制度導入のおかげで、手作りの食事が届けられるようになった。配食制度導入にあたって、既に始まっている高齢者での配食サービスのノウハウを、子どもへの支援に活用することで、円滑な事業運営が可能となった。事業運営の連携体制として、仕出し弁当組合は、利用者との配達調整、集金を行い、毎月実績報告書を江戸川区に提出し、区は、実績分を仕出し弁当組合に支払う（図II-5-2）。さらに、この配食事業を通じて、直接弁当を配達する地域の事業者による子どもや保護者の見守りや語りかけの機会が生まれことで、支援家庭の抱える課題を地域の事業者から行政へつなげることが可能となった。

図II-5-2：「KODOMO ごはん便」の支援スキーム



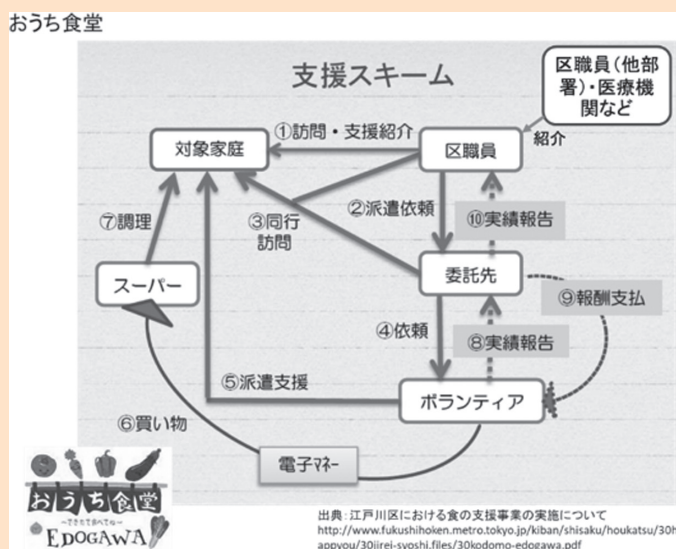
出典：引用文献1)より筆者改変

「おうち食堂」は、子育て支援 NPO パディチームにボランティア管理、派遣管理、報酬支払管理、支援アドバイスなどの業務を委託している。この事業は、食事支援ボランティアが対象家庭に伺い、自己負担なしで、買い物から調理、片づけまで行う食事支援である。図II-5-3に示しているとおり、事業運営の流れとして、江戸川区において食の支援家庭が必要な家庭が決定したら、パディチームに派遣依頼をし、

区の職員とパディチームの職員が同行して対象家庭を訪問し、パディチームが登録ボランティアと対象家庭をマッチングする。ボランティアは、シルバー人材の女性が多

く、経験を生かして働ける場所を提供するなど地域の貴重な資源を積極的に活用している。ボランティアのやりがい維持のため、1時間1,250円の有償ボランティアとし、ボランティアは、対象家庭に出向き、最大3時間で買い物・調理・片付けを行う。買い物は、電子マネー(ご当地 WAON)を使用することにより、ボランティアとバディチームが現金のやりとりを行わずに効率的に支援できるよう工夫されている。また、調理に際し調味料のない家庭もあるため、支援開始時にフードバンクの調味料等を活用している。毎回の家庭での食事支援後、ボランティアは食材・購入品、食材レシート、購入材料の写真及び調理完成時の食事の写真を含む報告書をバディチームに提出することで、ボランティアの運営管理だけでなく、定期的な家庭事情の把握が可能となっており、丁寧な見守り環境が整備されている。支援家庭の中には、行政の職員には言いづらいことも、ボランティアが相手であれば相談しやすいといった声も挙がっている。このように、民間と役割分担することで、行政の職員は定期訪問により家庭の課題発見および解決に向けた整理に注力できる仕組みが構築されている。

図 II -5-3 : 「おうち食堂」の支援スキーム



出典：引用文献1) より筆者改変

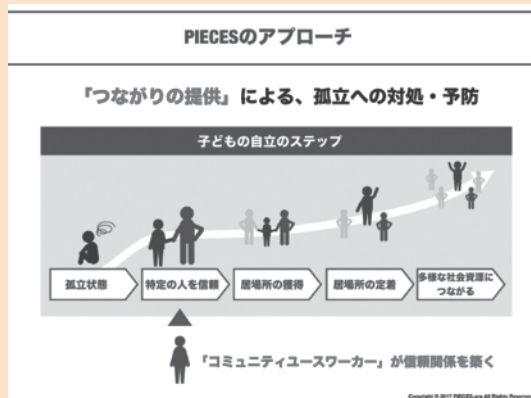
真を含む報告書をバディチームに提出することで、ボランティアの運営管理だけでなく、定期的な家庭事情の把握が可能となっており、丁寧な見守り環境が整備されている。支援家庭の中には、行政の職員には言いづらいことも、ボランティアが相手であれば相談しやすいといった声も挙がっている。このように、民間と役割分担することで、行政の職員は定期訪問により家庭の課題発見および解決に向けた整理に注力できる仕組みが構築されている。

事例紹介 2 :

「子どもの孤立」に取り組む行政と民間との連携 (NPO 法人 PIECES)

現在、子どもの7人に1人が貧困²⁾で、児童虐待相談対応件数は13万件³⁾、不登校の児童・生徒は14万人⁴⁾にのぼる。2016年設立のNPO法人PIECESは、集団などに馴染めず、自分から助けを求めることができない、行政や学校などの仕組みからとりこぼされた子どもたちのサポートに取り組んでいる。貧困・虐待、不登校などの社会課題の背景には「子どもの孤立」がある。PIECESの考える子ども

図 II -5-4 : PIECESのアプローチ

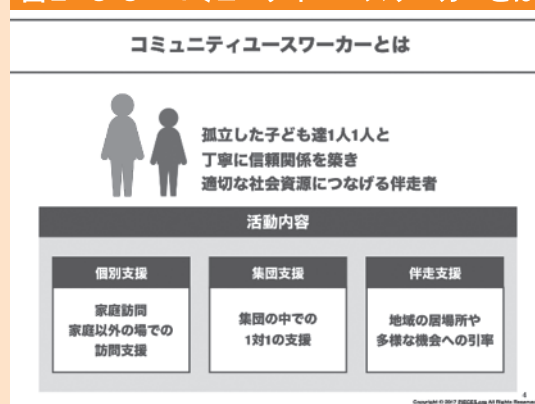


出典：PIECESより提供

の孤立には、地域からの孤立、学校からの孤立、家庭からの孤立があり、このように子どもを取り巻く社会から孤立した場合、子どもは無気力、支援されたくない、人を信用・信頼できない、スティグマ（不利益・差別・劣等感・屈辱感など）、主体性がないなどの要因により、頼る人がいない、頼れない状態となっている。そこで、孤立状態から自立するため、PIECESでは「つながりの提供」をおこなっている（図Ⅱ-5-4）。

孤立した子どもの多くは、学習支援やこども食堂などの場に自ら参加することは難しい。そこで、PIECESの孤立した子どもへのアプローチでは、まず、「コミュニティユースワーカー」（CYW）との出会いを提供している。CYWは、児童精神科医やソーシャルワーカー、臨床心理士などの監修のもとPIECESが展開しているプログラムで育成されており、6カ月間の研修で、子どもに寄り添う上で必要な知識や実践的なスキルや価値観を座学と実践の振り返りを通して学んでいる。2019年1月現在、延べ50名のCYWが育成されている。CYWは、家庭訪問を通じて子ども達ひとりひとりと丁寧に信頼関係を築き、地域の居場所や多様な機会への引率をすることで、子どもの居場所を獲得、定着させ、適切な社会資源につなげる伴走者の役割を担う（図Ⅱ-5-5）。

図Ⅱ-5-5：コミュニティユースワーカーとは

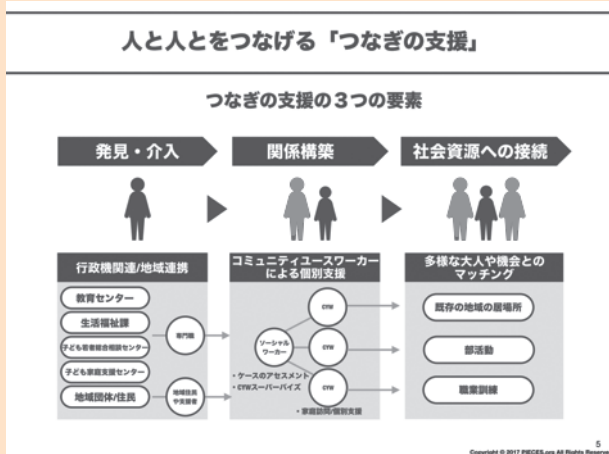


出典：PIECESより提供

PIECESの「つなぎの支援」には、発見・介入、関係構築、社会資源への接続の3つの要素があり、PIECESは、行政を含む関係者をつなげる役割を担っている（図Ⅱ-5-6）。発見・介入の段階では、主に行政機関が重要な役割を担う。PIECESは他部門と個別に連携することで、行政の仕組みでは対応できない25歳頃までの子ども・若者に対して、CYWによる個別支援を提供し、さらに、多様な大人や機会とのマッチングをしている。特に、CYWと子どもとの信頼関係の築き方は特質すべきである。PIECESの支援対象となる子どもは、周りの大人や友達に悩みを打ち明けられず、学校や家庭から孤立している場合が多いが、PIECESでは、CYWという第三者が子どもの価値観に寄り添い、友達のような支援者としてゲームやフットサルなどを一緒に行い、その時間の共有を積み重ねることで信頼関係を築く。子どもが孤立している理由は十人十色であるため、信頼関係を築くには時間や根気を要するが、子どものニーズやキャラクターに合わせたオーダーメイドの支援が多様なCYWやボランティアにより展開され、子どもの些細な心境の変化に気付くことができる点が、社会資源を上手に活用した民間ならではの取り組みであるといえる。豊島区との連携を例に挙げると、教育センターで支援していた子どもが中学を卒業すると、支援の対象から外れてしまうため、中学卒業後の支援を継続できない。しかし、PIECESでは対象を限定していないため、行政の支援対象を外れた子どもの支援も継続しておこなうことができる。このような支援は、とりわけ不登校の問題を抱える子どもに有用である。不登校の子どもは、

CYW が月 2 回程度訪問することで、最大半年ほどで学校へ行けることが多い。長期的な不登校の子どもには、継続した見守りが必要であるが、行政の対象を限定した支援では長期的な支援は難しい。このように、行政と民間が連携することで、とりこぼしのない支援が可能となる。そのためには、各々の役割を「緊急度」と「重要度」で整理をする必要がある。緊急度が高く、重要度も高い課題（虐待など）は行政が対応し、緊急度は高くないが、重要度は高い課題（長期的な不登校など）は民間で対応するよう、役割を分担することで、円滑な連携が可能となる。

図 II -5-6 : PIECES と行政・関係者との連携スキーム



出典：PIECES より提供

PIECES では、複数の子どもの居場所を提供しているが、なかでも「クリエイティブガレージ」はユニークである。ある一人の高校生のゲームを作りたいという思いを CYW が受け止め、それに周囲の大人が協力したことでできた場所で、企業のオフィスを活用してプロのクリエイターと中高生がものづくりをおこなう。2016 年度実績によると、15 名のクリエイティブガレージ参加者のうち、不登校の中高生が 9 名、そのうち 8 名が学校に通えるようになった。このように、不登校などの課題により孤立したことで何に対しても意欲のなかった子どもが、自分の好きなゲームを通じて興味を持つことで、学習意欲が湧き、学校に通学できるようになった。さらに、プロのクリエイターとの出会いにより、自身の将来像を描くことができるようになったという声もあがっている。関係者をつなぐことで、切れ目のない支援が可能となる。

引用文献

- 1) 江戸川区における[「食の支援事業」の実施について]. 東京都福祉保健局.
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/houkatsu/30happyou/30jirei-syoshi.files/30kodomo-edogawa.pdf>
- 2) 平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>
- 3) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 14 次報告)、平成 29 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び平成 29 年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果. 厚生労働省.
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173365_00001.html
- 4) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題. 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/1410392.htm

6. まとめと考察

本報告書では、生活困窮世帯の実態と課題（第2節）、生活困窮世帯の子どもに対する国内・国外における支援内容（第3・4節）、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備（第5節）について、既存資料やインタビューをもとにまとめた。

困りごとを気軽に相談できる多様な受け皿が求められる

国内の複数の調査結果より、生活困窮世帯の子どもを取り巻く実態と課題について、健康・こころの状況及び食生活の観点から整理したところ、生活困窮世帯の子ども及びその保護者は、生活の困りごとを相談できずに社会的に孤立していることが浮き彫りとなった。また、生活困窮世帯の子どもにおいては、孤食など食生活の課題に加えて、不登校が多いことも報告されている。自己肯定感（＝自分のあり方を積極的に評価できる感情）は生活困窮世帯で低く、家族や友人、学校教員などの身近な人に困っていること等を相談できない生徒が多い。NPO 法人 PIECES の事例に挙げられるように、学校や家庭以外の居場所における伴走者の存在も困難に向き合う際の支えとなるだろう。また、生活困窮世帯の子どもにおいては、むし歯保有者割合が高いことも報告されている。むし歯保有者が多い背景には、保護者が子どもを必要な医療機関へ連れて行く時間やお金など生活に余裕がない可能性が考えられる。学校での歯科健診の機会を利用した見守り体制の構築など、自分から SOS を出せずにいるより困難を抱える世帯を適切な支援につなげるための多様な受け皿が有効と考えられる。

生活困窮世帯への支援サービスについての情報提供の仕組みづくりが必要である

生活困窮世帯の実態から、子どもに関する施策や官民間問わず多様な支援サービスの情報を生活困窮世帯の保護者に適切に届けることの重要性が示

唆された。子育て支援サービスを利用することに興味がある保護者の割合は、非困窮層に比べ困窮層で高いにも関わらず、支援サービスの存在を知らなかったために利用しなかった保護者の割合もまた困窮層で高いことがわかった。困窮層の保護者は、行政機関や家族・友人から情報が得られている人の割合が低かった。一方、割合は低いものの、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じて情報を受け取っている保護者は、非困窮層より生活困窮層で多かった。社会的に孤立しがちな生活困窮世帯に子育て支援情報などを届けるために、今後、SNS を含む新たな情報提供の仕組みづくりが必要である。

スティグマを与えない支援方法の模索が求められる

生活困窮世帯の子どもに対する国内での支援内容については、1) 児童養護施設等の退所児童の支援、2) 子供の居場所づくり・食支援に関して、ターゲット（選別的 vs. 包括的）及び実施主体（行政 vs. 民間）の軸に分けて整理を行った。行政主体の選別的アプローチとしては、児童養護施設等の退所後の相談支援・就職活動支援事業、夕方から夜の子どもの居場所づくり、学習支援、子ども配食サービス、食事支援ボランティアがあり、行政主体の包括的アプローチとしては学校給食や放課後児童クラブ（学童保育）での食事提供があった。また、民間主体の選別的アプローチとしてはフードバンクがあり、民間主体の包括的アプローチとしては子ども食堂が挙げられた。選別的アプローチは生活困窮家庭に特化した支援を行うことができるという利点がある一方で、包括的アプローチは生活困窮家庭以外の子どもも対象に含むため、生活困窮家庭の子どもに対するスティグマが生じにくいという利点がある。子どもに対する支援内容も、居場所づくり、学習支援、食事支援と様々であり、利用者は、必要な支援に必要な人

をつなぐための仕組みやコーディネーター等のサポートの元で、自分に合った支援を上手に活用していく必要がある。前述のように、生活困窮者はそれ以外の者と比較して支援サービスの存在につ

いての認知度が低いことが報告されており、今後、各支援サービスに関する情報が広く行き渡るような体制づくりや、スティグマを与えないような支援方法を模索していくことが求められる。

表Ⅱ-6-1：2つの支援アプローチの利点・注意点

	支援の例	利点	注意点
包括的アプローチ	学校給食・公営の放課後児童クラブでの食事提供・子ども食堂（共生食堂型）など	生活困窮世帯の子どもに対するスティグマが生じにくい	利用者の多様なニーズにこたえにくい・利用者の利用スキル向上や、ニーズの高い対象者に向けて利用を促す情報提供等の追加的支援が必要
選別的アプローチ	児童養護施設等の退所後の相談支援・就職活動支援事業・夕方から夜の子どもの居場所づくり・学習支援・子ども配食サービス・食事支援ボランティア・こども宅食・フードバンク・生活困窮児童向け給食・CCT・マイクロファイナンスなど	生活困窮世帯に特化した支援を行うことができる	対象者のスティグマ付けや差別の防止をする工夫が必要

食を入口に家庭内の問題を解決する

2017年に開始された東京都江戸川区の子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」および食事支援ボランティア派遣事業「～できたて食べてね～おうち食堂」は、食の支援をきっかけとして家庭の中の問題を整理し、必要な支援につなげ、子どもの養育環境を整えることを目的として実施されている食事支援事業の一つである。同年に開始された東京都文京区のこども宅食でも、宅配時の会話や利用申し込みで使ったLINEを通じた相談を受け付けることで、家庭の状況を把握し、危機的な状況に陥る前に専門機関などに繋げている。子ども食堂も支援の必要がある子どもを見つける役割を担っている。子ども食堂に関する農林水産省からの実態調査によると、支援の必要があると思われる参加者を他の支援機関に繋げたことのある子ども食堂は約4割を占めていた。このように、子どもの食事支援は家庭内の問題の発見にも役立っており、まずは支援者と支援家庭の保護者またはその子どもとが顔を見て話をするこ

とを第一歩とし、それを入口に、家庭内の問題を包括的に解決していくことが重要であると考えられる。

支援者間の連携を推進する

行政と民間との連携も、支援を効果的・効率的に進める上で欠かせない要因である。例えば、こども宅食は文京区と5つの非営利団体が官民共同で運営している。区が非営利団体と共同運営することのメリットとして、すでにノウハウや知見を持っている団体と協働することで、効率的に支援を実施することができるというメリットが挙げられている¹⁾。一方、民間団体にとっても、支援が必要な家庭のデータを行政が持っていることで、支援対象者を的確に把握することができたり、対象者などからの信頼・安心感を得ることができるといったメリットがある¹⁾。「KODOMO ごはん便」、「おうち食堂」、「NPO 法人 PIECES」の事例でも、各関係団体等がそれぞれの強みを生かした効率の良い支援スキームが構築されている。行政と民間

との連携は、NPO 法人 PIECES の事例のように各々の役割を「緊急度」と「重要度」で整理をすることで、円滑な連携を可能とするであろう。例えば、緊急度が高く、重要度も高い課題（虐待など）は行政が対応し、緊急度は高くないが、重要度は高い課題（長期的な不登校など）は民間で対応するよう役割を分担することで、それぞれの組織の特性を発揮した円滑な連携が可能となる。

国外の事例も参考に日本に合った支援方法を提案する

生活困窮世帯の子どもに対する国外での支援内容については、栄養補給支援事業 (SNAP)、女性・乳幼児向け特別栄養補給支援事業 (WIC)、条件付き現金給付 (CCT)、マイクロファイナンスについて紹介した。同様の取り組みを日本で導入するには大規模な予算や制度の整備、担い手となる民間企業（銀行など）の発掘が必要となり、早急な導入は困難であると思われる。しかし、日本でも経済的にゆとりのない世帯では、野菜をはじめとする健康的な食品の摂取が不足しているとの報告があり²⁾、栄養バランスを補う食品の提供が必要である。日本における学校給食や越谷市における夏休み期間中における給食提供はこの問題を解決する1つの方法であるが、あくまでも1日のうち1食分の支援であり、それ以外は家庭での食事内容によって1日の栄養摂取状況が左右される。家庭で栄養バランスのとれた食事を摂取できるようにするためには、SNAP や WIC の様に入手できる食品の種類に制限を設け、特に不足しがちな食品を多く入手できるようなシステム作りが必要であろう。同時に、家庭内で栄養バランスを考慮した食事を作ることができるように、支援対象家庭には栄養教育を実施することも有効であると思われる。

CCT、マイクロファイナンスはいずれも人的資本を形成し貧困削減に取り組むものであり、生活困窮世帯を金銭的支援だけでなく、社会的資源につなげることができる対策の一つである。CCT に類似の取り組みとして、IV章で明石市の「ひと

り親応援貸付金事業」を取り上げた。明石市では、条件を満たす対象家庭に対し児童扶養手当の1か月相当分の貸付金を手当支給のない月に無利子で貸付し、4か月ごとの手当支給後に返還してもらう仕組みを導入している³⁾。貸付金を受給した家庭から希望があった場合には、家計管理のサポートなどを提供しており、間接的に子どもの生活を支援する方法といえる。児童手当、児童扶養手当などを養育者に支給する際に、乳幼児健診の受診、定期予防接種といった条件を付けて支給する方法も検討可能であろう。マイクロファイナンスのような生活困窮者を対象とした金融サービスにおいては、融資とともに就業に関する支援、健康教育プログラムを提供する形態が望ましいと思われる。2018年9月、グラミン銀行の日本版であるグラミン日本が創設された⁴⁾。生活困窮者の就業・起業支援を目的とし、日本の実態に合った運営を目指しており、今後の動向が注目される。

エビデンスに基づく支援事業計画と効果検証をする

今回、支援内容とともに、その効果評価に関する資料についても検索を行った。その結果、支援について効果評価を行っている事業はフードバンク活動及び学校給食と少なかった。しかし、NPO 法人フードバンク山梨での食料支援では、支援前と比較して支援後に1日3食食べる子どもや、主食、たんぱく質源となる食品、野菜の摂取頻度の増加が認められている。また、学校給食に関する研究からは、学校給食は、家庭の社会経済状況の違いによる野菜・果物摂取量の格差を縮小することが示唆されている。今後、エビデンスに基づき生活困窮世帯の子どもに対する支援事業を推進していくためにも、実施した事業の効果検証を行い、その結果を1つ1つ公表していくことが必要であると考えられる。

引用文献

- 1) 見えない貧困に苦しむ 1,000 人の子どもを救え! 文京区長が「こども宅食」で NPO との協働を決定した理由とは. 認定 NPO 法人フローレンス. 2017 年 7 月 21 日.
<https://florence.or.jp/news/2017/07/post18873/>
- 2) Yamaguchi M, Kondo N, Hashimoto H. Universal school lunch programme closes a socioeconomic gap in fruit and vegetable intakes among school children in Japan. *Eur J Public Health*. 2018;28(4):636-641.
- 3) ひとり親家庭応援貸付金事業のご案内. 兵庫県明石市福祉局児童福祉課. 平成 30 年 4 月.
https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/jidou_fu_ka/kodomo-kyoiku/kosodate/hitorioya/documents/ouenkasituke.pdf
- 4) グラミン日本.
<https://grameen.jp/>



子ども食堂の調査結果

概要

一般の人への調査

- 小中学校の一般の保護者は主にメディアを通じて、約7割が子ども食堂を認知しており、そのうち1割弱が実際に行ったことがあった。
- 今後、子どもを子ども食堂に行かせてみたいと思う保護者は53%で、世帯状況による利用希望に違いがみられ、所得の低い世帯及びひとり親世帯で希望者が多く、比較的所得の高い世帯で少なかった。
- 行かせてみたいと思わない理由としては、必要性や地理的アクセスが多いものの、自分よりも困っている必要な人に行ってほしい、生活に困っていると思われたくない、家庭事情を詮索されそう、恥ずかしいという理由も挙げられた。

子ども食堂利用者への調査

- 子どもの多くは友人や家族からの紹介で子ども食堂を利用しはじめていた。
- 1割以上の子どもが孤食の状況にあり、9割以上の子どもが子ども食堂を共食の場であるという認識で利用をしていた。
- 保護者が自身の子どもを子ども食堂に行かせている主な理由としては、安心、地域の人とのつながり、安価、子どもの居場所などが挙げられた。

一般の人と子ども食堂利用者への調査から分かったこと

- 子ども食堂に行ったことのない人による子ども食堂へのスティグマが少なからずあることが分かった。行政と民間との連携による共通回数券などを活用したスティグマ付けしない子ども食堂推進の取り組みが期待される。

1 緒言

近年、「子ども食堂」という市民活動が急速に高まりをみせている。子ども食堂とは、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う場所である^{1) 2) 3)}。2016年、朝日新聞の調査によると全国の子ども食堂の数は約319カ所であった⁴⁾。この数年で全国に子ども食堂は急増し、「こども食堂安心・安全向上委員会」の調査によると、2018年現在、全国に少なくとも2300カ所あるとされている⁵⁾。

2017年、農林水産省「子供食堂と連携した地域における食育の推進活動委員会」が実施した全国の子ども食堂運営者に対するアンケート調査により、274カ所の子ども食堂から回答が得られ、子ども食堂の現状と課題が明らかになった⁶⁾。ほとんどの子ども食堂が、自治体や社会福祉協議会の直営や委託ではない独立した法人等による運営で、約半数が月1回程度の開催であり、多くの子ども食堂は、多様な子どもたちの地域での居場所を意識し、子どもに対し温かな団らんのある共食の場を提供していることが報告された。また、参加対象を限定せず、開かれた場所として開催している一方で、9割の子ども食堂で生活困窮世帯の子どもの居場所づくりを意識しており、多くの子ども食堂が、生活困窮家庭の子どもを意識しながら、幅広く参加対象を募ることで、そういった子どもたちが参加しやすい環境づくりをしていることが報告された。

主に民間主体の子ども食堂の活動の高まりを受け、2018年6月厚生労働省より、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の

運営上留意すべき事項の周知について（通知）」³⁾が発出された。これは、子ども食堂が「子どもの貧困対策」のみならず、「地域交流拠点」としての役割を果たすことが期待される旨を示したものである。さらに、同年7月文部科学省より「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）」⁷⁾が発出され、学校、社会教育施設と地域の積極的な連携が期待されている。現在、行政からの補助や企業からの支援が増加し、NPO法人などの中間支援組織⁸⁾も設立されている。また、子ども食堂のネットワーク化⁹⁾が進んでいる。

子ども食堂の多くは、対象を限定しないユニバーサルな（普遍的な）取組であるため、特に生活困窮世帯の子どもにとって重要な資源になり得ると考えられる。日本の学校給食はユニバーサルな取組の一つであり、学校給食によって家庭の社会経済状況の違いによる野菜・果物摂取量格差を縮小する可能性が示唆されている¹⁰⁾。しかし、子ども食堂運営者の抱える課題として、来てほしい家庭に来てもらえないことが報告されており⁶⁾、一般の人における子ども食堂の認知が障害になっている可能性が考えられる。つまり、一般の人が子ども食堂のことを「貧困家庭の人が行くところ」という認識であれば、生活に困窮し、子ども食堂のニーズの高い者であっても、利用を躊躇してしまう可能性がある。

本調査では、小学生もしくは中学生の保護者を対象に、子ども食堂の認知に関する全国調査を実施した。さらに、子ども食堂を利用している子どもとその保護者に対し調査を実施した。

2 一般の人の子ども食堂認知に関するインターネット調査

① 方法

小学校1年生から中学校3年生の子どもを持つ

保護者3,420名（平均年齢42.5歳）を対象として、2018年10月にインターネット調査を実施した。

属性、子ども食堂の認知と認識、子ども食堂利用経験、今後の子ども食堂利用希望とその理由を質問項目とした。対象者を二人親低所得（世帯年収400万円未満）世帯の父親、二人親中高所得（世帯年収400万円以上）世帯の父親、二人親低所得世帯の母親、二人親中高所得世帯の母親、ひとり親に分けて集計をおこなった。

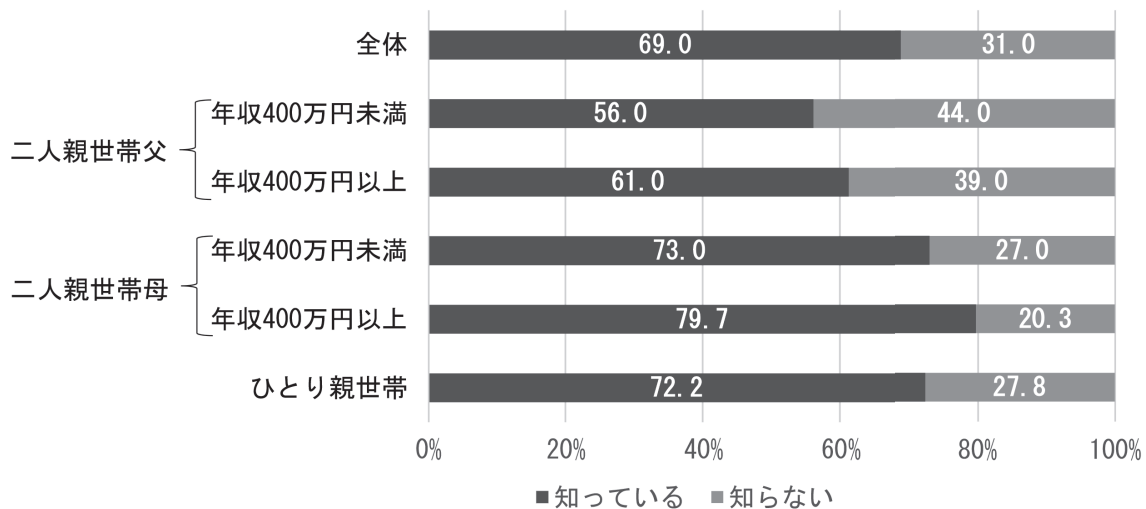
本研究は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認日2018年7月13日、医基健発150号）。本研究への協力は、調査への回答をもって同意を得たものとし、個人情報やプライバシー保護については、登録モニタと株式会社クロス・マーケティングとの間で契約されている。

② 結果

対象者数は、二人親低所得世帯の父親675名（19.7%）、二人親中高所得世帯の父親675名（19.7%）、二人親低所得世帯の母親900名（26.3%）、二人親中高所得世帯の母親900名（26.3%）、ひとり親270名（7.9%）であった。

子ども食堂を知っている者の割合は全体で69.0%であった（図Ⅲ-2-1）。男性に比べ女性で高く、とりわけ二人親中高所得世帯の母親で8割と最も高かった。一方、二人親低所得世帯の父親で知っている者の割合が56.0%で、最も低かった。

図Ⅲ-2-1：子ども食堂の認知



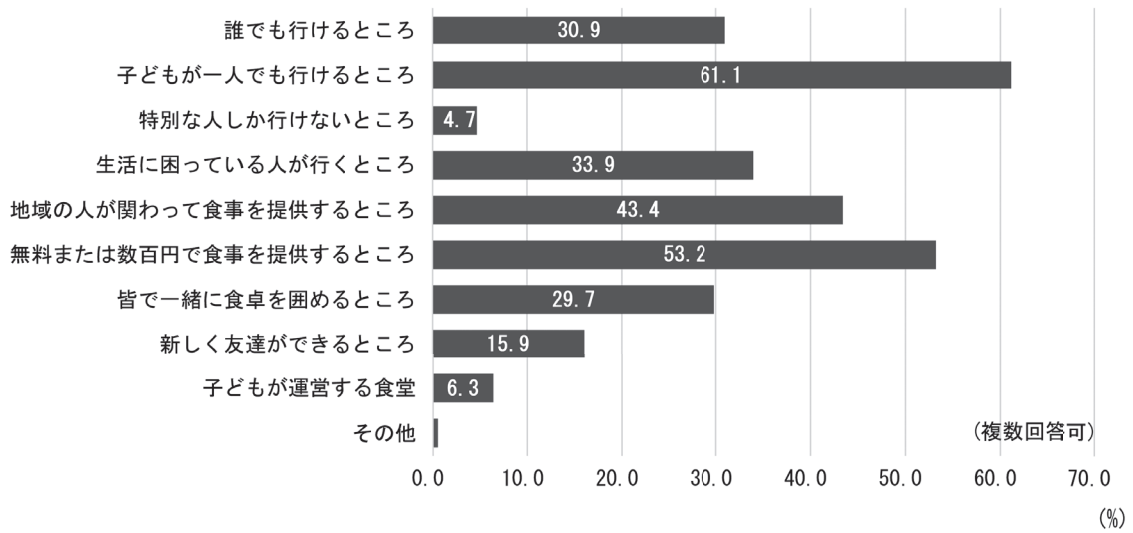
子ども食堂はどのようなところだと思うか尋ねたところ、全体で「子どもが一人でも行けるところ」（61.1%）、「無料または数百円で食事を提供するところ」（53.2%）、「地域の人が関わって食事を提供するところ」（43.4%）という回答が多かった（図Ⅲ-2-2）。特に、二人親中高所得世帯の母親で上記の回答者割合が高かった。また、「皆で一緒に食事を囲めるところ」という回答が

全体で29.7%あり、中でも女性における回答者割合が高かった。子ども食堂利用者に関する項目では、「誰でも行けるところ」という回答が全体で30.9%ある一方で、「生活に困っている人が行くところ」という回答が同程度（33.9%）あった。「子どもが運営する食堂」は、本来の子ども食堂の役割に合わない項目であるため、この選択肢を回答した者は、子ども食堂を理解していない者だ

と考えられる。全体では、「子どもが運営する食堂」を回答した者の割合は6.3%であった。その割合は、子ども食堂を知っている者の中では2%、知

らない者の中では16%であった。また、男性で「子どもが運営する食堂」の回答者割合が高かった。

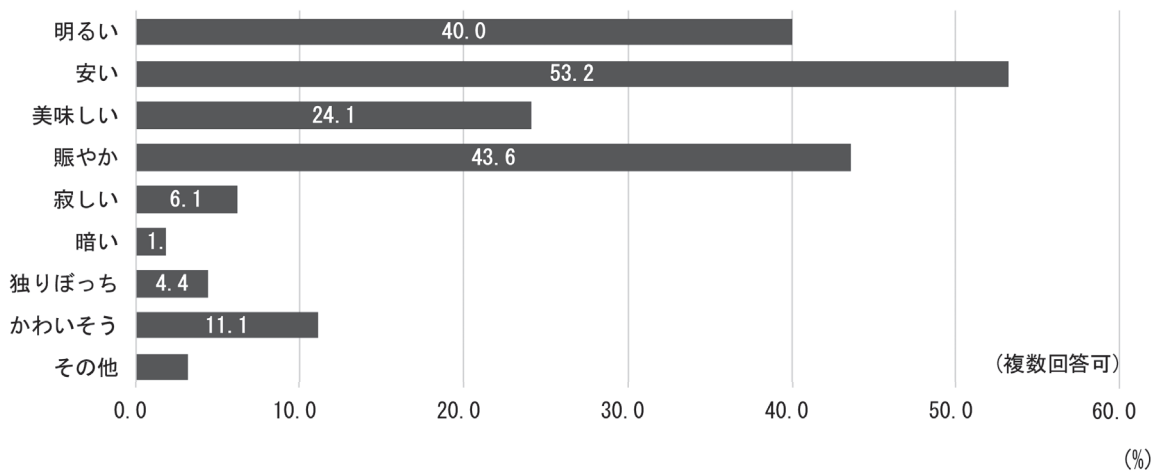
図Ⅲ -2-2：子ども食堂の認知



子ども食堂のイメージを尋ねたところ、全体では「安い」(53.2%)、「賑やか」(43.6%)、「明るい」(40.0%)という回答が多かったものの、「かわい

そう」という回答が11.1%で(図Ⅲ -2-3)、中高所得世帯において高い割合であった。

図Ⅲ -2-3：子ども食堂のイメージ



子ども食堂を知っている者(2,359名)に対し、子ども食堂をどこで知ったのか尋ねたところ、「テ

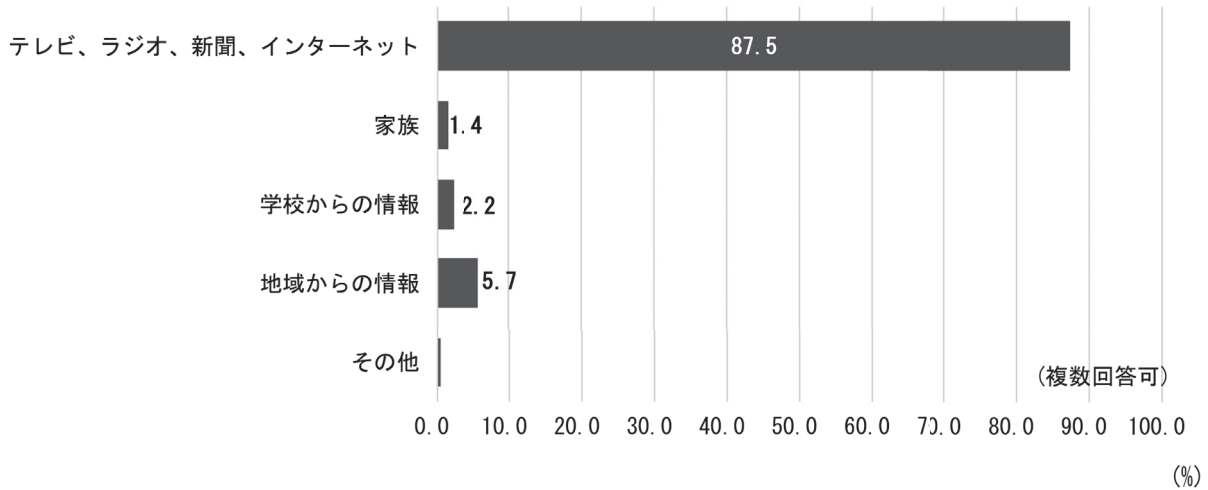
レビ・ラジオ・新聞・インターネット」などのメディアであると回答した者の割合が全体で87.5%と高

III 子ども食堂の調査結果

かった（図Ⅲ-2-4）。「地域からの情報」も全体の5.7%が回答しており、統計学的有意ではないもののひとり親世帯（8.7%）で高かった。また、「学校からの情報」と回答した者は全体の2.2%と

少ないものの、男性（1%未満）に比べ女性、特にひとり親世帯（3.6%）で高い割合であった。

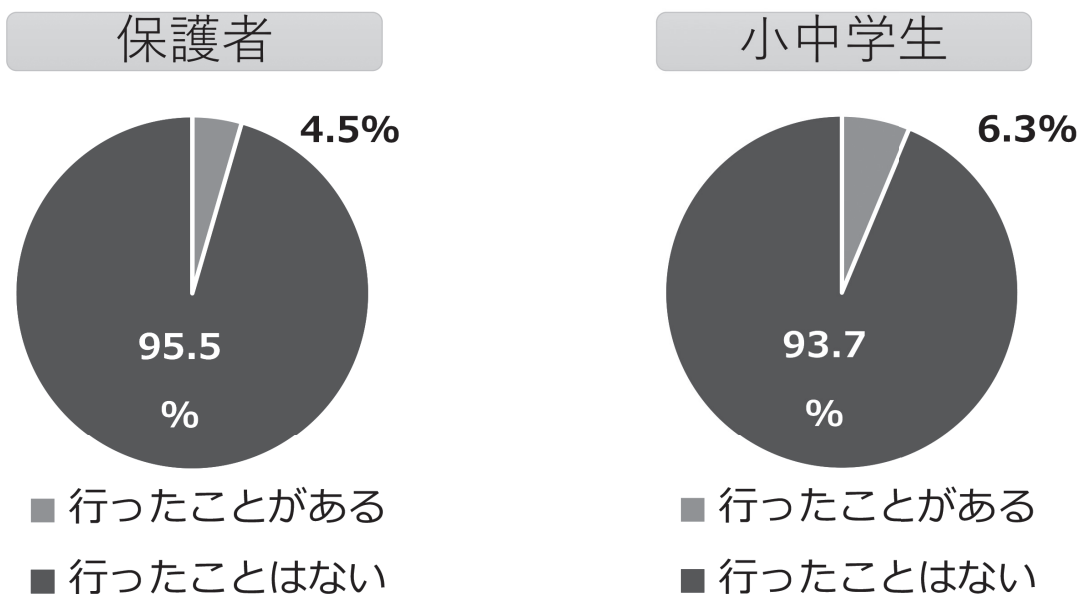
図Ⅲ-2-4：子ども食堂を知ったきっかけ



また、子ども食堂に行ったことがあるか尋ねた結果を図Ⅲ-2-5に示す。保護者本人が「行ったことがある」と回答した者の割合は、全体の4.5%であり、ひとり親世帯で高かった（6.7%）ものの、世帯状況による統計学的有意な差はみられな

かった。また、回答者の小中学生の子どもが行ったことがあるか尋ねたところ、「行ったことがある」と回答した者の割合は全体の6.3%で、世帯状況による統計学的有意な差はみられなかった。

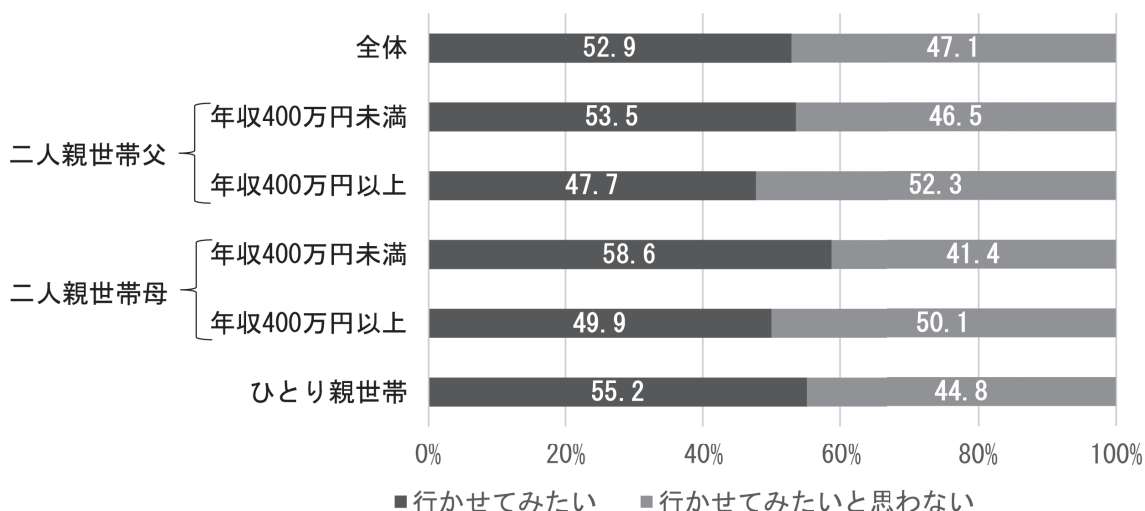
図Ⅲ-2-5：子ども食堂利用経験



子ども食堂とは、子どもが一人でも利用でき、地域の人たちが無料または少額で食事を提供する場所であるという説明を加えた上で、回答者の小中学生の子どもを子ども食堂に行かせてみたいと思うか尋ねたところ、「はい」と回答したのは、

全体の52.9%であった（図Ⅲ-2-6）。なお、低所得世帯とひとり親世帯では、子どもを子ども食堂に行かせてみたいと回答した者の割合が高かったものの、中高所得世帯では行かせてみたいと思わないと回答した者の割合が高かった。

図Ⅲ-2-6：今後の子ども食堂利用希望

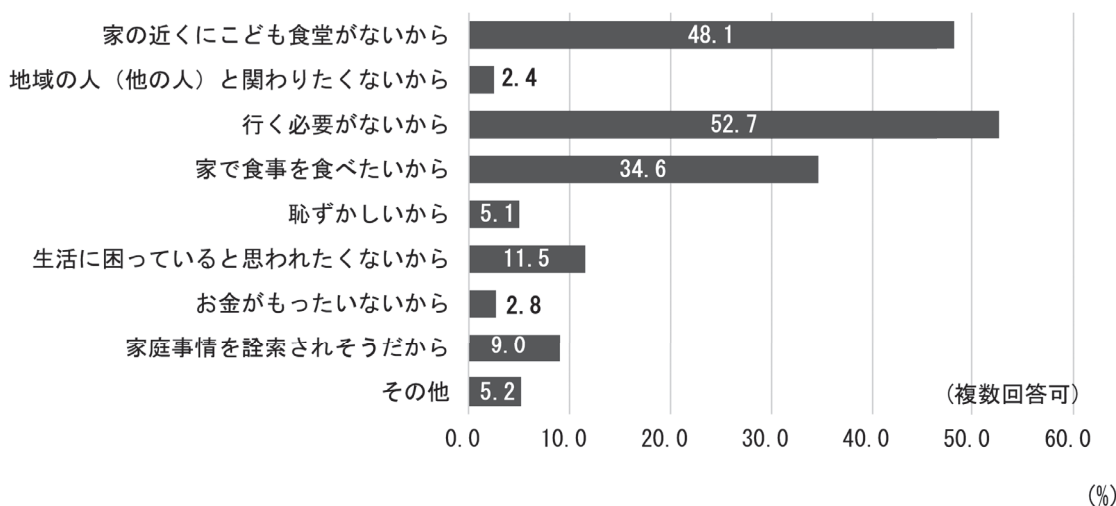


子どもを子ども食堂に行かせてみたい者（1,808名）に対し、その理由を尋ねたところ、「地域の人とのつながりができるから」（60.2%）、「新しく友達ができそうだから」（53.0%）、「子どもが一人でも行けるから」（42.8%）、「価格が安いから」（38.2%）という回答が多かった。

たところ、「行く必要がないから」（52.7%）、「家の近くに子ども食堂がないから」（48.1%）、「家で食事をしたいから」（34.6%）という回答が多かったものの、「生活に困っていると思われたくないから」（11.5%）、「家庭事情を詮索されそうだから」（9.0%）、「恥ずかしいから」（5.1%）という回答もあった（図Ⅲ-2-7）。

一方、子どもを子ども食堂に行かせてみたいと思わない者（1,612名）に対し、その理由を尋ね

図Ⅲ-2-7：子ども食堂に子どもを行かせてみたくない理由



3 子ども食堂利用者に対する横断調査

1) 方法

調布市のこども食堂かくしょうじに参加する小学校1年生から中学校3年生の子ども及びその保護者を対象として、2018年11月～2019年1月の子ども食堂開催日に合わせて質問紙調査を実施した。調査への同意者数は、子ども58名、保護者43名であった。属性、子ども食堂利用経験、

食事・運動などの生活習慣、健康・栄養などの知識・意識・行動、自己肯定感、暮らしぶり、日常生活における困りごとを質問項目とした。本研究は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認日2018年9月20日、医基健発193号）。

こども食堂かくしょうじ

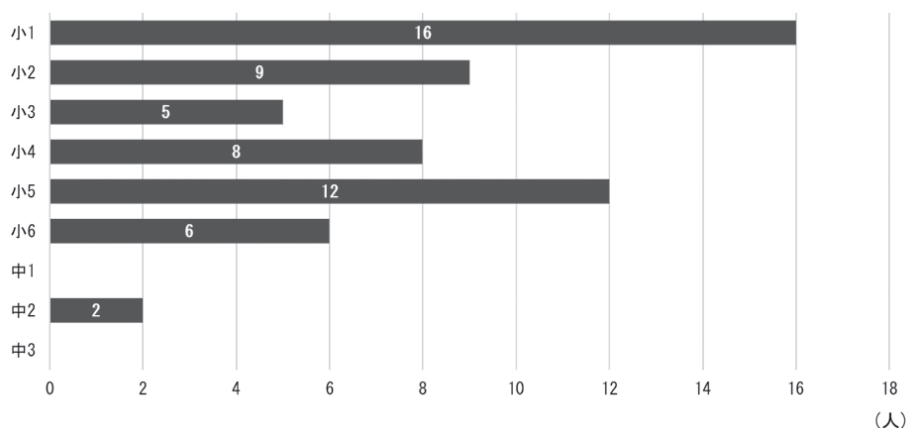
開催日：毎月2回 第1・第3木曜日 ※5月は第3木曜の1回のみ
 時間：開場 16:30 食事 17:00～19:10 終了 19:30 会場
 会場：覚證寺 B1ホール（調布市富士見町1-35-5）
 対象：こども（原則 高校生世代まで）と、その保護者 最大100名程度
 食事代：こども 100円 / 大人 300円
 設立：2016年4月
 スタッフ：料理や子どもの遊び相手などの地元ボランティアおよび学生ボランティア
 食材：企業、農家、個人、フードバンクなどからの寄付
 資金：調布市社会福祉協議会地域福祉活動支援事業助成金および寄付金
 ホームページ：<http://www.syokudou.kakushoji.or.jp/>

2) ① 結果（子ども）

調査協力者は、男子32名、女子26名であった。小学校低学年と高学年が多く、中学生は少なかった

（図Ⅲ-3-1）。こども食堂かくしょうじでは、中学生の利用者は少ないため、その状況を反映している可能性がある。

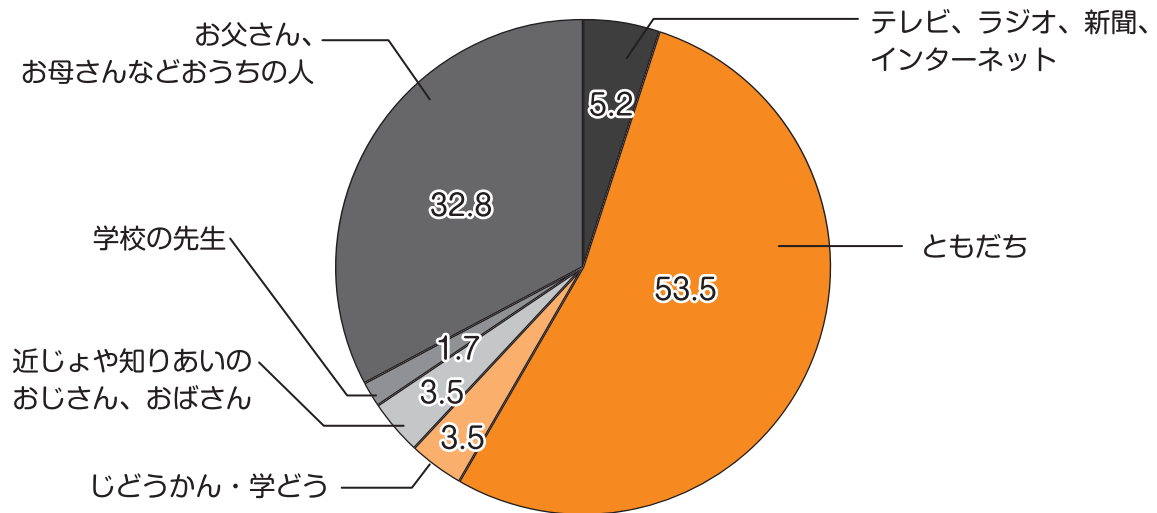
図Ⅲ-3-1：調査協力者の学年



一般的な子ども食堂を知ったきっかけを尋ねたところ、「友だち」が半数以上であった（図Ⅲ-3-2）。次いで、3分の1程度の子どもが「お父さん、お母さんなどおうちの人」から知ったと回答した。

一方で、「テレビ・ラジオ・新聞・インターネット」などのメディアであると回答した者の割合は5.2%にとどまった。

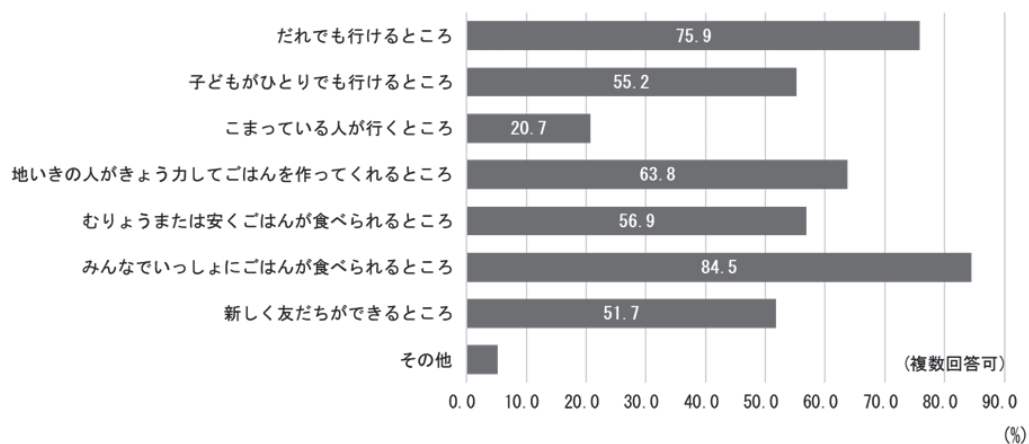
図Ⅲ-3-2：一般的な子ども食堂を知ったきっかけ（子ども）



子ども食堂はどのようなところだと思うか尋ねたところ、「みんなでいっしょにごはんが食べられるところ」(84.5%)、「だれでも行けるところ」(75.9%)、「地いきの人がきょう力してごはんを作ってくれるところ」(63.8%)、「むりょうまたは安くごはんが食べられるところ」(56.9%)、「子どもがひとりでも行けるところ」(55.2%)、「新しく友だちができるところ」(51.7%)という回答が多かった（図Ⅲ-3-3）。一方で、「こまっている人が行くところ」と回答した者は2割であった。

は安くごはんが食べられるところ」(56.9%)、「子どもがひとりでも行けるところ」(55.2%)、「新しく友だちができるところ」(51.7%)という回答が多かった（図Ⅲ-3-3）。一方で、「こまっている人が行くところ」と回答した者は2割であった。

図Ⅲ-3-3：子ども食堂の認識（子ども）

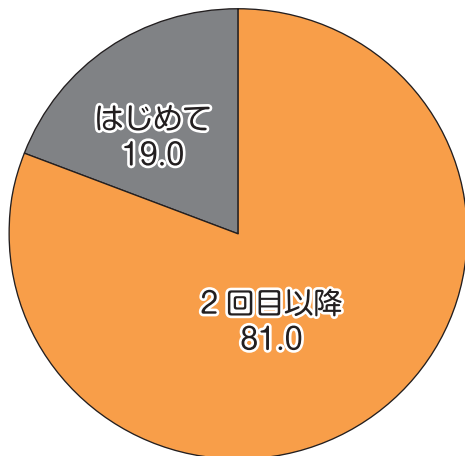


III 子ども食堂の調査結果

調査期間中に、初めて子ども食堂かくしょうじを利用した者は11名(19%)であった(図Ⅲ-3-4)。これまでに子ども食堂かくしょうじを利用している者(47名)のうち、毎回利用してい

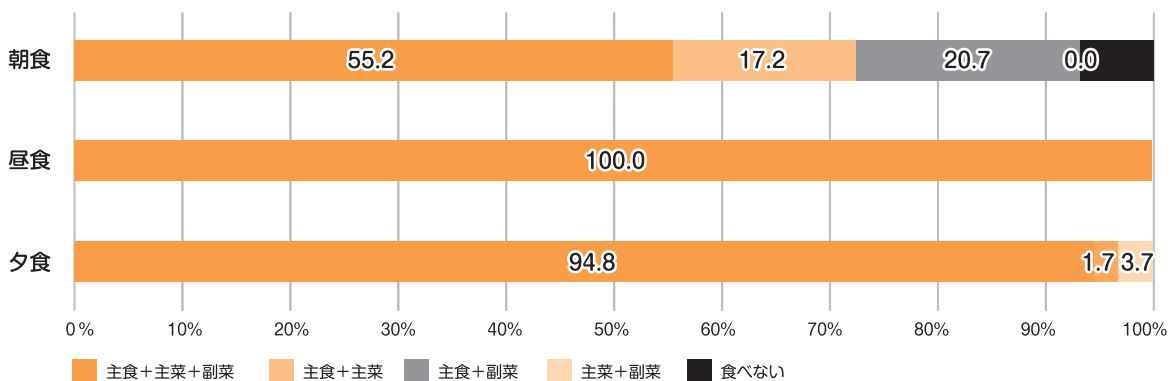
る者は59.6%、1カ月に1回の者は27.7%で、約9割の者が1カ月に1回以上利用していることがわかった。

図Ⅲ-3-4：子ども食堂利用経験(子ども)

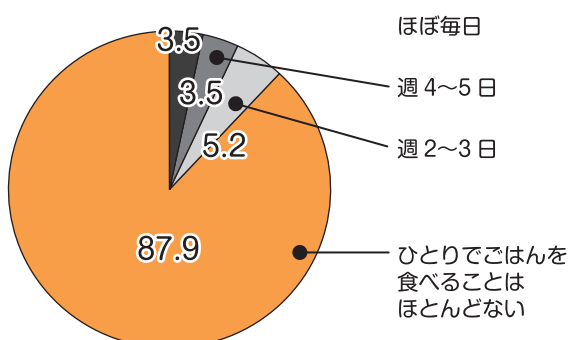


食生活について、朝食の摂取状況を尋ねたところ、「ほぼ毎日食べる」と回答した者の割合は91.4%であった。しかし、5%の者が朝食を「ほとんど食べない」と回答していた。また、朝食、昼食、夕食別に主食(ごはん、パン、麺など)、主菜(肉、魚、卵、豆腐や納豆などの料理)、副菜(野菜やきのこの料理)を普段食べているのか尋ねた結果を図Ⅲ-3-5に示す。朝食で、主食、主菜、副菜の揃った食事をとっている者は55%、主食と主菜もしくは副菜の組み合わせの食事をとっている者はそれぞれ約2割であった。昼食は、学校給食を摂取しているため、すべての者が主食、主菜、副菜の揃った食事をとっていた。夕食についてもほとんどの者が主食、主菜、副菜の揃った食事をとっていた。

図Ⅲ-3-5：食事別主食・主菜・副菜の組み合わせ(子ども)



図Ⅲ-3-6：ひとりでごはんを食べる頻度

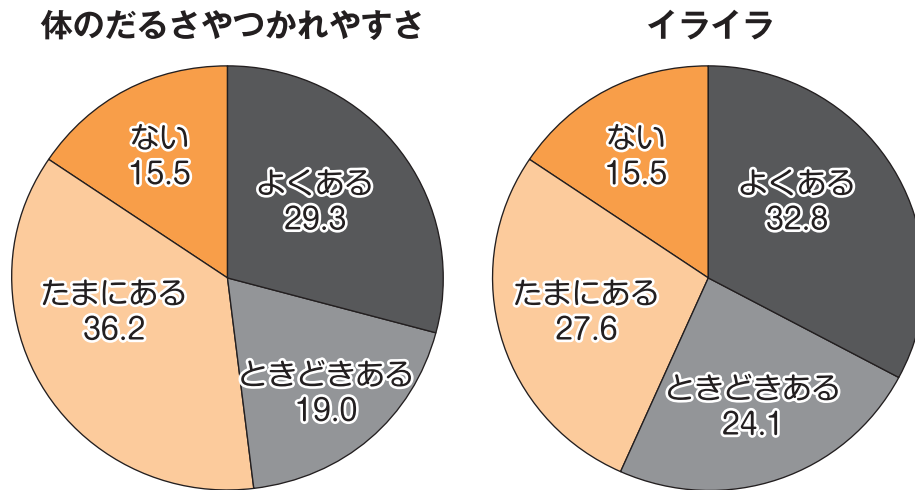


孤食の状況を調査するため、ひとりでごはんを食べることがあるか尋ねたところ、約9割の者が「ひとりで食べることはほとんどない」と回答したものの、1割強の者が週に2日以上ひとりでごはんを食べることがあると回答した(図Ⅲ-3-6)。

体調について、体のだるさやつかれやすさを感じるか尋ねたところ、「ない」と回答した者は7人に1人であった（図Ⅲ-3-7）。一方、「よくある」

と回答した者は約3人に1人であった。また、イライラを感じることもあるか尋ねたところ、同様の結果であった。

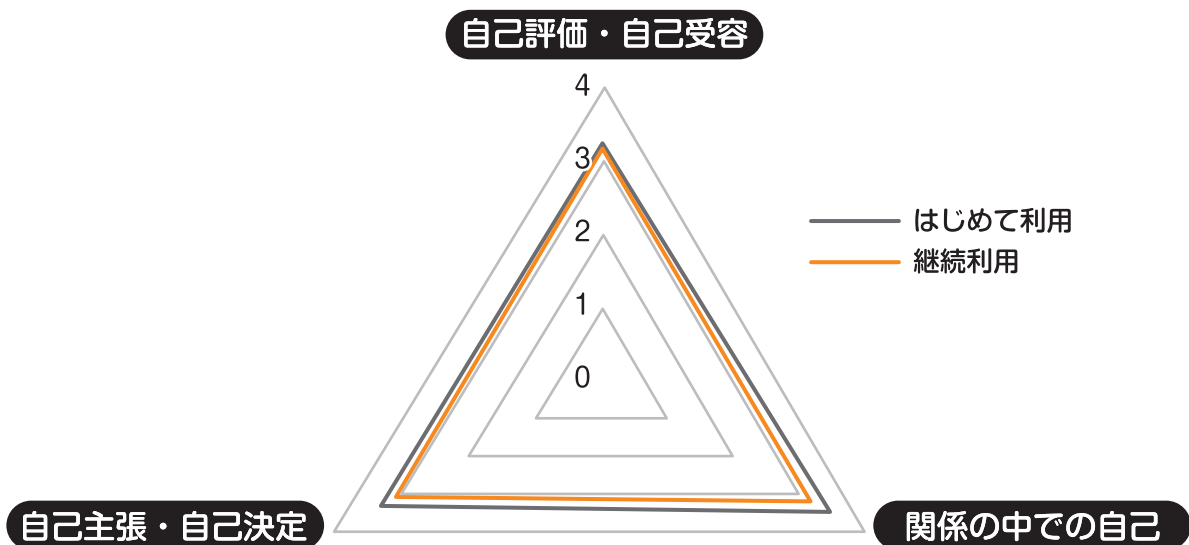
図Ⅲ-3-7：体調



自尊感情や自己肯定感について、自尊感情の傾向をみるための自己評価シート（東京都教職員研修センター紀要）の22項目の質問紙を用いて尋ねた。3つの観点別（自己評価・自己受容、関係の中での自己、自己主張・自己決定）に4点満点における自己評価点の平均値を算出した結果、自

己評価・自己受容 3.11点、関係の中での自己 3.30点、自己主張・自己決定 3.26点であった。また、こども食堂かくしろうじに初めて来た者と継続利用している者でそれぞれ平均値を算出した結果、大きな違いはみられなかった（図Ⅲ-3-8）。

図Ⅲ-3-8：自尊感情・自己肯定感



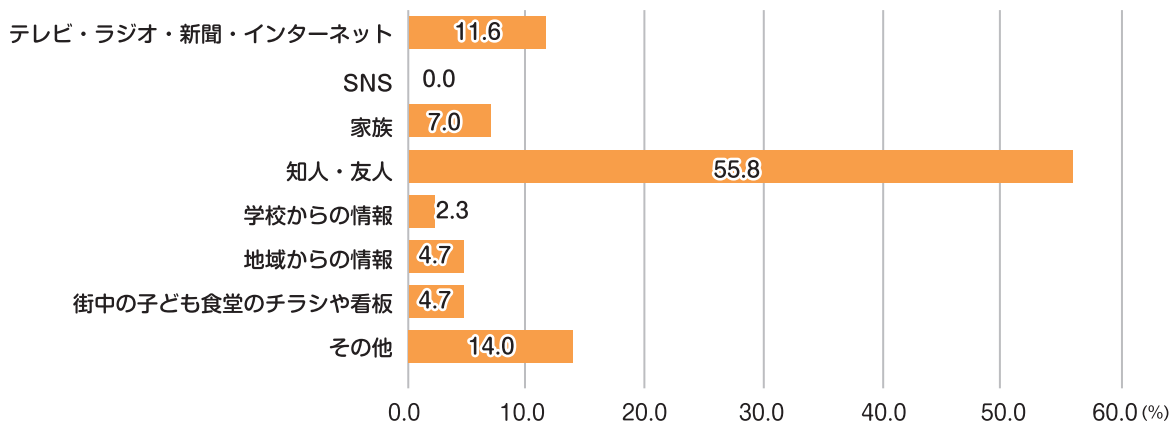
2) ② 結果（保護者）

調査協力者は平均年齢41.0（標準偏差6.6）歳、父親3名、母親39名、祖父1名であった。職業は、「常時雇用されている従業員」（27.9%）、「臨時雇用、パート、アルバイト」（32.6%）が多く、「無職」も25.6%であった。最終学歴は、「高専・専門学校・短大」（39.5%）、「大学」（34.9%）、「高校」（23.3%）の順で多く、「中学」は2.3%であった。なお、配偶者もしくは内縁のパートナーのい

ない者は23.3%であった。

一般的な子ども食堂について、どこで知ったのか尋ねたところ、「友人・知人」であると回答した者の割合が全体で55.8%と高かった（図Ⅲ-3-9）。「テレビ・ラジオ・新聞・インターネット」は1割程度であった。なお、子ども食堂かくししょうじに子どもを行かせてみようと思ったきっかけも、知人・友人からの紹介が多く、8割を占めた。

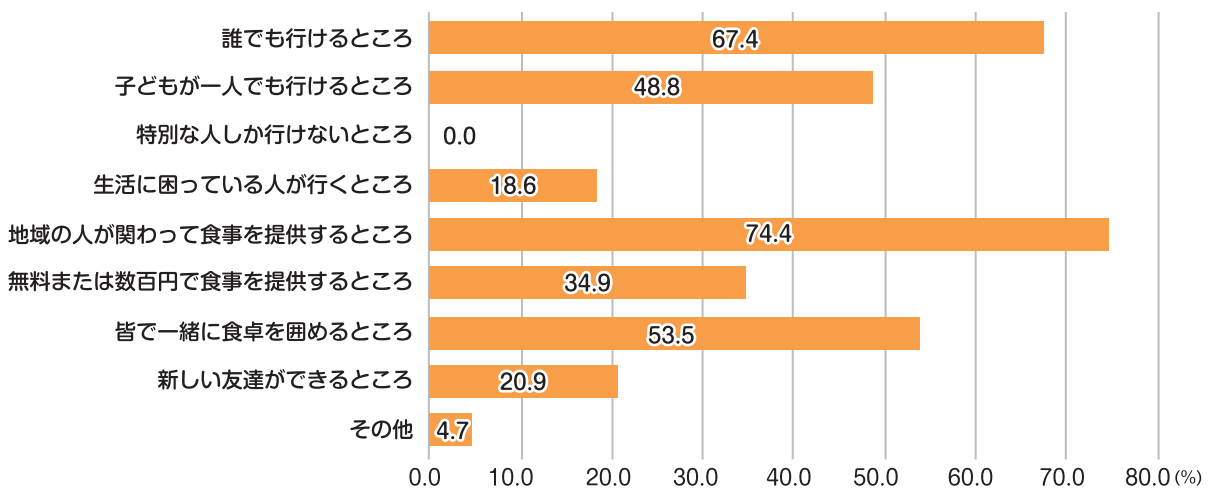
図Ⅲ-3-9：一般的な子ども食堂を知ったきっかけ（保護者）



子ども食堂はどのようなところか尋ねたところ、「地域の人が関わって食事を提供するところ」（74.4%）、「誰でも行けるところ」（67.4%）、「皆で一緒に食卓を囲めるところ」（53.5%）、「子ど

もが一人でも行ける場所」（48.8%）という回答が多かった（図Ⅲ-3-10）。一方、「生活に困っている人が行くところ」という回答も約2割であった。

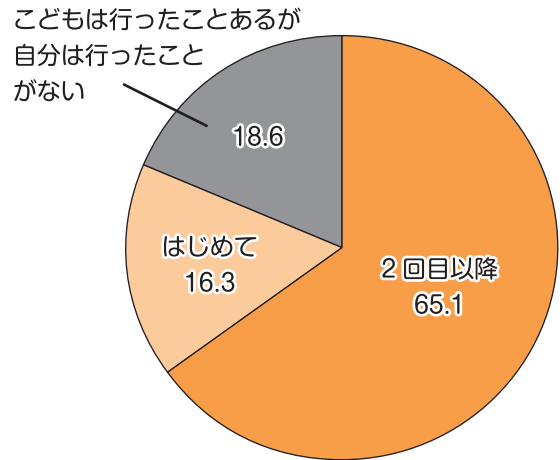
図Ⅲ-3-10：子ども食堂の認識（保護者）



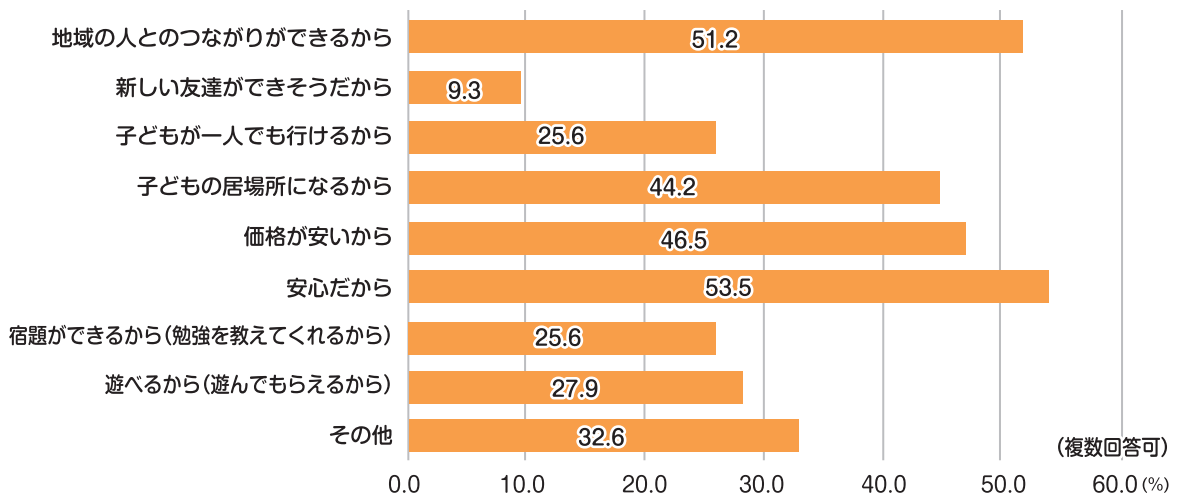
調査期間中に、初めて子ども食堂かくしゅうじを利用した者は7名(16.3%)であった(図Ⅲ-3-11)。また、自分の子どもは行ったことがあるが、自身は行ったことがない者も約2割であった。

子ども食堂かくしゅうじに自分の子どもを行かせている理由を尋ねたところ、「安心だから」(53.5%)、「地域の人とのつながりができるから」(51.2%)、「価格が安いから」(46.5%)、「子どもの居場所になるから」(44.2%)の順に回答が多かった(図Ⅲ-3-12)。また、子どもが一人でも行ける勉強や遊びの場であることも理由として挙げられた。

図Ⅲ-3-11：子ども食堂利用経験(保護者)



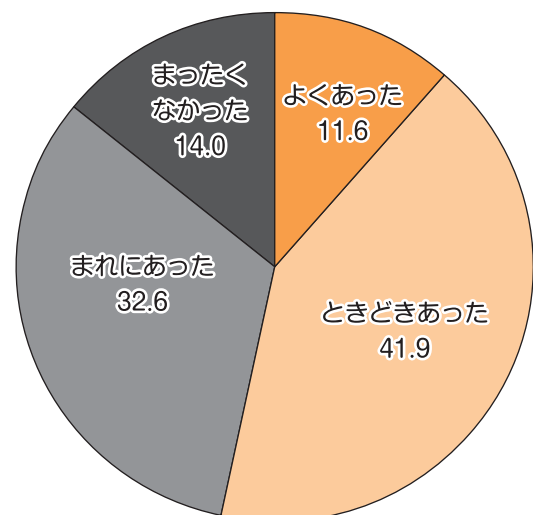
図Ⅲ-3-12：子ども食堂に子どもを行かせている理由



経済的な暮らし向きについて尋ねたところ、「ゆとりがある」者は1割未満で、6割以上がゆとりはない(あまりゆとりはない・まったくゆとりはない)と回答した。また、過去1年間にふだんの生活において経済的な理由で購入を控えた、または購入できなかったことがあるか尋ねたところ、85%以上の者が「あった」(よくあった・ときどきあった・まれにあった)と回答した(図Ⅲ-3-13)。

また、経済的な理由により、最初に購入・支出を控えたものを尋ねたところ、「衣類」(38.9%)、「美容関係」(16.7%)、「外食」(13.9%)、「菓子・嗜好飲料」(11.1%)の順に多かった。

図Ⅲ-3-13：経済的な理由で購入を控えた経験

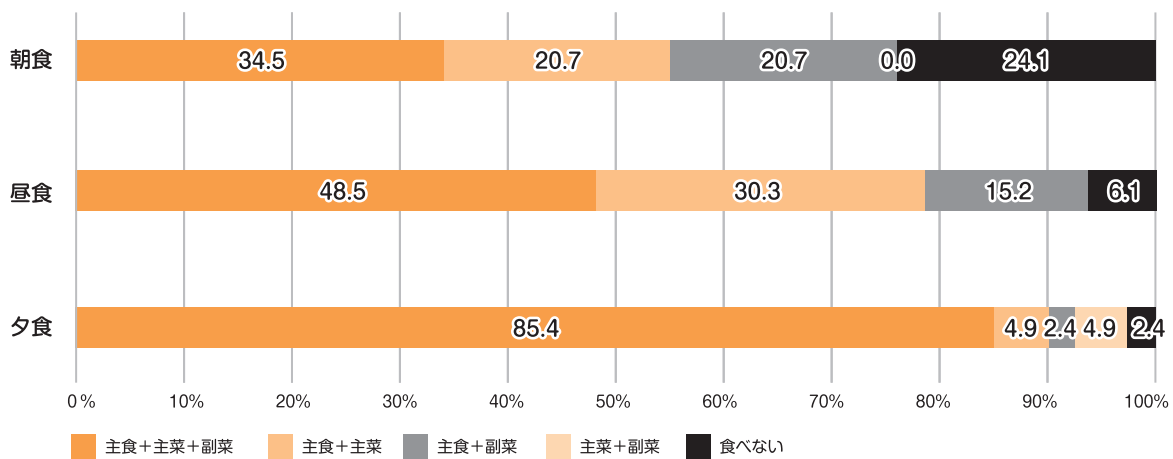


III 子ども食堂の調査結果

食生活について、朝食の摂取状況を尋ねたところ、「ほぼ毎日食べる」と回答した者の割合は79.1%であった。しかし、2割の者が朝食を「ほとんど食べない」と回答していた。また、朝食、昼食、夕食別に主食（ごはん、パン、麺など）、主菜（肉、魚、卵、豆腐や納豆などの料理）、副菜（野菜やきのこの料理）を普段食べているのか尋ねた結果を図Ⅲ-3-14に示す。朝食で、主食、主菜、副菜の揃った食事をとっている者は

34.5%、主食と主菜もしくは副菜の組み合わせの食事をとっている者はそれぞれ約2割であった。昼食は、約半数が主食、主菜、副菜の揃った食事を摂取していたが、主食と主菜の組み合わせの者も3割いた。夕食については、9割程度の者が主食、主菜、副菜の揃った食事をとっていたものの、主食抜きおかずのみ（主菜と副菜の組み合わせ）の者もいた。

図Ⅲ-3-14：食事別主食・主菜・副菜の組み合わせ（保護者）



4 まとめと考察

全国の小・中学生の保護者を対象に子ども食堂に関するインターネット調査を実施し、子ども食堂を約7割の保護者が知っていることが分かった。子ども食堂を「地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団欒を提供する取り組みである」と正しく認識している者が多かった。その一つの理由としては、子ども食堂を知ったきっかけがメディアであるため、子ども食堂という概念や知識が得られている可能性が示唆される。また、実際に子ども食堂に行ったことのある者は1割弱であった。朝日小学生新聞と「こども食堂・安心安全向上委員会」が、朝日小学生の読者を対象に行った調査¹¹⁾

によると、子ども食堂に行ったことのある子どもは6%であり、本調査結果と同様の結果であった。本調査結果では、子どもを行かしてみたいと思う保護者は全体の53%にとどまり、世帯状況による利用希望に違いがみられた。低所得世帯とひとり親世帯では、子どもを子ども食堂に行かしてみたいと思う者が多いものの、中高所得世帯では行かしてみたいと思わない者が多かった。行かしてみたいと思わない理由としては、必要がない、家の近くに子ども食堂がない、家で食事をしたいという理由が多く、自分よりも困っている、必要な人に行ってほしい、生活に困っていると思われない、家庭事情を詮索されそう、恥ずかしいと

いう理由も挙げられた。

子ども食堂を利用している子どもと保護者を対象に調査を実施した結果、子どもの多くは友人や家族からの紹介で子ども食堂を利用しはじめ、9割以上の者が子ども食堂を共食の場であるという認識で利用をしていることが分かった。また、子ども食堂を利用している子ども・保護者は、子ども食堂を困っている人が利用する場所であるという認識は2割程度で、インターネット調査の結果(33.9%)に比べ少なく、保護者においては、特別な人が利用するところという認識の者は0名であった。さらに、7割程度の子ども・保護者が子ども食堂は誰でも行けるところであると認識していた。本調査は、一つの子ども食堂での調査のため、他の子ども食堂には当てはまらない可能性がある。しかし、これまで子ども食堂に行ったことのない保護者には、子ども食堂を生活困窮者の行く特別で閉ざされた場所であるという認識の者がいるものの、実際に子ども食堂を利用している保護者には、そのような認識の者は少なく、子ども食堂は開かれた場所であるという認識の者が多いことが示唆された。

本調査の子どものうち、1割以上の者が1週間のうち食事をひとりで食べる、孤食の状況にある。子どもの9割以上の者が子ども食堂を共食の場と認識し、ほとんどの利用者がリピーターとなっているため、子ども食堂は子どもの孤食に対する一つの対応策となり得ることが示唆された。また、本調査の保護者が自身の子どもを子ども食堂に行かせている主な理由としては、安心であること、地域の人とのつながりができること、価格が安いことや子どもの居場所になることなどが挙げられた。本調査を実施した子ども食堂は、月2回16時半から19時半までお寺にて開催しており、大人300円、子ども100円で地域の人が食事を提供している。子ども食堂開催時間中、子どもはお寺の広いスペースを活用して自由に過ごしている。宿題をしたり、ボランティアに勉強をみってもらったり、鬼ごっこやかくれんぼなどで遊ぶ子どももいる。その際、危険がないようにボランティアが

見守っているため、保護者にとっても安心して子どもを行かせることができる環境であるだろう。ある保護者が、「夜、学校のお友達とたくさん会えて、お食事まで一緒にできる機会はなかなかないので、子ども食堂のある日は毎回楽しみにしています。」と話してくれた。また、「親同士の情報交換の場にもなっています。」という声もあった。このように、子ども食堂は食事を提供するだけでなく、利用者同士が空間や時間、情報を共有できる場所でもあるだろう。

本調査結果から、子ども食堂に行ったことのない者による子ども食堂へのスティグマが少なからずあることが分かった。I章で述べたとおり、スティグマを与えないような支援が望まれる。近年、スティグマを与えず、子ども食堂の普及・推進を始めた子ども食堂のネットワークの取り組みがある。某市の子ども食堂ネットワークでは、ネットワーク団体会員の複数の食堂で使える共通回数券を作り、市内の児童扶養手当受給世帯と子どものいる生活保護受給世帯を対象に、市からの郵便物に同封して回数券を配布した。共通回数券は生活困窮世帯のみに配布しているため、共通回数券を使用することで「貧困家庭の子」という周囲からの偏見を生じる可能性がある。そこで、各食堂でも見た目がほとんど同じ回数券を発行・販売している。このネットワークは、市と社会福祉協議会がオブザーバー会員として参加しているため、行政と民間との連携により共通回数券によるスティグマ付けししない子ども食堂推進の取り組みが可能となっている。

子ども食堂は、子どもの貧困対策と地域交流拠点としての役割が期待されている。本調査結果から、子ども食堂を利用したことのない人に対して、メディアや口コミにより、子ども食堂を開かれた場所であると捉える認識を広め、実際に子ども食堂に行ってみてもらうことで、子ども食堂をインフラとして捉えられるような地域の醸成が可能であると考えられる。

引用文献

- 1) 湯浅 誠. 名づけ親が言う 「こども食堂」は「こどもの食堂」ではない. ヤフーニュース. 2016年7月24日.
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20160724-00060184/>
- 2) 釜池 雄高. こども食堂は、何のための場所? (特集 子どもの貧困対策の今). 生活と福祉. 2017;11-14.
- 3) 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知). 厚生労働省. 平成30年6月28日.
<https://www.mhlw.go.jp/content/000306888.pdf>
- 4) 「子ども食堂」全国に300カ所 開設急増、半数が無料. 朝日新聞. 2016年7月1日.
<https://www.asahi.com/articles/ASJ6G0PCCJ6FPTFC036.html>
- 5) 湯浅 誠. こども食堂2,200か所を超える 2年で7倍以上 利用する子どもは年間延べ100万人超. ヤフーニュース. 2018年4月3日.
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180403-00082530/>
- 6) 子供食堂と連携した地域における食育の推進. 農林水産省.
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>
- 7) 子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について(通知). 文部科学省. 平成30年7月5日 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1406759.htm
- 8) NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ.
<https://musubie.org>
- 9) こども食堂ネットワーク.
<http://kodomoshokudou-network.com>
- 10) Yamaguchi M, Kondo N, Hashimoto H. Universal school lunch programme closes a socioeconomic gap in fruit and vegetable intakes among school children in Japan. Eur J Public Health.2018;28(4):636-41.
- 11) こども食堂「行ってみたい」65%. 朝日小学生新聞. 2018年6月15日.
<http://www.asagaku.com/shougaku/topnews/12882.html>

IV

インタビュー



インタビュー 明石市訪問

パピオスあかしの様子-あかし総合窓口 (写真左上)・あかし市民広場 (同右上)・親子交流スペース「ハレハレ」(同左下)・AKASHI ユーススペース (同右下) 写真提供・明石市

「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、離婚時の養育費等取決めや児童扶養手当の毎月支給¹など次々に先進的なこども関連施策を展開し、人口のV字回復を実現した兵庫県明石市²。2期、約8年にわたり市政を牽引してこられた泉房穂市長ならびに明石市最年少部長としてこども支援に取り組んでいる佐野洋子明石市福祉局こども総合支援部長に施策に関するお話を伺いました。(尚、本インタビューは2018年11月28日に実施し、お話をいただいた方々の職名などは当時のものです。)

「誰一人置き去りにすることなく助け合うまちづくり
やさしい社会を明石から」

こどもを核としたまちづくりについて

駅前のパピオスあかしを訪問させていただきましたが、「すべての人にやさしいまち」や「こどもを核としたまちづくり」を目指した工夫が随所に見られる素晴らしい施設でした。明石市のまちづくりは全国からも注目されていますが、どのように施策を進めてこられたのでしょうか。

(泉氏) 私は財政が厳しい時代こそ、産業振興ではなく、こども・福祉に力をいれるべきと考えています。こどもに関わる予算を他の OECD 諸国

並みにしようと、従来の 100 億円の倍の 200 億円³にし、こどもに関わる職員数も 30 数名から 3 倍を超える 100 名強としました。そうすると、自分達のニーズに合うまちを選んでくれた子育て世代の方々の転入が増えて出生率もあがり、税収も増えて地域経済が回るという好循環が始まりました(図IV-1-1)。

成人し、いったん家を離れた家族が大阪や京都から明石市にこどもを連れて戻り、2 人目の孫を産んでくれたという話を聞きます。こどもに力を入れる政策はまちを良くするのだということが市民に実感され、自然と施策への支持がひろがりました。

図IV-1-1：明石のまちの好循環



やさしい社会を明石から

明石市が進めている時代の変化や市民のニーズに応えたまちづくりの施策

● こどもを核としたまちづくり（こども支援）

- 中学生までのこども医療費の無料化
- 第2子以降の保育料の完全無料化（関西初の取り組み）
- 公共施設の入場料無料化（天文科学館、文化博物館、明石海浜プールなどの入場料を無料化）

● すべてのこどもたちをまちのみんなで応援（こども支援）

- 全28小学校区38か所にこども食堂を開設
- あかし里親100%プロジェクトの開始（全国初の取り組みとして2018年10月、里親相談室を開設）
- 明石こどもセンター（児童相談所）の設置（2019年4月開所予定。関西の中核都市で初の試み）

● 一人ひとりに本気で寄り添う（こども支援）

- 離婚前後のこどもの育ちを応援（親子面会交流を直接サポート・養育費などの取り決めに関する参考書式の配布・養育費の立替えパイロット事業をスタート（2018年11月より）
- 児童扶養手当の毎月支給（全国初の取り組み）
- 戸籍をもたない無戸籍者への支援（全国初の取り組み）

● 住み慣れた地域で安心して暮らす（高齢者支援）

- 認知症健診費用の助成
- 給食センターを活用し独居高齢者に昼食を提供する「みんなの給食」パイロット事業をスタート
- 地域総合支援センターの開設（市内6か所）

● 誰もが暮らしやすいまちづくり（障害者支援）

- 筆談ボード、点字メニュー、簡易スロープの設置にかかる費用を助成
- 手話言語・障害者コミュニケーション条例の制定（全国初）

● 安心して暮らせるまちへ（犯罪被害者支援・更生支援）

- 賠償金立替支援金制度の導入（被害者や遺族に代わって、加害者に市が賠償請求）
- 明石更生支援・再犯防止等に関する条例の制定

● 手を伸ばせば本に届くまち（本のまち明石への取り組み）

- JR明石駅前にあかし市民図書館をオープン（2017年1月～）
- ブックスタート（4か月健診時）、ブックセカンド（3歳半健診時）事業

（広報あかし No.1273 2018年11月15日号よりJAGES機構事務局作成）

明石市のこども支援政策のどのような特徴が、市民の方々に広く支持されていった理由だとお考えでしょうか？

(泉氏) 所得制限の撤廃が明石市で進めている施策の一番の特徴です。明石市では、中学生までのこども医療費の無料化や第2子以降の保育料の完全無料化を実施するにあたり所得制限を設けていません。私は、全てのこどもは周囲の力を必要とし、社会やまち全体で支えた方が合理的な存在として考えています。所得制限を設けるということはこどもたちを分断し、親たちを分断し、さらには社会を分断することにつながります。一定以上の所得がある納税者から徴収した税金を一部の低所得者層だけに配るような施策では、「もっと所得制限を厳しくしたほうがいい」、「誰々は不正をしている」、「そんな施策はやめろ」、といった声が広がり、社会を分断してしまいます。所得制限をかけずに、中間層から預かっている税金や保険料でこども達をユニバーサルにしっかりと支援したことで、中間層の方々に自分のこどもや孫も恩恵を受けていると認識していただけたことが大きいと思います。

先駆的な新しい取り組みを始める際には、市職員にも抵抗や戸惑いが起きたかと思います。職員のモチベーションの向上や、職員間・部署間の連携はどのように強化されてきましたか？

(泉氏) 市職員との関係については、市役所の中に理念を共有できる核となる職員がいて、その職員たちが周囲と一緒に動いてくれたことが大きい

です。例えば、これまでほとんどの市職員は定年直前に部長職に就任し、1、2年務めて定年となっていました。しかし、こどものことを支援していくためには1、2年では駄目だと思い、今後10年間、明石市のこどものために頑張ってくれる若い人にこども支援関連の部長職をお願いしようと考え、佐野部長を抜擢しました。そして、そこに人材を配置しました。予算を割いて、専門性の高い人材を配置し、関係機関と連携したネットワークをつくっていけるような体制を整えました⁴。

中核都市への移行に向け2017（平成29）年度に組織改編を実施した際には⁵、それまで独立していたこども支援を担当するこども未来部を福祉局に統合し、こども支援や生活支援、高年介護などの担当者達が連携し、こどもを取り巻く家族全体の問題に対して包括的に取り組める組織構成としました（表IV-1-1）。また2018年4月には、高齢者支援をベースとした地域包括支援センターに加え、障害者支援、こども支援、更生支援を包括的に行う地域総合支援センターを市内6か所に開設しました。

厚生労働省がモデルとする標準家庭は、勤労する父親、心優しい専業主婦の母親、健康に育つ2人のこどもですが、私が考える標準家庭は、父親のDVで母親は心を病み、パートを辞めさせられそうで、子どもはネグレクトぎみで不登校、奥には認知症の祖母がいて借金を抱えている貧困家庭です。子育て、介護、家計、就労など複数の問題を同時に抱えています。標準家庭には複数の課題があることを前提とすれば、自分の担当する課題だけでなく、他の課題についても他の担当者と協力しあい、支援していくことができると思います。

表IV-1-1：明石市の組織構成



(明石市ホームページより JAGES 機構事務局作成)

高齢者支援と障害者支援、そしてこども支援の連携促進を強く意識した明石市の組織構成。2018年4月には、市内6か所に**地域総合支援センター**が開設したとにあわせて、高年介護室地域総合支援担当が**地域総合支援室**に改組された。

地域総合支援センター：社会福祉協議会との連携により、高齢者、障害者、児童といった別なく、地域に暮らす住民誰もが状況にあった必要な支援が受けられるよう、新しい地域包括支援体制を構築することを目的として開設された施設。保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター、総合相談支援員や介護支援専門員が配置されており、住民からの福祉に関する様々な相談をワンストップで受け付けている。

住民による支援や教育機関と行政の連携について

こども食堂や学習支援など住民による支援の輪が広がっており、住民の力はこどもの支援には不可欠として、期待も高まっています。住民の活動を支援する意味で、行政の役割をどのようにお考えでしょうか。

(泉氏) 市民ボランティアに公（おおよけ）の機能を果たしてもらえることで公の負担は軽減され、コストバランスは良くなります。増大し多様化していくニーズに対して、縮小されていく行政では立ち行かないため、当然、官民連携や地域連携を進める必要があります。行政は地域や市民の皆さんを信頼し、そこに一定の公費を投入す

べきだと思います。領収書の提出や厳しい会計管理を義務付けられる公務員的な多額の公費ではなく、実費プラスアルファぐらいの少額な公費を投入します。市民ボランティアについても無償ボランティアではなく、**有償ボランティアを当然と考える発想の転換が必要**です。無償では続かないからです。

(佐野氏) 明石市では、**行政と市民や支援団体との連携の要として中間支援組織「あかしこども財**

団」を設立したことにより、個々の問題に適した対応を迅速に取りやすくなりました。明石市内38か所のこども食堂の運営には、年間上限額70万のうち、備品等を購入する特別助成を1年度につき5万円、運営費を開催1回につき2万円支援しています(表2)。運営費は食材費でもボランティアに対する人件費としても使うことができます。月に1回の開催として、一つの食堂につき年間30万円ほどですが、うまく機能していると思います。

一般財団法人 あかしこども財団

(2018年5月1日設立・基本財産1,000万円(全額明石市出捐)・所在地パピオスあかし5階)

【設立目的】

「すべてのこどもの健やかな育ちを地域のみinnで応援する」まちづくりを強力かつ迅速に推進

【財団の役割】

- 人材の育成：こども支援に関わる地域人材の増加と育成を目指す。
(地域ボランティア育成に実績のある社会福祉協議会と連携)
- 地域の活動支援：アドバイスや資金の助成によりこども支援活動の継続をサポート。
- ネットワークづくり：こども支援に関わる方々のネットワークをつくり、ノウハウの共有、交流を促進。

【あかしこども財団によるこども食堂の開設・運営支援】

あかしこども財団では、2019年4月の児童相談所開設にあわせ、「こども食堂」を全28小学校区に設置(開所数は38か所)し、財団を通じてこども食堂のチラシを配布するなど学校との連携も進めている。こども食堂の開所情報の発信や運営支援として以下のような助成を行っている。

表IV-1-2：こども食堂への助成内容

助成金の種類	手作りの食事の場合	市販品の提供の場合
運営費(開催1回につき)	20,000円	10,000円
特別助成(1年度につき)	50,000円	30,000円
衛生管理助成(講習受講料)	8,000円	—
年間上限額	700,000円	

こども食堂への助成は明石市が直接行うのではなく、明石市委託事業「こどもの居場所づくり事業」として同財団が実施しており、**開催ごとの経費の精算報告を簡略化する**など、助成金の支出に自由度をもたせている。

基本財産は、明石こども基金からの出捐。現在は、寄付金に対して税控除のない一般社団法人のため、企業や個人からの寄付は市が設置した明石こども基金で受け入れている。将来的には税控除を受けられる公益法人化し、自主独立を目指している。

(泉氏) 地域の方々に情報を持ち寄って声を掛け合いながら運営していただくことで、地域が強くなります。最近では「こども食堂」ではなく「みんな食堂」と呼ぶ場所もでてきて、こどもだけではなく地域の様々な世代の方が集まり、地域の困っている問題に気づき、早い段階で行政に情報が寄せられるようになりました。その際に、やはり行政でしかできないことを行政がしっかり行えばいいのです。医療に例えれば、地域のこども食堂がかかりつけ医的な1次救急で、行政サービス・福祉サービスによる家庭訪問が2次救急、そして児童虐待や精神障害者の措置などの対応が必要な場合は3次救急として強制権限を発令するイメージです。1次救急機能を行政が果たすことは実際難しいため、地域の皆さんにお願いし、そこに一定の公費を投入するのはコストバランスも良く、まちとしての安定感にもつながると考えています。

こどもたちと日々関わっている教育現場とはどのように連携されていますか。特に情報の共有に際して、こどもたちのプライバシー保護とのバ

ランスが大きな壁になると思いますが、どのように超えていますか。

(佐野氏) あかしこども財団を通じて、各学校に小学校区の子ども食堂のチラシを配布するという協力はいただいています。また、学校だけでは抱えきれない問題もたくさんあり、要保護児童対策地域協議会では校長先生たちと情報を共有しています。

(泉氏) ただ、そこは難しい課題です。教育現場に対する人事権は市長にはありません。小学校・中学校は明石市立ですが、実際に働いている先生方は県職員で、兵庫県が人事権を持っています。その結果、残念ながらこどもたちにとって非常に重要なファクターである、教育現場との連携においてまだまだ課題はなくなることはありません。しかし、明石市が2018年4月から中核市になったことで教職員の研修権を持つことができたので、少し連携の手掛かりができました。また、文部科学省からの理解をもらいながら地域に支えられる学校づくりに踏み出したところですが、実現にはもう少しかかります。

生活困窮家庭のこどもへの支援

本事業では、生活保護受給世帯のこども達への健康支援についてどういったものが有効なのかということを調査しています。生活保護受給世帯に対して明石市が行っている支援があれば教えてください。

(佐野氏) 明石市の場合、生活保護関係業務は、福祉局生活福祉課が担当しています。生活福

祉課の中に職員としての保健師の配置はまだありませんが、生活保護受給者に対しても健康診査という形で受診していただこうと、ケースワーカーから個別に案内をしてもらう取り組みを行っています。また、精神疾患など健康課題がある場合には、ケースワーカーから保健師につないでいただき、一緒に対応を考えます。将来的には生活福祉課の中にも保健師の配置を実現したいと思っています。

(泉氏) 私は、生活保護は現在大変不幸な状況

で、もう制度を変えなければいけないと思っています。ベーシックインカム（現金給付）をやめ、ベーシックサービス（住まいや食べ物の提供）を行うべきだと思います。現状の現金給付は、残念ながら不正やごまかしを生み、受給対象者以外からのバッシングを生む傾向が強いです。現金よりは、暮らしていくために必要な住居や食のサービスの提供に置き換えていく発想の方が共感を得られやすいと考えています。

生活保護受給家庭のこどもを対象とした健康に関する支援は何か実施されていますか？

（佐野氏） 生活保護の家庭は一定の収入保障があり、こどもにとっては安定している場合も多いです。むしろ、生活保護を受けていないひとり親家庭の方が、困窮状態になっても目が行き届かず、よりひどい状態になってから要保護児童対策地域協議会が関わるようなケースがたくさんあります。**生活保護受給家庭に限らず、全体的に底上げをするような対策を行っています。**

2017年度からの組織改編の際には福祉局にこども健康課を設置し、パピオス明石内のこども健康センターを拠点に、母子健康手帳の発行や、妊婦・乳幼児の健康診査など**健康面から、こどもの育ちを産まれる前から切れ目なくサポートしています。**子育て世代包括支援センターでの母子手帳交付時には、専任の保健師と助産師が全ての妊婦と面接を行います。また、早期の気づきと支援のため、乳幼児健診の未受診者に対応する保健師も配置し訪問相談を行っています。土日、夜間などにも訪問できる体制を整えています。それでも会うことができない未受診者には、地域の民生委員に訪問してもらい、未受診者の様子を教えていただく仕組みを作っています。他にも民生委員の方には、こんにちは赤ちゃん訪問事業⁶として、生後4か月までのこどもがいる家庭を訪問しても

らっています。

2019年4月には、中核市として関西初の児童相談所を市中心部の好立地に設置されると伺っています。児童相談所を要に今後どのようなこども支援を進めていかれるのでしょうか？

（泉氏） 児童相談所はまちの誇りなので中心部につくります⁷。児童相談所はこどもに対して総合的な責任を果たす場所です。早い段階からこどものSOSに気づく必要があり、**こどもに関わった責任をきちんと最後まで取る必要があります。**

早期支援の観点から、全小学校区28区に計38か所のこども食堂を設置しました。そして（施設入所の）措置後のこどもへの継続支援のため、全小学校区にこどもを受け入れる里親家庭の登録が進むように、2017年よりあかし里親100%プロジェクト⁸を開始し、2018年に里親相談室を開設しました。都内では、児童相談所のネガティブなイメージが先行し建設反対運動があると聞きますが、明石市では市議会全会一致で賛成され、地域の住民からの反対もありません。**児童相談所をつくるということは、地域の方々と一緒に、こどもの状況に早く気づき、その後のこどもの成長を支える受け皿にもなってもらうということだと思います（図IV-1-2）。**本気でまちの皆で、全てのこども達に対して頑張ろうというならば、そういうまちの方が住みやすいでしょう。

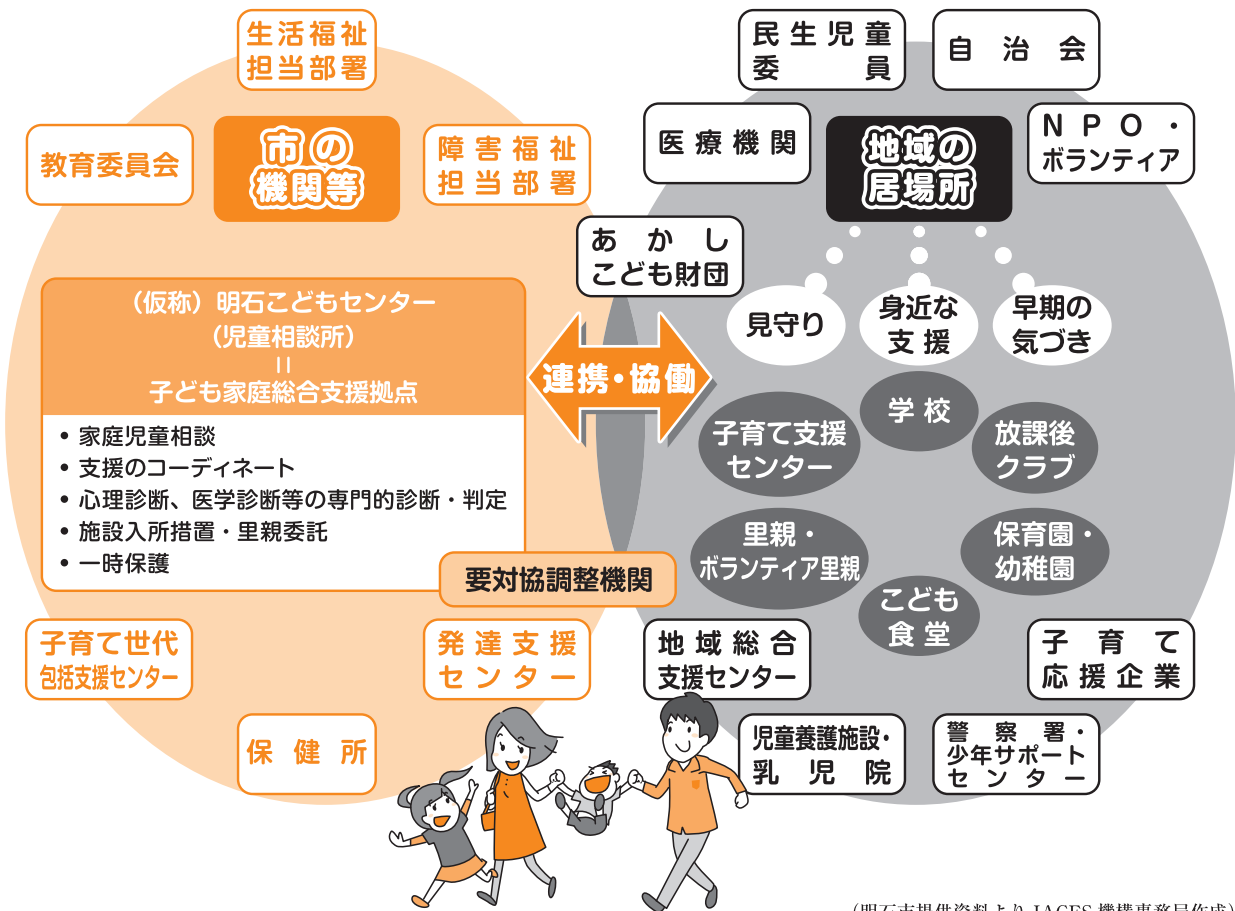
（佐野氏） 児童相談所ができることで関心が高まり、児童虐待の相談件数が増えていくと予想されますが、児童虐待の通告対応をするばかりではなく、妊娠期からのサポートや育児不安の解消など総合的な取り組みが児童虐待の防止になるところをしっかりと見せていかなければならないと思います。

図IV-1-2：地域とつながった子ども家庭支援推進体制のイメージ

地域とつながった子ども 家庭支援推進体制のイメージ

明石こどもセンター（児童相談所）はこども家庭支援の拠点として、関係機関や地域の支援主体と連携し、最適な支援をコーディネート

これまでの市町村機能（家庭児童相談、要対協調整機関業務など）も一体的に実施



(明石市提供資料より JAGES 機構事務局作成)

「やさしいまちを明石から」展開していくために

明石市の取り組みからは、全ての人を選別せずに支援するというユニバーサリズムの考え方をぶれずに実行されていることが伝わってきます。一方、日本では、子育ては親の責任、健康づくりは自己責任といっ

た言葉を聞くことが多く、福祉制度も特定の層に的を絞ったものが主流のように思います。ユニバーサリズムが日本に根づくにはどのようにすればいいのでしょうか。

(泉氏) 明石市がきちんと実行して成果を出し

て、それをより多くの方に知っていただくことが大事です。そして、ユニバーサルイズムが日本社会に根づくには、やはり発想の転換が大事だと思います。有名な子役でない限り、こどもは自分で収入を得ることができません。こどもは皆、貧困です。生きていく上で人の支援を必要とするという定義で障害者を特定するなら、生まれ育つ間に必ず誰かの手を煩わせながら生きているのですから、人は皆、障害者です。年齢を重ねて行けば人の世話になるかもしれません。明日、交通事故や犯罪の被害にあうかもしれません。

人はいつ何時、お互いに助け合うことになるか分からないので、誰もが安心して暮らせる社会をつくったほうがいいのです。人は弱いものだからお互いに助け合えるものだという前提に立ったほうがいいと思います。

歴史認識も大事なので少し説明します。江戸幕府の頃は、主に第一次産業の農業・漁業が藩ごとの小さなコミュニティの中で行われていました。それが明治維新後、一気に中央集権国家となり西洋制度を導入し、中間管理職の都道府県をつくり、国が中心となった一律施策で、全国に港湾、道路、河川整備といったハード整備を推し進めていきました。

ただ、当時はまだ村社会がいい意味でのコミュニティでした。また、明石市のような漁師町であれば、障害のある子どもでも力を持っていれば網を引いて漁師をすることで所得保障が成り立ちました。

しかし、戦後大きな社会の構造転換が起こる中で、ひとり親家庭や障害者も雇用がなければ給料が出なくなりました。にもかかわらず、日本社会には、法は家庭に入らず民事不介入、あくまでも家族の支援は自己完結の小さな国家たる家族でやるものだという価値判断がいまだに残ったままです。一方、全国一律施策も残ったままなので、多くの自治体は市民の顔を見ずに国や隣町を見て仕事をしています。しかし、見るべきは国ではなく市民であり、隣町でなくわがまちです。社会構造の転換にともなう発想の転換がまだできていませ

ん。明石市はそこを転換しているつもりなので、全国初であっても市民のニーズがあれば国を待つことなく、隣町と違って実行しています。

明石市が全国から注目される⁹一方で、多くの自治体が明石市のような「こどもを核としたまちづくり」を掲げているわけではありません。こども関連施策にそれほど熱心ではない自治体の首長やそこで奮闘している職員への助言・メッセージはありますか。

(泉氏) 公務員だからする、のではなく、公の仕事として、こどもの幸福を実現するべきという誇りをもってこども支援施策に取り組んでください。「やさしい社会を明石から」には、二つの意味があります。一つ目の意味は、国を待つことなく、市民に近い、こどもたちに近い明石から始めることです。二つ目の意味は、明石市の施策は明石市止まりではなく、明石市から全国に横展開して広げていくものだという事です。そのため、どの首長でも可能な施策をつくり、どこの自治体でも実行可能な普遍性を持たせるよう常に意識しています。

右肩下がりの時代には、お互いに身を寄せ合って頑張ろうという寛容主義と、足りないから誰かを排除しようという排外主義の2つの教義が必ず生まれます。世界の趨勢として、移民政策のような排外主義が分かりやすく、支持を得ています。しかし、排外主義の危なさは、自分が排外主義のこちら側にいると思いつけていることです。実際はそうではなく、誰もが排除される立場になり得るのです。右肩下がりの時代だからこそ、排除ではなく支え合うような寛容な社会になればいい——それを明石市では「やさしい社会」と言っています。過度な負担ではなく一定程度の、お互いの力の出し合いで実現できることが重要です。スー

パーマンが世の中の問題を解決できる時代ではなく、地域のさまざまな方々が手をつなぎ、可能なことを持ち寄っていくほうが解決できることが広

がり、自然に安定した世の中をつくれるのだと思います。



2018年11月28日、明石市長室にてインタビュー実施。聞き手：可知悠子・山口麻衣・近藤尚己
写真左から佐野洋子部長、近藤尚己、泉房穂市長、可知悠子、山口麻衣

脚注

1. 明石市では、2014年度から離婚届を取りに来た市民に対し、離婚や別居に伴う養育費や面会交流などのこどもの養育支援について合意事項を記入する「こどもの養育に関する合意書」を配布している。まちの未来でもある「こども」を社会全体で守り、健全に育てていくという視点から明石市が全国に先駆けて始めた事業で全国的にも注目されている。2018年10月からは市が業務委託した保証会社が、養育費を受け取れていないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収するという養育費立替事業をパイロット事業として実施している。

https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/youikushien.html

また、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当は通常4か月毎にまとめて支給されているが、明石市では条件を満たす家庭に対し児童扶養手当の1か月相当分の貸付金を支給のない月に配賦している。毎月の収入のばらつきをなくし家計の安定を図るとともに、希望者には家計管理のサポートなども行なっている。

https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/jidou_fu_ka/kodomo-kyoiku/kosodate/hitorioya/documents/ouenkasituke.pdf

2. 明石市は、泉氏就任後の 2013 年から 6 年間連続で人口が増加しており、現在約 29 万人。2018 年度からは中核都市となった。
3. 明石市の財政予算額は年間約 2,000 億円 (2017 年度予算額は、一般会計：約 1,000 億、特別会計：約 700 億、企業会計：約 300 億)。200 億円は市予算の 10 分の 1 にあたる。
4. 明石市では、専門職として弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士なども直接雇用している。法テラスを市役所内に設置するという全国初の試みも実施している。
5. 明石市では、「集約化」と「連携強化」を目的に平成 29 年 4 月より大規模な組織改正を行っている。
https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/shicho/kaiken/documents/290217_siryu4.pdf
6. 育児の孤立を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できることを目的とした事業。
<https://city-akashi-kosodate.jp/kosodateshienka/1398.html>
7. 児童相談所はちょうど地理的に明石市の中心にあたる J R 大久保駅前に設置される。保健所と隣接し、児童相談所に子育て支援センターも併設予定。
8. すべての子どもたちが家庭での愛情やぬくもりを感じながら健やかに育つことができるよう、里親家庭を身近に増やす取り組みで、里親やボランティア里親に関心のある人を対象に里親相談会を毎月開催している。
https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kosodate_ka/kodomo-kyoiku/kosodate/satooya/index.html
9. 2017 年 1 月から 12 月までの行政視察人数は 746 名。視察目的は、離婚後の子ども養育支援、子どもを核としたまちづくり、子ども総合支援条例、障害者配慮条例、犯罪被害者支援などが多い。泉氏によれば、2016 年 7 月に湯浅誠氏によるインタビュー記事「「子どもの貧困対策をするつもりはない」と 対策先進市・明石市長が言う理由」(<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20160720-00059704/>) が配信されてから、風向きが良い方へ変わったとのこと。(2016 年の行政視察人数は 392 人。)

明石市訪問の記録

明石市訪問インタビュー前に、2018年4月に開業した明石駅直結の複合施設「パピオスあかし」を案内して頂いた。一見よく見かける駅前の商業ビルだが、そこは「すべての人にやさしいまち」「こどもを核としたまちづくり」を目指した工夫が随所にみられた。

1～3階には飲食店や大型書店などの商業施設、2・3階には市民広場、4～6階は公共施設がある。訪問したのは平日の昼間であったが、多くの人でにぎわっていた。(写真1)



写真1

JR西日本・明石駅から「パピオスあかし」までは、屋根付きのブリッジでも直結している。

最上階の6階には「子育て世代包括支援センター」「こども健康センター」そして「あかし総合窓口」がある。妊娠・出産・子育てに至る切れ目ない支援を行い、また利用者にとってのハード面・心理面の負担を減らす工夫が、建物の構成や実際のサービスの随所にみられた。

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠の届出・母子手帳の交付、子どもの予防接種業務などを担当している。以前は妊娠届の窓口が市内に複数あったが、妊婦全員を早期に

把握して支援できるように、現在はここ1か所に集約されているということであった。ここで、明石市への妊娠届け出のある妊婦を対象とした全数面接が実施されている。担当するのは妊婦面接専任の保健師・助産師6人である。駅前のアクセスが良い場所にあること、土曜日でも面接を受けることができること、妊婦面接を受けるとタクシー券5000円分が支給されるなど、利用者が受けやすくなるための配慮とインセンティブが用意されていたのが印象的であった。

「こども健康センター」で実施される乳幼児健診(4か月、1歳半、3歳など)もここ1か所に集約されている。(写真2)



写真2

こども健康センターの健診室の一部。視察日には地元大学の看護学生の実習を受け入れていた。

健診はそれぞれ月3回実施され、1回あたり

70～100組の親子が来所するそうだ。診察室は6部屋あった。個室となっているため、保護者が医師にプライベートな内容も相談しやすいと感じた。また、子育て支援課などの関連部署が同じ建物内にあることで連携を取りやすくし、なおかつ受付窓口を一元化することで、利用者がワン・ストップで必要な手続きやサービスを受けられるようにデザインされていた。

「あかし総合窓口」は様々な問い合わせに対応し、転入時等にワン・ストップで行政手続きができる総合窓口として、エスカレーターを上った目の前の目立つ場所に配置されており、案内役（コンシェルジュ）の職員が常駐していた。平日は20時まで、土日祝日（第3日曜日を除く）は17時15分まで、住民登録や出生届、各種手当の申請などほぼすべてのサービスが利用可能である。平日15時～17時40分は手話通訳者が配置されており、それ以外の時間帯は、市役所にいる通訳者とテレビ電話ができるタブレット端末が置かれており、案内係が操作してつないでくれる。（写真3）



写真3
あかし総合窓口では、明石市への転入手続きもワンストップで行える。

5階には、小さな子どもから中高生が利用できる施設がある。子育て中の住民への支援を行う「あかし子育て支援センター」は市内に6カ所設置されており、保育士や幼稚園教諭免許を持つスタッフが常駐して子育ての相談に対応しているが、パピオスあかし内にある同センターには市内最大のプレイルームがあり、遊びながら保護者の相談を行い、必要があれば、6階にいる保健師・助産師にもつなぐということであった。親子交流スペース「ハレハレ」には、屋内大型遊具があり、市民は無料で利用できるようになっている。（写真4）スタッフが常駐しており、親子の遊び方を教えてもらえる。



写真4
サイバーホイールやボールプール、クライミングウォールなどを揃えた屋内遊戯施設・ハレハレ。1回70分、定員150名の総入れ替え制をとっており、安全にも配慮している。

乳幼児に比べて支援が届きにくいと言われる中高生世代をねらいとした交流施設もあった。「AKASHIユーススペース」である。放課後の居場所や活動の場として活用されているようである。中高生の市民は無料で利用でき、ダンスやバンド練習、自習が可能であ

る。5階フロアには、その他、一時保育ルーム（きょうだいの健診時には無料で利用できる）、ファミリーサポートセンター、里親相談室、あかしこども財団事務局など、子どもにまつわる部門や組織が集まっていた。ギョギョルーム（明石たこ大使・さかなクンによる学びのコーナー）もあり、楽し気な演出がされていた。（写真5）



写真5
「明石たこ大使」を務めるお魚博士のさかなクン氏（東京海洋大学・名誉博士・客員准教授）と明石市のコラボレーション企画として2017年3月にオープンしたギョギョルーム。市民が楽しみながら明石たこや魚について学べるギャラリースペースになっている。

4階には「あかし市民図書館」がある。（写真6）ベビーカーや車いすが通れるように通路も幅広く設計されていた。児童書のコーナーでは子どもが「自ら」本を選べるように、あえて本棚の高さを低く保ったということであった。（写真7）子どもが幼い時から本に接することができるよう6階のこども健康センターに図書館職員が積極的に向いており、4か月健診時は絵本のプレゼント（ブックスタート）が行われ、3歳児健診時には子

ども自身が本を選ぶ（ブックセカンド）が実施されている。



写真6
あかし市民図書館内のブラウジングスペース。図書館内にはコーヒースタンドがあり、景色の良い窓際の席でコーヒーを飲みながら読書ができる。こちらは子育て世代だけでなく、年配の方々の利用も多い。



写真7
あかし市民図書館の児童書コーナー。奥の窓からは旧明石城の石垣と明石駅を発着する電車の様子がよく見え、子ども達に人気を博しているということであった。

このように、パピオスあかしは、明石市の

こどもを核とするまちづくりの姿勢を象徴するような建物であった。母子手帳の交付と妊婦の全数面接、様々な配慮のある乳幼児健診、子どもたちの健やかな成長を支える支援や遊びの機会が1つの建物の中で提供されており、妊娠・出産・子育てを途切れることなく支援する環境がつけられていると感じた。また、手話通訳サービスや2階商業施設での筆談ボードの配置、広めの通路など、すべての人にやさしいまち、インクルーシブな社会を目指す姿勢が感じられた。(了)

インタビュー 2

湯浅 誠 先生

社会活動家・法政大学教授



湯浅 誠（ゆあさ まこと）：1969年東京都生まれ。東京大学大学院在学中より、ホームレスの支援活動を始め、2002年ホームレスを支援する「自立生活サポートセンター・もやい」設立。2009年～2012年内閣府参与（通算2年3ヶ月）。2014年4月～2019年3月法政大学現代福祉学部教授。

著書に『反貧困』（岩波新書・第8回大佛次郎論壇賞並びに第14回平和・共同ジャーナリスト基金賞受賞）、『ヒーローを待っている世界は変わらない』（朝日文庫）、『「なんとかする」子どもの貧困』（角川新書）など多数。

長年にわたり、貧困問題対策の実践者として活動されている湯浅さんに、こども食堂を通じた生活困窮家庭の子どもの支援に関して、実践活動とご自身の考え、今後の展望についてお話しを伺いました。

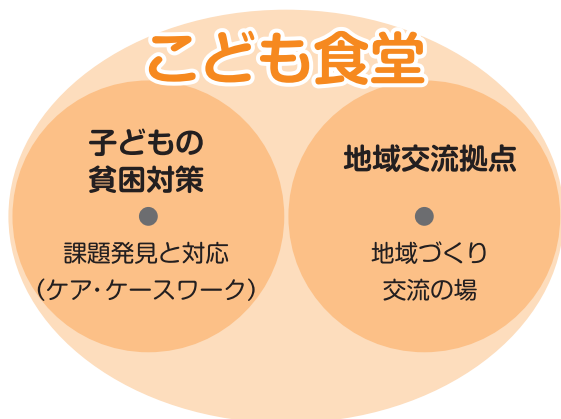
こども食堂の現状

2012年にこども食堂という言葉が生まれてから¹、こども食堂の数は現在、全国で2300を超えると報告されています²。これまでも生活困窮家庭に食材を届けるフードバンクのような支援活動が行われてきましたが、このような急激な広がりはありませんでした。こども食堂がこのように短期間に広がっている背景に、湯浅さんは何が考えられると思いますか。

こども食堂は、子どもの貧困対策と地域交流拠点という二つの中心をもつ楕円だと思います。

純粹な貧困対策では同心円的にしか広がりませんが、二つの中心を持つ楕円なので、子どもの貧困対策でも地域交流拠点づくりでも関心を集めることができ、多くの人に関わることができるのが一番の魅力です。こども食堂の一番の特徴は福祉を超えていることです。貧困対策だけでは、どうしても福祉分野の方々だけの活動になりがちですが、地域づくりの側面も入っているので、自治会やお寺、そして企業も関わるができることが大きいと思っています。

図IV -2-1：楕円形の理念図



加えて、こども食堂の広がり背景には時間や空間や体験の共有価値が上がっていることがあると考えています。例えば、体験型ツーリズムに人が集まる、本屋がカフェコーナーを作るといった現象が様々な領域で起きています。**時間、空間、体験の共有価値が、これらによる煩わしさよりも上回ってきているという価値観の転換によるものだと思っています。**東日本大震災以降も災害が続き、『普通』は物足りないものではなくて、ありがたいものであるという感覚が広がってきています。時間、空間、体験の共有価値の現れの一つが、こども食堂だと思っています。一緒にいることが大事、一緒に食べることが大切ということです。

こども食堂は貧困対策と地域交流拠点という二つの大きな中心があるため、多くの人に関わることができているということですが、こども食堂は運営方法や目的の多様性も特徴だと言われています。実際にはどのような形態が多いのでしょうか。

埼玉県がこども食堂の調査³を実施しています。それによると8割のこども食堂が参加する子どもの対象を限定していません。大人を対象していないこども食堂も7割あります。**一番多い形態は、オープン型で、地域交流拠点としての表看**

板を掲げているものです。昔の自治会の子ども会と違う点があるとすれば、こども食堂に取り組んでいる方々の頭の中には子どもの貧困問題がずっとあるという点です。子どもから何かの信号が発された時には受け止めたいと思っておられます。

農林水産省の平成29年度の調査⁴では、こども食堂の運営者たちが感じている課題として、『来てもらいたい子に来てもらえない』という回答が一番多いです。オープン型で地域交流型の共生食堂をうたいながらも、本当は貧困対策を取り組みたいという思いを持ちながら取り組んでいる運営者が多いことの現れでしょうか。

そうだと思います。ただ、私の中にはそこでもう一歩あります。子どもの貧困は7人に1人⁵と言われていますが、私は黄信号と赤信号の子どもと分けていて、大半の子ども達は黄信号だと思っています。赤信号の子どもはとても目立つので皆の目にかかります。それはかなりディープな虐待家庭、いじめが起きている、極度の貧困でティッシュをなめて「甘い」と言っている、そのような家庭の赤信号の子ども達は皆の意識に引かかります。でも、この数では7人に1人の280万人には届きません。

ほとんどの子ども達は黄信号です。制服は着て学校に行っているし、ご飯は食べることができています。高校生ぐらいになればスマホを持っています。でも、修学旅行に行けない、進学に不安がある、一人親家庭でお母さんが働き詰めではお母さんと会話ができていない、そのような家庭です。でも、黄信号の子どもは個別の相談支援窓口には行きません。行けるとしたら、それは大変な子どもだと認定をされない場所です。黄信号の子ども

達は、自分は青信号だと言える場所、つまりオープン型のこども食堂にしか行きません。運営者からすると子ども達皆が青信号に見えるので、本当に来て欲しい子に来てもらえない、となります。

では本当に赤信号の子どもがこども食堂に来るかという、**本当の赤信号の子どもは行きません。ですので、赤信号の子には訪問のようなアウトリーチが必要です。**しっかりと訪問しなければ無理だと思います。黄信号の子どもが青信号の顔をして来ているときに、皆は青信号のように見えるので、本当に必要な子どもに届いているのかなと皆さんは疑問に思われますが、その子ども達は逆にそうでなければ行けないし、そうであるから来てできています。言葉にはしないとしますが、そこで吸収していくものがあります。

私は兄が障害者だったのでよく家にボランティアの人たちが来ていました。私が大学生に初めて会ったときは結構な衝撃で、何かの新しい生き物に会った感じでした。子どもでもない大人でもないこの人たちは何だろうと。でも、『あなたは私にとって新しい存在です』とは言いません。しかし、今でもその衝撃を覚えています。私の体験と同じような感じで、子ども達もこども食堂に来て、一緒に食事をして、様々な人達と関わる中で持ち帰るものはしっかりと持ち帰っていると思います。

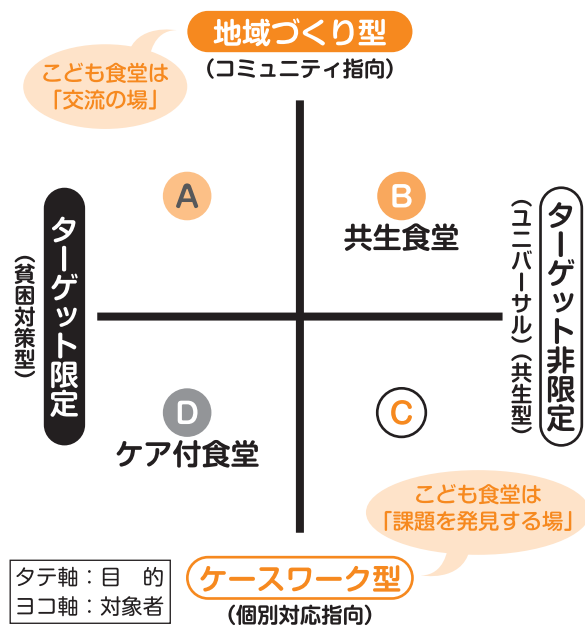
私が運営者と話すときは、こども食堂に来ている子どもが、こども食堂を必要としている子どもでいいのではないかとっています。例えば、所得は400万円あっても、家ではずっと孤食という子どもがいるとします。行政は線引きをせざるを得ませんから、年収300万円以下の世帯を就学援助の対象と決めると年収301万円の世帯には就学援助を出せません。しかし、こども食堂のような民間の取り組みでは所得の制限はなく、家でつまらないから友達に誘われて来ましたということができます。必要を感じて来ているわけです。

どこかに行政目線が入ってしまっているのではないかと運営者には言っています。自分たちが誰をターゲットにして取り組んでいて、赤信号の子どもに本当に来てほしいのであれば、それなりに覚悟を決めて取り組む必要がありますし、ノウハウも蓄積する必要があります。

それでは、「赤信号の子ども」を支援の対象としたこども食堂にはどういったものがありますか？

赤信号の子どもの支援を目的としたこども食堂としては、**生活保護受給世帯や就学援助世帯などに対象を限定したこども食堂があり、ケア付食堂**と言っています(図IV-2-2:こども食堂の理念型)。ケア付き食堂は子どもの貧困対策と重なっています。しかし、地域交流型のこども食堂が子どもの貧困対策と無縁かという、そうではない、というのが先ほどの黄信号の話です。個別の相談窓口にはなじまない子ども達が、それでも行けるところに最大のメリットがあります。

図IV-2-2：こども食堂の類型（理念型）



(出典：『「なんとかする」子どもの貧困』湯浅 誠)

子どもの貧困はお金の問題だけではなくて、つながりの貧困や自己肯定感の貧しさも含むことを認識しなければ、こども食堂の有効性は見えてきません。こども食堂でつながりをつくり、子ども達が自分の家庭を相対化し、色々な気付きに結びつくきっかけになることが、こども食堂の子どもの貧困対策としての側面です。

子ども達のつながりづくりや気付きの場として、こども食堂が持続的かつ安定的であることは非常に重要になってくると思います。現在、こども食堂は民間発の取り組みであり運営者の自由度が高く、多様性に富んでいます。一方、ボランティアベースの運営であるため、持続性や食の安全性など衛生面が懸念されることもあると思います。その点について、湯浅さんのお考えやこれまでの取り組みを教えてください。

基本的にこども食堂は民間が自発的に運営しているもので、始めるのも閉じるのも自由です。公共的な性格は持っていますが、公的な資金が入っているわけではありません。今は誰も「このようにしなければいけない」と言える権利はないと思います。他人から求められるものではないことが基本のスタンスですが、もちろん運営者たちの中にも、持続可能なものになったほうがいいし、食の安全性も確保できればいいと思っている人がたくさんいます。運営者たちが望むものをサポートすることについては必要だと思います。

これまでの取り組みとしては、「こども食堂安心・安全プロジェクト」として、保険料をクラウドファンディングで集め、こども食堂の保険加入への資金援助を行いました⁶。万が一のことが起きたときの対応力を高めるためです。自治体がこ

ども食堂の保険料を負担するような動きも出てきています⁷。

現在は企業と助成事業づくりを進めています。例えば、本社が品川にあるハンバーガーチェーンでは、品川区内のこども食堂に消毒用アルコールや手袋等の衛生品の支援をしています。周囲の人たちが、あそこでご飯を食べさせても大丈夫か、子どもを紹介して大丈夫かと不安に思わないぐらいの質の確保を行いたいと思っている運営者は多いと思うので、その手伝いをしていきたいと思います。その結果として持続可能性が付いてきます。

こども食堂の持続性や安全性をさらに高めるためには、どのような制度が整っていくことが有用だと思われますか？

厚生労働省が2018年6月に初めてこども食堂に関する通知を出しました⁸。従来型の資金援助では無理で、結局は保育園のようになってしまいます。何人の子どもに何人の職員がいて、1人辺り何平方メートル以上が確保されるというような基準作りと制度設計を行い、規準を満たす施設には資金援助をするというやり方ではこども食堂の自発性と多様性が失われます。従来の方法と違うやり方はないか私も頭を悩ませています。

私は資金援助には二つの選択肢があると考えていて、こども食堂という場に与えるか、人に与えるかです。実行しやすいのは後者です。例えば、『民間ケースワーカー』を認定し、こども食堂に来ている気になる子どもに気づいたときに、学校や地域と連携し、時には家庭訪問をして個別支援をします。このようなコーディネーター兼個別支援の人にお金を付けます。

社会福祉士の方に委託や委嘱を行うことも考え

られます。多くのこども食堂はオープン型であるため対象者が限定できず、場にお金を付けることは難しいです。オープン型のこども食堂の社会的な有効性をしっかりと浸透させなければ、対象が限定されない場に税金を付けることは非常にハードルが高いです。

入り口（こども食堂の対象者）を絞るのではな

くて、オープン型こども食堂の場における有効性の社会的認知を広め、場にお金を付けることができるような状態に持っていきたいです。簡単な事ではありませんので、何年かかけて取り組みたいと思っています。まず、2020年に生活困窮者自立支援法が改正される際に、前述のコーディネーターへの費用を検討してもらいたいと思っています。

生活保護受給世帯の子どもの支援

ここまでは「黄信号の子ども達」の支援を含めて、政府と行政が連携をして制度化するためにはどのようにすればいいかという話を伺いました。次は生活保護受給世帯の子どもの支援について伺いたいと思います。こども食堂と社会福祉事務所との連携はどのような効果があり、またどのような注意が必要ですか？

連携の効果はあると思います。先ほどの黄信号の話ですが、まずは社会福祉事務所に黄信号の子どもを認識してもらうことが必要です。生活保護受給世帯の子どもを対象としたこども食堂は、クローズ型になり学習支援モデルにならざるを得ません。しかし、対象を限定しているからこそ、理由があるのでお金を出すことができます。

黄信号の子どもだけでなく、赤信号の子どもも個別の相談窓口になかなか行きづらいです。赤信号の子どもも青信号の顔をして行きたいというリアリティーもあります。実は青信号で行くことができる場所は、赤信号の子どもも来る可能性があります。そのようなときの個別対応能力をこども

食堂が高めることができればより連携の余地が出てきます。

また、行政から個別対応能力を持っている方、例えば民生委員、ソーシャルワーカーなどを担当のネームタグを付けずに派遣してくれる環境を作ることにより、(支援を必要としている子どもに)気づく力が上がります。そのような形の支援ができると、補助金を出さなくてもこども食堂の支援が可能となります。結果的にこども食堂にとってもプラスになります。

もちろん、クローズドの対象を限定した場所が必要です。子ども達の中には、厳しい家庭の子どもであればあるほど、大勢がいる場所が苦手な子どももいます。あるいは就学前の子ども達がメインのこども食堂では中高生が行きづらい場合もあります。本当は両方あって、行き来できるほうがいいです。

大阪府豊中市では小学校区の全てにこども食堂を作りました⁹。運営者は自治会（大阪の場合は地域活動協議会という）です。中高生向けのこども食堂は中学校区ごとに1か所設けています。ここでは学習支援と食支援の両方を行います。社会福祉法人の場所を使い、社会福祉法人が持って

いる車で遠方の子ども達を送迎します。社会福祉法人は社会貢献として行っています。豊中市では社会福祉協議会が主導的におこなっています。コミュニティ・ソーシャルワーカーに非常に強力な方がいて¹⁰、彼女が強く設計に関わっていると思います。

既存の食を通じた子ども支援活動には、ほかにもフードバンクといった活動もあります。フードバンクと社会福祉事務所はどのような連携を考えることができ、生活保護受給世帯の子どもの支援につなげることができるでしょうか。

フードバンクは食糧支援を個別につないでいます。山梨でも行っていますし、文京区では子ども宅食を行っています。東京オリンピックとの関係で東京都も約10億円の予算を付けました¹¹。今後、フードバンクの食糧支援はある程度は増えていくと思います。しかし、その人たちが地域で横につながっていくという話になると、そのような個別の宅配関係だけではなかなかその関係が出てきま

せん。要は場につながりということ意識して、かつ実践していくことが大事になってくると思います。

受け皿の力量の問題もあります。先ほどの赤信号の子どもを受け止めることができるかどうかに関わってくるので、簡単ではありません。これも将来的な課題になっていくと思います。最近では少年院の保護観察員の方からも話を伺うようにしています。少年院を出た子どもが地域で暮らすためには、まず保護観察員が付いて、就労支援を行いますが、必要な支援は仕事だけではありません。家庭が居場所にならない場合は、やはり地域の中に居場所のようなものがあるといいと思います。実際に元保護司さんが始めたこども食堂も出ています¹²。そのようなこども食堂が生活保護受給家庭の子どもに対しても受け皿となり、何か起きたときの良き相談相手、または地域のおばあちゃんのような存在になっていけるといいと思います。ケースワーカーの方はお金を握っている人なので、学校の愚痴や文句を言うように対等に雑談をする感じにはなかなかならないと思います。そのような関係を作ることができる場として、こども食堂は潜在的な可能性を持っています。

今後の展望

湯浅さんはこれまで長年にわたって、貧困対策の実践者として活躍してこられています。こども食堂に限らず、生活保護受給世帯の子ども支援のために、国や地方自治体にどのような支援や連携を期待しますか。

一つは、地域コミュニティの復権です。昔はそれなりに地域の助け合いはあったといいます。イ

ンクルーシブな地域づくりをすることは、こども食堂も目指している所です。これは福祉を超える話なので、本当は厚生労働省が単体で取り組むべきことではないと、私は思っています。本来、地域共生は省庁横断的に取り組むべきことです。国や地方自治体も、リニューアルされた地域づくりに組織横断的に関わっていくことが中期的に重要になってくると思います。

もう一つ、マイナスの所得税¹³のようなものの導入です。子どもの支援にはやはり親の支援が重

要になってきます。生活保護受給世帯に限らず、生活困窮世帯に対しても避けて通ることは出来ないのではないのでしょうか。制度設計も難しいですし、それなりの反発も予想しますが、そこに踏み込んでいくべきだろうと思っています。それが期待することです。

今後の取り組みとして、2018年9月、湯浅さんは新たに設立される全国子ども食堂支援センター・むすびえについての説明会を企業向けに開催されました。企業との連携にも積極的なこの取組の目指すものについて教えてください。

全国子ども食堂支援センター・むすびえは中間支援団体です。子ども食堂という場と、子ども食堂を通じて子どもを支えたいけれどもどのようにすればいいかが分からない人たちにとって、一つの窓口になり得ると思います。子ども食堂を支援したい企業・団体・個人を結ぶという意味で「むすびえ」という名前を付けています。

この取組の中で、とても大事なことだと思って

いることがあります。子ども食堂がインフラになることです。特別感がない場所になることです。まだ特別な人が取り組んでいる特別な人たちのための場所と一般的には思われていますし、自分が（子ども食堂に）行ってもいいとは思えない、自分の子どもも行かせたいと思わないのではないのでしょうか。そのような人たちが子ども食堂に対する見方を変えてくれるきっかけとして、企業連携は非常に重要だと思っています。名の通った大企業が関わっていることはとても安心ですし、企業連携は積極的に進めたいと思っています。

吉本興業が子ども食堂を作ったこと¹⁴などは、子ども食堂の見え方を少し変えた重要なことだと考えています。われわれが取り組む重要なことの一つは、いろいろなマッチングを個別に行うことや、企業に対してプロジェクトを提案するようなことだけでなく、いまお話したようなことをしっかりと可視化していくことです。（子ども食堂を含めた）食支援に取り組んでいる企業を一覧で見せるような場所がホームページで作ることができると、他の企業に対する呼び水にもなります。一般の方たちにも、これだけ皆が応援している所だから自分が関わってもおかしくない場所というふうに見てもらえます。

表IV -2-1：企業の子ども食堂に対する取組の事例（2018年12月時点）

企業名	内容
ブルデンシャル生命	子ども食堂活動の理解を深めるために2016年からはじまった「広がれ！子ども食堂の輪！全国ツアー」（代表：栗林知絵子）に協賛企業として参加。CSR活動の一環で、CSR活動の一環で、子ども食堂への支援活動にも社員の派遣を実施。（同社ニュースリリースより： https://www.prudential.co.jp/news/pdf/519/20181005.pdf ）
クレディ・スイス	子ども食堂を舞台にした映画「子ども食堂にて」（2018年製作・監督：佐野翔音）に特別サポーター・協賛企業として参加。（映画「子ども食堂にて」公式ウェブサイトより： https://kodomosyokudo-nite.jimdo.com/ ）
株式会社モスフードサービス	本社がある品川区で、区が活動を支援している子ども食堂に対し、モスバーガー店舗で使用しているものと同じ手指消毒用アルコールと詰め替え用セットを提供。また、グループ会社を通じて、子ども食堂運営者への衛生管理アドバイスを実施。（品川区ウェブサイトより： http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2018/hpg000032938.html ）
株式会社ファミリーマート	埼玉県とファミリーマートの包括的連携協定締結10周年を記念して、2018年12月から2019年1月にかけて県内の3店舗で食事提供と職場体験を兼ねた「ファミマ子ども食堂」を開催。孤食の解消や、仕事体験の機会を提供することで、地域の子どもの豊かな育ちの支援を目的とする。（埼玉県ウェブサイトより： https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2018/1206-01.html ）

そうになっていくと普通感といいますか、インフラ感が出てきます。私が目指すところは、交通安全のおじさん・おばさんだと言っています。通学路に旗を持って立っているおじさん・おばさんたちは、ものすごく特別なことをしている感じはありません。できる人が少しだけ行うような感じです。あとは子どもに何かがあったときは、家に駆け込んでくれば110番にかけることも普通になっています。安全・安心系の取り組みは、もはや特別感がありません。**こども食堂は普通で、特別ではないものになるのが私のイメージするゴールです。**そのため企業連携は非常に大事だと思っています。

既に様々な企業がCSR(Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)¹⁵の一環でこども食堂に関わっているとのことですが、今後、企業とこども食堂との連携はCSRを超えた企業活動、例えばCSV(Creating Shared Value：共通価値の創造)¹⁶活動となり得ますか？

目指したいです。何が企業活動のメインなのかについては、企業によっていろいろと違うと思います。それぞれSDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)¹⁷がCSRではないという位置づけをしてくれるのであれば、こども食堂に関わることもCSRを超える企業活動となり得ます。**実際に社会や地域の持続可能性がなく**

なると企業の持続可能性もなくなります。そのような意味では、大きくいえば一蓮托生です。持続可能性を維持するための活動ということで位置づけてもらえれば、CSRを超えることはあり得ます。

今はまだこども食堂の利用者は延べで100万人ですが、子どもと親が来る、民間で行っている自由度の高い場所であるこども食堂は、企業にとっても必ずメリットがある場所だと思います。こども食堂が企業の草刈り場のようにになると困りますが、いろいろな分野で行われている企業モニターのように、お母さんたちの意見を聞いて商品開発をするような場になる潜在力は持っています。小さいことでもCSRを超える可能性があります。CSR担当ではなく新規営業開拓担当のような人が、こども食堂を通じて何かできることはないかと話しを聞きにくることもあります。営業利益と結びつけることができる種がないかということと同時に、SDGsの文脈で新規事業を考えなければいけないという機運もあります。

こども食堂だけではありませんが、地域交流拠点が活発になっていくことは、医療費用や介護費用等の社会的コストを下げます。多世代交流型拠点でお年寄りの方が張り合いを得て、結果として医療費用や介護費用の下げることになれば社会全体としてのプラスになるので、決して企業活動とは無縁ではありません。ですから、CSRを超えるものにしていきたいと思っています。**そして、子どもがこぼれにくい地域づくりができると思います。**



2018年11月2日、都内にてインタビュー実施。聞き手：黒谷佳代、嘉藤彩乃（写真左より湯浅誠先生、黒谷佳代、嘉藤彩乃）

脚注

1. 湯浅誠 (2018 年) 『「なんとかする」子どもの貧困』角川新書
2. 「こども食堂安心・安全向上委員会」2018 年 4 月調査結果
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180403-00082530/>
3. 埼玉県「子ども食堂」実態調査結果について (2017 年)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/0901-04.html>
4. 農林水産省「平成 29 年度食育活動の全国展開委託事業」
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/180412.html>
5. 平成 28 年 国民生活基礎調査
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/>
6. こども食堂安全安心プロジェクト
<http://kodomoshokudou-network.com/anshin/>
このプロジェクトは、2018 年 4 月 3 日から募集を開始し、募集を終了した同年 6 月 21 日までに 838 人の支援により 12,523,000 円の資金を集めた。開催頻度が週 1 回以下のこども食堂には年間 1 万円、週 1 回を超すこども食堂に年間 3 万円として、3 年分の保険料を支援する。参加するこども食堂は、その 3 年の間に地域の理解を得て運営基盤を充実させ、4 年目以降は自力で保険料を支払っていくことを目指す。
7. たとえば鹿児島市ではこども食堂へ保険料を助成している。
鹿児島市「鹿児島市子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金」
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kodomofuku/documents/documents/borantextiagyoujiyouhokenn.html>
8. 2018 年 6 月 28 日厚生労働省発出「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000306888.pdf>
9. 豊中市「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/kodomomirai/ibasho.html>
10. コミュニティ・ソーシャルワーカー (和製英語: Community social worker、略称: CSW) は、社会・地域福祉の取り組みを進めるためのソーシャルワークスタッフのことである。日本では大阪府で生まれ、大阪では一中学区につき一人の割合で置かれている。豊中市だけでなく、子ども支援の取り組みがうまくいっている場所には必ずキーパーソンいることを湯浅氏は『あの人がいるから問題』

と定義づけ、キーパーソン自身が自らの貢献を暗黙知により言語化できないため、成功事例の標準化が難しく、キーパーソンの行動観察に基づく研究の必要性を説いている。

11. 東京都「フードパントリー設置事業」のこと

H30 年度「東京都予算案の概要」

http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/syukei1/zaisei/20180126_heisei30nendo_tokyotoyosanangaiyou/30yosanangaiyou.pdf, P38

住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に食料を提供すると同時に、生活状況や食以外の困りごとについて話を聞き、課題に応じた相談支援機関等につなぐ取組み。

12. 保護司が運営主体となっている「こども食堂」としては、NPO 法人「食べて語ろう会」

（理事長：中本忠子、ウェブサイト：<https://tabetekataroukai.wordpress.com/>）が有名。

13. 負の所得税 (Negative Income Tax, NIT) とは、所得が一定額に達しない人々は政府に税金を納めるかわりに、逆に政府から給付金を受け取るという累進課税システムのひとつ。所得税制度を通じて最低所得をすべての国民に保障しようという政策アイデアであり、経済学者ミルトン・フリードマンの著書「資本主義と自由 (Capitalism and Freedom)」(1962) による提案が有名である。（出典：世界大百科事典第 2 版）

14. 2018 年 4 月に吉本興業が「あそぶガッコ」をテーマに那覇市に開校した『沖縄ラフ&ピース専門学校』。1 階実習スペースでは地元の子ども達に安価で食事を提供することも食堂が開催される。

15. Corporate Social Responsibility の略称で、「企業の社会的責任」と邦訳される。企業が事業活動をおこなう上で利益を追従するだけでなく、その社会的影響力も認識し、人権の尊重や法令の遵守、環境問題への配慮、地域社会との共存・貢献といった活動も自主的に行っていくべきという考え方。

16. Creating Shared Value の略称で、「共通価値の創造」と邦訳される。CSR が企業の社会奉仕的な活動の意味合いが強いことに対し、CSV は、社会的課題を自社の強みを生かし解決し、企業価値と社会価値の向上を同時に実現していく事業戦略のこと。

17. Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」と邦訳される。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) な目標。
（出典：外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>）

「こども食堂」と「ネットワーク」のこれまでとこれから

こども食堂ネットワーク事務局／
NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事
釜池雄高

こども食堂ネットワークができたのは、2015年4月。きっかけは、同じ年の1月にNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク（以下、WAKUWAKU）が開催した「こども食堂サミット」でした。そこで、気まぐれ八百屋 だんだんの近藤博子さん、要町あさやけ子ども食堂の山田和夫さんなど、当時先駆的にこども食堂の活動を始めていた方々が一堂に会したのです。

ちょうど同じ時期に私が勤務する株式会社カタログハウスでも、社会貢献活動の一環として、当時メディアなどで紹介され始めたこども食堂に注目し、その活動を広めるお手伝いをしたいと考えていました。そこで、WAKUWAKUの理事長である栗林知絵子さん、事務局長の天野敬子さんに相談したところ、「こども食堂同士がつながるネットワークをつくりたい」と提案を受けました。

私自身は日本の市民活動に深く関わった経験がなく、正直申し上げると「ネットワークをつくること」の意味を、当時は理解できていませんでした。しかし、「ネットワークには事務局が大切なので、カタログハウスで引き受けてくださるととても助かる」と依頼を受け、私たちでお引き受けすることにしました。そして、4月に7つのこども食堂の運営者が集まり、ネットワークをつくってこども食堂の輪を広げていくことを確認したので

す。その後、こども食堂ネットワークに参加するこども食堂の数は2015年末で33軒になり、

約1年後の2017年1月には195軒へと増えていきました。本稿執筆時の2019年1月末現在では、420軒になっています。

この間、こども食堂の数も爆発的に増え、2018年3月末時点で全国に少なくとも2,286軒あることが確認されています（こども食堂安心・安全向上委員会調べ）。最近でこそ、小学校区に1つのこども食堂をといた目標を掲げる自治体も出てきており、まだまだこども食堂が必要だとの議論もありますが、ネットワークの設立当初を振り返ると、現在の状況はまったく想像できませんでした。

こども食堂ネットワークの存在は、こうしたこども食堂の増加の一助になれたのではないかと考えています。本稿では、こども食堂ネットワークのこれまでの取り組みを紹介するとともに、こども食堂の「これから」を考えた際にカギとなる「各地域のこども食堂のネットワーク（中間支援組織）」のあり方について考えます。

こども食堂ネットワークがやっていること

こども食堂ネットワークが実践していることは、大きく分けると次の4つです。

1) ウェブサイトの運営

2016年1月にオープン。こども食堂へ「行きたい人」や「手伝いたい人」が、自

分の地域のこども食堂を探し結びつけること。そして、こども食堂を始めたい人が必要な情報を得られることを目的にしています。

2) 問い合わせ対応

ウェブサイトに電話番号とメールアドレスを明示しているので、こども食堂ネットワークには、こども食堂に関するさまざまな問い合わせがあります。

● こども食堂に寄付をしたい

企業や団体などが全国のこども食堂に支援したい場合や、個人の方が自分の住む地域のこども食堂を支援したい場合など規模はさまざまです。

● こども食堂を自分でも始めたい

メディア等でこども食堂の活動を知った方が、自分も始めたいのでノウハウを知りたい。ネットワークに届け出をしなければ始められないのか？ といった問い合わせもあります。

● こども食堂のことを知りたい

新聞やテレビなどメディア関係の方から、全国（あるいは特定地域）にこども食堂は何軒あるのか。あるいは、新しい形のこども食堂（たとえば、企業が運営するこども食堂や朝食を提供するこども食堂など）が、全国の他地域でもあるのかと質問されることも多いです。

また、企業の方がこども食堂への支援

を考える際、こども食堂の全般的な知識を得たいといった問い合わせもあります。

3) メーリングリストを通じた食材や情報の相互提供

これは外部からは見えない部分ですが、こども食堂ネットワークに参加くださったこども食堂運営者の方には、メーリングリストに招待しています。全国各地の運営者の方との日常的な連絡手段は、このメーリングリストが中心になります。

企業や団体などから事務局宛に食材などの提供があった場合、このメーリングリストを通して全国のこども食堂運営者から希望を募り、提供元から各こども食堂へ直接送付していただくことが多いです。それ以外にも、お米などの食材が多く集まるこども食堂が必要とするこども食堂を募り、提供してくださることもあります。

また、こども食堂の運営に関する疑問や質問をメーリングリストに投げかけることで、全国の運営者からさまざまな回答が届くことも多くあります。最近では、「こども食堂で学習支援もしたいが、どのような形をとっているか？ 自治体はどう関わっているか？」「サラダで生野菜を提供しているかどうか？」といった質問をもとに議論がありました。

それ以外にも、各地で開催されるこども食堂関連のイベント情報や助成金などの情報、こども食堂にプラスして「フードパントリー」（フードバンクなどから提供された食材を一箇所に集め、生活に困っている家庭に食料を提供すると共に、生活状況や食以外の困りごとについて話を

聞き、課題に応じた相談支援機関につながる)の活動を始めた例など、先進的な取り組みを紹介、共有する場にもなっています。

4) イベントの開催

2015年7月から、「こども食堂のつくり方講座」と題して、こども食堂を始めたい人が、すでに始めている先輩こども食堂運営者に話を聞く機会をつくりました(現在、定期開催は休止中)。

こども食堂は民間発の自主的な取り組みのため、多様性があり「これが唯一の正解」といった形はありません。それでも、食品衛生や地域との連携について、先輩こども食堂の経験を聞くことで自らの活動の指針ができたり、なにより経験者の話を聞くことで「背中を押されて」こども食堂を始めたと話す方が多かったことは印象的でした。

そして、年に1度開催しているのが「こども食堂サミット」です。2016年以降、こども食堂ネットワークとWAKUWAKUの共催(協賛:豊島区)で行っており、2017年以降はこども食堂の運営者を中心に、スタッフ・ボランティア、支援者など、こども食堂に関わる人たちが一堂に会する場として位置づけています。

こども食堂サミットでは、毎年テーマを設定しています。これが、こども食堂、そしてネットワークの歩みを表していると言っても過言ではありません。

- 2016年 こども食堂のはじめ方～2015年にオープンした私たちの場合
- 2017年 こども食堂のつづけ方
- 2018年 こども食堂パワーアップ計画
- 2019年 こども食堂を支える方法

2015～16年に爆発的に広まったこども食堂がいかに関係していくか、そのための課題や解決策を共有したのが2017年でした。そして2018年には、さらに活動をパワーアップさせるために必要な5つの視点を提示し、それぞれの分野でディスカッションを行いました。

こども食堂をパワーアップさせるための5つの視点

- 1・行政、社協、学校などを含めた「地域」との連携強化
- 2・フードバンクなど外部の支援団体との連携強化
- 3・ひとり親など困難を抱えた方のサポート力向上
- 4・万が一のための「保険」など、安全・安心面の向上
- 5・都道府県単位、市区町村単位での中間支援組織の充実

18年2月に開催したサミットの交流会で、講師としてお招きした豊中市社会福祉協議会でソーシャルワーカーとして活躍する勝部麗子さんに言われたひと言はとても印象的でした。

「こども食堂をやりたい人、やっている人はたくさんいる。これからは、そういう人たちをどうやって支えていくかですね」

こども食堂を支えるために必要なものとは

2019年のこども食堂サミット(2019年2月10日開催)のテーマに掲げた「こども食

堂を支える方法」には、さまざまな形があると思います。ほんの一例をあげると……

- お寺や教会や企業などがこども食堂のために「場所」を提供する
- 地域住民の方が自宅菜園でできた「食材」を提供したり「運営費」をカンパする
- 民生委員や主任児童委員の方が気になる子どもたちをこども食堂に「紹介」する
- 学校や児童館がこども食堂開催の「周知」の手助けをする
- 地元の企業がこども食堂に社員を「ボランティア」で派遣して子どもたちの勉強をみたり、遊び相手になる

子ども、特にこども食堂に参加する中心世代である小学生の生活圏はそんなに広くありません。小学校区のなかで、地域のさまざまな人たちによってこども食堂を運営するのに必要な「場所・食材・資金・周知・人材」を支えることができれば、こども食堂が持続可能な形で継続していくことは可能なのだと思います。

そのような形で地域に必要とされ、地域から支えられて継続していくことは、こども食堂の理想形なのかもしれません。しかし、ひとつの地域のみで完結し十分に機能しているこども食堂は、そこまで多くないのが現状です。

そこで必要となるのが、「各地域のこども食堂のネットワーク（中間支援組織）」の存在です。社会活動家／法政大学教授で、2016年以降こども食堂の活動に深く関わる湯浅誠さんは、中間支援組織には「交流（ネットワークづくり）」と「支援」の大きく2つの役割

があると言います。

こども食堂ネットワークも中間支援組織の1つです。企業などからの寄付物資を仲介し、多くのこども食堂に届ける「支援」も行ってありますが、活動の中心となるのは「交流」になります。一方で、早くから「交流」と「支援」の両輪をうまく実践していたのが、滋賀県の「遊べる・学べる 淡海子ども食堂」です。

淡海子ども食堂のモデル事業は、「滋賀の縁 創造実践センター」（滋賀県社会福祉協議会を中心に民間福祉関係者がつながった団体）により推進され、2015年8月からモデル事業の募集を始めています。現在、活動は「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」に移されていますが、その主な実践内容は次のとおりです。

- 始めたい人に向けてガイドブックを用意し開設準備講座を行う
 - 3年までの助成金の提供（初年度20万円、2、3年目10万円）
 - 課題（運営の継続方法や子どもとの関わり方など）に応じて実践者研修会を開催
 - 企業などから支援のあった商品券や食材の提供
 - 定期的にニュースレターを発行、交流会・イベントを実施
 - 県内の「子ども食堂マップ」やウェブサイト等での情報発信
- ※ 詳しくは「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」のウェブサイト（<https://shiga-hug.jp/>）参照。

その結果、滋賀県内のこども食堂の数は115ヵ所(2018年12月25日現在)にまで広がっ

ています。滋賀県には小学校が223校（文部科学省「学校基本調査（平成30年度）」あり、数で言えば、2校の小学校区に1つはこども食堂がある状態なのです。

滋賀県の例で注目したいのは、中間支援組織の存在が企業などの支援を呼び込みやすくしている点です。滋賀県内を中心に総合スーパーなどを展開する株式会社平和堂は、滋賀県内のこども食堂に対して、運営者が滋賀県内の平和堂で食材や必要な物資を買える「平和堂商品券」を、これまで総額769万2000円分寄付しています。また、店内でこども食堂のリーフレットと一緒に募金箱を設置し、こども食堂の周知にもひと役を買っています。

こうした支援は、平和堂がこども食堂の活動に共感していることはもちろんですが、滋賀県社協を中心とした中間支援組織が「信頼できる」と感じたからこそ実施されたのではないのでしょうか。



こども食堂サミット 2019 の様子

2019年2月10日、としまセンタースクエアで行われた「こども食堂サミット2019」の集合写真。全国からこども食堂の運営者、スタッフ・ボランティア、支援者などおよそ250名が参加した。

こども食堂のネットワーク（中間支援組織）の現在地

現在、各地域のこども食堂のネットワーク（中間支援組織）は、都道府県単位、市区町村単位を合わせると全国に50～70カ所程度あるのではないかと推測されます。

2016年9月に始まった「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアーは、地域の多くの人にこども食堂への理解と協力を広める目的をもち、19年3月までに全国すべての都道府県（北海道は、道東・道央・道南・道北の4カ所）でのこども食堂のシンポジウム開催を終える予定です。その際、各地で実行委員会を組織してもらうことを促したため、それが各都道府県のネットワークへとつながった例も多くありました。

各地域のネットワークは、都道府県単位、市区町村単位で存在しますが、どの組織が中心になっているかでいくつかのパターンがあります。

- 行政中心型…北九州市「子ども食堂ネットワーク北九州」など
- 社会福祉協議会中心型…滋賀県「遊べる・学べる 淡海子ども食堂」など
- 民間（NPO法人など）中心型…栃木県「とちぎ子ども食堂ひろば」、埼玉県「埼玉県子ども食堂ネットワーク」など

行政も深く関わりながら事務局は社協が担う形も多いですし（高知県「高知家こども食堂」、東京都品川区「しながわ子ども食堂ネットワーク」など）、民間のNPO等が行政の事業を請け負う場合（岩手県「子どもの居場所ネットワークいわて」など）もあります。ま

た、こども食堂だけではなく、学習支援や不登校支援などの団体も合わせてネットワーク化する動き（東京都荒川区「あらかわ子ども応援ネットワーク」など）もよく見られます。

現状では、行政や社協が中心を担う場合、予算がつけられ担当する職員も配置されるので、滋賀県が行っているような「支援」と「交流」の両輪を担う取り組みが行われやすい傾向にあります。こども食堂の「コーディネーター」(北九州市、宮崎市)や「コンシェルジュ」(大阪府)を設置して、運営のノウハウや地域との連携を積極的に支援する自治体も出てきています。

一方で、民間が中心となる場合、多くのこども食堂の活動と同様、ネットワークの運営もボランティアで行っていることがほとんどです。そうするとネットワークの活動も「交流」が中心となり、「支援」にまでリソースを割くことが難しくなっています。

中間支援組織は、その役割の重要性にも関わらず裏方で作業が多いため、企業などの支援も届きづらい傾向にあります。とはいえ、行政や社協が中心になることで、民間から始まったこども食堂の活動の肝である自主性と多様性が失われてしまっては大問題です。現在、そうした問題が起きているわけではありませんが、行政、社協、そして民間がどう協働して中間支援組織を機能させていくか、これから数年は、全国各地で模索が続くと思われます。

前述の湯浅誠さんが理事長となり18年12月に新設し、私も理事として参加するNPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえでは、「地域ネットワーク支援事業」を活動の柱の1つとして設定しています。こども食堂が今後さらに増えていき、地域で必要とされ、その役割を増していくとき、こども食堂

のネットワーク（中間支援組織）の充実は必要不可欠な要素です。そして、企業を始めとした民間がこの分野で協力できることは多いと考えています。

こども食堂の「これから」をつくる取り組みが、まさにいま、全国で始まっているのです。この分野に、たくさんの人の知恵と行動が集まることを期待しています。(了)



こども食堂ネットワークのウェブサイト

全国約350軒のこども食堂の情報を掲載するほかに、各地域のこども食堂のネットワークのウェブサイトへのリンク集を新設した。
<http://kodomoshokudou-network.com/>



NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえのウェブサイト

こども食堂を支援するため、「地域ネットワーク支援事業」「企業・団体との協働事業」「調査・研究事業」の3つの柱で活動する。
<https://musubie.org/>



まとめ

本報告書では、子どもの生活支援に関する取り組みのレビュー及び先駆的取り組みを実施する支援者へのインタビューをおこなった。多くの取り組みが行政または民間が主体となり実施されていることがわかった。そこで、以下の通り、実施主体別に我々からの提言をする。

行政の皆さまへ

縦割り行政に横ぐしをさしましょう

行政の各部局間の連携を行うには、そのための部局が必要となる。本報告書で連携事例として紹介した東京都江戸川区では、成長支援係が部局間連携の役割を担う。実際、江戸川区が実施する成長支援事業は、区の子ども家庭部、福祉部、健康部など複数の部局が関わり、子どもを必要な支援につないでいる。また、ある民間団体は自治体の一つの部局からの業務を受託すると他の部局からの業務を受託できないため、行政からの業務は受託していない。行政と民間の円滑な連携を進めるには、まず、行政内での部局間連携の推進が望まれる。

地域の支援団体をマッピングしましょう

我々のレビューから、行政と民間の連携の有用性が明らかとなった。円滑な連携を推進するためには、それぞれの民間の支援団体がどのような人を対象に、どのような支援をおこなっているのかを把握する必要がある。例えば、対象と支援内容を軸に支援団体をマッピングし、それを公開することで、行政が支援の必要な人のニーズに合う

適切な支援者につなぐことが可能となるだけでなく、地域の住民がマッピングを見て支援団体を訪問したり、友人・知人に紹介することもあるだろう。また、行政及び民間団体の連携のためには、マッチングの役割を担うコーディネーターが必要となるだろう。行政によるコーディネーター育成事業が期待される。

地域の支援団体に事業を任せて、活動しやすい環境と仕組みを提供しましょう

行政は、生活困窮世帯に関する詳細な情報を保有している。しかし、行政だけで事業を行うにはマンパワーの問題などで限りがあるため、民間の支援団体に業務委託をする場合が多いだろう。一般に、行政から業務委託する場合、煩雑な会計処理が必要であるが、自治体から独立した中間支援組織を設立することでこの問題を解消した事例がある。兵庫県明石市は、公費と民間団体からの寄付を資金源として一般財団法人「あかしこども財団」を設立した。市は子育て支援団体サポート等の事業運営を財団に委託し、開催ごとの経費の精算報告を簡略化するなど、迅速かつ柔軟な継続支援を可能としている。また、東京都江戸川区の食

事支援ボランティア派遣事業では、ボランティアが食材調達時に必要な会計処理に電子マネー（ご

当地 WAON）を導入することで、経理業務の負担が軽減されている。

民間団体の皆さまへ

自身の組織で何がどこまでできるのか、何ができないのかを整理しましょう

行政による地域の支援団体のマッピングをするためにも、民間団体は自身の組織でできることとできないことを整理する必要がある。自身の組織の活動の限界を認識していれば、自身の活動のキャパシティーを超えるような生活困窮世帯を受け入れてしまい、支援する側もされる側も苦しい状況に陥る可能性は低くなるだろう。各支援団体のキャパシティーが整理されることで、適切な支援団体に支援の必要な人をつなぐことが可能となる。

支援団体のネットワークをつくりましょう／参加しましょう

近年、子ども食堂をはじめとする支援団体のネットワーク化が進んでいる。支援活動をおこなう際、自身の組織では扱いきれない生活困窮世帯が訪問してくるかもしれない。その際、支援団体のネットワークがあれば、より適切な組織に生活困窮世帯を案内し、必要な支援を提供することができるようになるだろう。また、ネットワークは情報や物資、支援の共有にも役立つ。このように、ネットワークは「交流」と「支援」の役割を担う中間支援組織となり得る。

皆さまへ

基本は包括的な支援ですが、スティグマを与えない工夫を施した選別的な支援も必要です

生活困窮対策を行う際、選別的な支援よりも対象を限定しない包括的な支援の方が、より多くの支援が必要な生活困窮世帯にアプローチすることが可能である。しかし、包括的なアプローチでは十分な支援が届かない場合もある。例えば、包括的アプローチの一つである子ども食堂に行ってみたいけれど、お金がかかるので行けないと感じている生活困窮世帯の場合、市内の子ども食堂で使える無料回数券を提供してもらえたら、安心して子ども食堂を利用できるだろう。その場合、周囲の人が無料回数券を見ただけで生活困窮世帯であるとは分からないように、類似の回数券を市民に発行・販売するなどの工夫が必要である。

食の支援を入口に家庭の中の問題を解決しましょう

我々のレビューの結果、多くの食を通じた子どもへの支援があることが分かった。なかでも、東京都文京区の子どもの宅食や東京都江戸川区の子どもの配食サービス及び食事支援ボランティア派遣事業では、食の支援をきっかけとして家庭の中の問題を整理し、必要な支援につなげ、子どもの養育環境を整えている。これら食を通じた支援では、「食を入口に支援者と家庭・子どもがつながり」、「食を介して家庭の課題発見・解決」をすることが可能となっている。食事は、心身ともに豊かに生きるために欠くことのできない日々の活動であるため、食を通じた支援には幅広い可能性があるだろう。つまり、食の支援は貧困対策や地域交流だけでなく、健康につながる支援であるため、多部門・セクターによる裾野の広い取り組みが可能となる。

支援事業の効果評価をしましょう

今回、生活困窮世帯の子どもに対する支援内容と同時に、その効果評価についてもレビューをおこなったが、ほとんどの支援について効果評価が実施されていないことが分かった。効果的・効率的な取り組みを実施するためには、PDCA サイクルに基づき、計画（PLAN）、実行（DO）し、評価（CHECK）をすることで改善（ACTION）につなげることが必要である。先述のように自身の組織のキャパシティーを整理することで、支援対象者に合った計画を立てることが可能となる。さらに、計画実施後にきちんと評価をすることで、課題に気づき、今後の改善策を検討できる。しかし、評価をおこなうことは容易ではないため、適宜専門家との連携により効果評価を実施することが望まれるだろう。

さいごに

これらの提言を踏まえて、私たちは生活困窮世帯の子どもの支援に携わる皆さまと一緒に、すべての子どもたちが安心できる居場所を見つけられる、やさしい社会づくりに貢献していくことを望んでいます。

2019年3月

社会的弱者への付き添い支援等社会的処方
の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの
支援に関する調査研究 関係者一同

謝 辞

本報告書は、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」として国庫による補助を受け、一般社団法人日本老年学的評価研究機構（代表理事：近藤克則、事業担当責任理事：近藤尚己）が事業実施主体となり推進した調査研究をまとめたものです。

本報告書にご登場頂いた泉房穂氏、佐野洋子氏、湯浅誠氏ならびにご寄稿頂いた釜池雄高氏に加え、以下の方々には、専門家として報告書作成の過程で様々なご助言をいただきました。関係者一同、感謝申し上げます。

お名前・ご所属先（あいうえお順）

荒井佑介様	認定NPO法人PIECES 副代表理事
上坂かおり様	江戸川区子ども家庭部児童女性課成長支援係 係長
大河原一憲様	電気通信大学大学院 准教授
大島寿美子様	北星学園大学文学部心理・応用コミュニケーション学科 教授
小林孝様	特定非営利活動法人ちょうふ子どもネット 副理事長 事務局長
宍戸美穂様	調布市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター
瀧本秀美様	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 部長
千葉剛様	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 部長
根本真紀様	文京区社会福祉協議会 地域連携ステーション フミコム
野口千佳子様	江戸川区子ども家庭部児童女性課 課長
細川真彦様	覚證寺・住職／調布中学校 PTA 会長
横山智哉様	江戸川区子ども家庭部児童女性課成長支援係 主査

監修・検討会委員・著者・編集・協力者 一覧

<監修>

黒谷佳代	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所／国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部食育研究室 室長
------	--

<検討会委員>

可知悠子	北里大学医学部公衆衛生学 講師
黒谷佳代	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所／国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部食育研究室 室長
高木大資	東京大学大学院医学系研究科 講師
中出麻紀子	兵庫県立大学 環境人間学部 食環境栄養課程 准教授
山口麻衣	豊島区池袋保健所健康推進課栄養グループ／東京大学 客員研究員

<著者>

- 上野 恵子 (全体サマリー (報告書概要版)・Ⅱ章・Ⅴ章)
一般社団法人日本老年学の評価研究機構 研究員／東京大学大学院医学系研究科 博士課程
- 小貫 美幸 (Ⅳ章)
一般社団法人日本老年学の評価研究機構 コーディネーター
- 可知 悠子 (Ⅱ章・Ⅳ章)
北里大学医学部公衆衛生学 講師
- 黒谷 佳代 (はじめに・Ⅱ章・Ⅲ章・Ⅳ章・Ⅴ章)
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所／国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 食育研究室 室長
- 新杉 知沙 (Ⅱ章・Ⅴ章)
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 研究員／東京大学 客員研究員
- 高木 大資 (Ⅰ章)
東京大学大学院医学系研究科 講師
- 中出 麻紀子 (Ⅱ章・Ⅳ章・Ⅴ章)
兵庫県立大学 環境人間学部 食環境栄養課程 准教授
- 山口 麻衣 (Ⅱ章・Ⅳ章)
豊島区池袋保健所健康推進課栄養グループ／東京大学 客員研究員

<編集>

- 上野 恵子 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 研究員／東京大学大学院医学系研究科 博士課程
- 小貫 美幸 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 コーディネーター
- 近藤 尚己 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 理事／東京大学大学院医学系研究科 准教授
- 西岡 大輔 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 研究員／東京大学大学院医学系研究科 博士課程

<協力者>

- 雨宮 愛理 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 研究員／東京大学大学院医学系研究科 博士課程
- 嘉藤 彩乃 東京大学医学部健康総合科学科
- 金森 万里子 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 研究員／東京大学大学院医学系研究科 博士過程
- 長友 亘 足立区政策経営部 ICT 戦略推進担当課／東京大学 客員研究員
- 藤並 祐馬 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 事務局長
- 前田 理沙 一般社団法人日本老年学の評価研究機構 コーディネーター
- 増田 理恵 東京大学大学院医学系研究科博士課程

<こども食堂かくしょうじ横断調査協力者>

大河原一憲・大淵智美・岡田幸樹・嘉藤彩乃・金田恭江・小池温子・今野大成・斎藤希子・坂本陽子・清水俊平・高木遥子・坪井良紀・内藤奏・永島雅章・早川智香・山崎直輝

生活困窮世帯の子どもに対する支援って どんな方法があるの？

国内外の取り組みとその効果に関する レビューおよび調査

平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会的弱者
への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および生活
困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」報告書

発 行 日 2019 年 3 月

発 行 者 近藤克則

デザイン・ ラウンドアラウンド 道田真司

イ ラ ス ト 福岡市博多区

<http://roundaround.net>

印 刷 所 社会福祉法人 名古屋ライトハウス

〒 455 - 0831

愛知県名古屋市港区十一屋 1-70-5

Tel.052-383-4381

ISBN : 978-4-9910804-2-5

生活困窮世帯の子どもに対する支援って どんな方法があるの？

国内外の取り組みとその効果に関するレビューおよび調査

平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業

「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および
生活困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」報告書

ISBN : 978-4-9910804-2-5